

会報

第 157 号

◇エッセー

創造的アプローチの失敗から生まれるブレークスルー 筑波大学長 江崎 玲於奈

■諸会議議事要録

理事会

第100回総会

第67回事務連絡会議

第1常置委員会

第2常置委員会

第3常置委員会

第4常置委員会

第5常置委員会

第6常置委員会

第7常置委員会

医学教育特別委員会

教員養成特別委員会

特別会計制度協議会

■報告

「えがりてネットワーク」に参加して お茶の水女子大学長 佐藤 保

■要望書

行財政改革と国立大学の在り方について（要望）

国立大学の施設の整備・改善について

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

国立大学附属図書館の整備充実に関する要望

「大学の教員等の任期制に関する法律」の施行に関連する要望書

■資料

医学部（医学科）4年制コース創設の提言

産学協力の推進と教員の倫理

「今後の育英奨学事業の在り方について」に対する意見について

「留学生の入学選考の改善方策について」に対する意見

「中央教育審議会審議のまとめ(その二)」についての意見

新たな時代に向けた教員養成の改善方策に関する意見について

■名簿

理事会、常置委員会及び特別委員会

国立大学協会

平成9年8月

会報

平成9年8月 第157号

第47卷第3号通巻第157号

平成9年8月号

国立大学協会

●エッセー

創造的アプローチの失敗から

生まれるブレイクスルー 筑波大学長 江崎 玲於奈 ……………9

【事業報告】

■諸会議議事要録 (平成 9 年 5 月～6 月)

理 事 会 (6.2) ……………15

報 告

会務報告

小委員会の設置について

各委員会委員長報告

大学入試センターからの報告

協 議

理事候補者について

常置委員会委員 (大学の代表者) 候補者の選考について

委員会委員の交代について

平成 8 年度国立大学協会歳入歳出決算について

国立大学の平成 11 年度入学者選抜の基本方針について

「留学生の入学選考の改善方策について」に対する意見について

国立大学教官等の待遇改善に関する要望について

人事院勧告の取扱いに関する要望について

国立大学附属図書館の整備充実に関する要望について

当面する諸問題について

その他 (第 100 回総会の日程, 第 101 回総会の日時・場所等について)

理 事 会 (6.17) ……………29

会長, 副会長の選出について

常置委員会委員 (大学の代表者) 候補者の確認について

監事候補者の選考について

第 100 回総会 (第 1 日) (6.17) ……………31

報 告

会務報告

特別委員会の設置について

小委員会の設置について

各委員会委員長の報告

協 議

理事の選任について

報 告

各地区学長会議の状況報告

<ul style="list-style-type: none"> 協 議 <ul style="list-style-type: none"> 平成 8 年度国立大学協会歳入歳出決算について 平成 9 年度国立大学協会歳入歳出予算（案）について 国立大学の平成11年度入学者選抜の基本方針について 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について 人事院勧告の取扱いに関する要望について 国立大学附属図書館の整備充実に関する要望について 報 告 <ul style="list-style-type: none"> 会長、副会長選出の結果報告 大学入試センターからの報告 協 議 <ul style="list-style-type: none"> 常置委員会委員（大学の代表者）の選任について 医学部（医学科）4 年制コース創設の提言について 当面する諸問題について 	49
<p>第100回総会（第 2 日）（6.18）</p>	49
<ul style="list-style-type: none"> 報 告 <ul style="list-style-type: none"> 各常置委員会の委員長選出結果について 各常置委員会報告 協 議 <ul style="list-style-type: none"> 監事の選任について 当面する諸問題について その他 <ul style="list-style-type: none"> 第101回総会の日時・場所について 退任学長挨拶 	56
<p>第67回事務連絡会議（6.20）</p>	56
<ul style="list-style-type: none"> 総会付議事項について <ul style="list-style-type: none"> 大学入試センターからの連絡事項 日本学術振興会の事業について 文部省からの説明及び事務連絡 	
<p>第 1 常置委員会（5.30）</p>	66
<ul style="list-style-type: none"> 国立大学制度についての最近の動き 教育研究支援体制 	
<p>第 1 常置委員会（6.18）</p>	69
<ul style="list-style-type: none"> 委員長の選出について 委員会の審議事項について 	

第2 常置委員会 (5.7)	71
報告事項	
国立大学の平成11年度入学者選抜の基本方針について	
平成10年度国立大学入学者選抜における留意事項について	
平成10年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて	
入試将来ビジョン検討小委員会の検討状況について	
第2 常置委員会 (6.18)	78
委員長の選出について	
委員会の審議事項について	
第3 常置委員会 (6.18)	81
委員長の選出について	
S C S小委員会の審議状況について	
内外学生センターの理事推薦について	
インターンシップについて	
就職協定廃止後の状況について	
育英奨学制度についての意見提出について	
その他 (男女共同参画推進連携会議, 学生の精神保健の研修会等について)	
第4 常置委員会 (5.28)	84
国立大学教官等の待遇改善に関する要望について	
教室系技術職員の位置付けと待遇改善について	
人事院勧告の取扱いに関する要望について	
教官委員の後任補充について	
第4 常置委員会 (6.18)	86
委員長の選出について	
教室系技術職員の位置付けと待遇改善について	
国立大学教官等の待遇改善に関する要望について	
大学教官の任期制について	
大学の事務職員の問題について	
第5 常置委員会 (5.6)	88
留学生の入学選考の改善方策について	
UMA P 国際事務局の設置について	
その他 (JUSSEP 小委員会委員の交代, 教員委員の補充, AAC&Uメンバーの来日, 韓国大学教育協議会主催15周年記念国際会議について)	
第5 常置委員会 (6.18)	94

委員長の選出について	
UMAP国際事務局の日本設置について	
教員委員の後任補充について	
AVCCからの面会の申し入れについて	
第6常置委員会 (6.18)	96
委員長の選出について	
委員会の審議事項について	
「高等教育計画・財政研究会の開催」(案内)について	
第7常置委員会 (6.2)	97
国立大学附属図書館の整備充実に関する要望について	
国立大学附属図書館の当面する諸問題について	
産学協力の推進と教員の倫理について	
助手問題について	
複写権に関する問題について	
第7常置委員会 (6.18)	99
委員長の選出について	
複写権に関する問題について	
助手の問題について	
夜間主コースについて	
情報公開について	
支援職員の問題について	
科学研究費の審査と評価について	
医学教育特別委員会 (5.13)	101
医学教育と学位について	
教官の任期制と教育評価及び教育方法の改善について	
教員養成特別委員会 (5.15)	105
附属学校調査の取りまとめについて	
教員養成をめぐる最近の状況について	
教育職員養成審議会の審議状況について	
教員養成特別委員会 (6.19)	109
教育職員養成審議会「カリキュラム等特別委員会審議経過報告」に対する意見について	
義務教育教員志願者に対する介護等体験の義務付けに関する新制度について	
附属学校調査の結果報告について	
大学における教員養成の改善に関する研究について	

特別会計制度協議会（5.12）	113
平成10年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて	
●第100回総会国立大学協会事業報告	117
諸会合	
要望その他の諸活動	
要望書の受理	
刊行物	
●諸会合（平成9年5月～6月末までの開催会議）	122

【報 告】

「えがりてネットワーク」に参加して お茶の水女子大学長 佐藤 保	123
—男女共同参画推進連携会議について—	

【要 望 書】

行財政改革と国立大学の在り方について（要望）	126
国立大学の施設の整備・改善について	129
国立大学教官等の待遇改善に関する要望書	130
国立大学附属図書館の整備充実に関する要望	134
「大学の教員等の任期制に関する法律」の施行に関連する要望書	136

【資 料】

医学部（医学科）4年制コース創設の提言	137
産学協力の推進と教員の倫理	140
「今後の育英奨学事業の在り方について」に対する意見について	143
「留学生の入学選考の改善方策について」に対する意見	144
「中央教育審議会 審議のまとめ（その二）」についての意見	146
新たな時代に向けた教員養成の改善方策に関する意見について	148

【名 簿】

理 事 会	156
-------	-----

常置委員会	156
特別委員会	160

◎ 【その他】

学長等の異動	162
--------	-----

編集後記

創造的アプローチの失敗 (Creative Failures) から生まれるブレークスルー

筑波大学長 江崎 玲於奈

サイエンス・カルチャーの特徴は懐疑と旺盛な批判精神、国際性であり、創造の自由、選択の自由の上に成り立っている。そこでは、予期しないサプライジングな発見、画期的な新説の樹立、従来の説の論破、などをしたものが称賛され、ノーベル賞で代表されるような栄冠が与えられる。進歩、発展はカルチャーの中に built-in されているのである。

一方、目下、進行中の改革の中心課題はわが国固有の官僚主導カルチャーの見直しである。官僚主導のもとに、明治以降のわが国の発展、戦後の復興も成し遂げて来たのであるが、元来、このカルチャーはサイエンス・カルチャーと対照的な性格を持っている。ナショナリズムが強く、閉鎖的傾向を持ち、ともすれば、硬化して形式主義に流れ、能率が上がらない状態を招くのである。

10年位前のことであるが、大蔵省が規制している筈の銀行の預金の窓口で次のような意味の掲示を見た。

“預金に際し、架空の名前をご使用になりますと、いろいろ面倒な問題が起きます。ご本人の正しいお名前をご使用下さい”

日本人の多くは、こんな掲示にはあまり気をかけないかもしれない。脱税の問題、三文判使用の慣習がこの奥にある。必ず本人のサインを要し、各人が社会保障口座番号 (Social security account number) を持つアメリカでは考えられない告知である。しかし、それ以上の問題がひそんでいるのではないであろうか。

ここで、もし“面倒なことさえ起こらなければ、正しくないお名前でもよい”

というのであろうか。大体、名前に正しいとか正しくないとか価値判断するのは極めて不当である。各人の名前にはその本人の尊厳がかかっており、詐欺師でもない限り、名乗ることと面倒な問題などとは本来なんの関係もないはずである。

私はここに、日本の他律的道德観の片鱗をうかがうことができるように思えた。さきの銀行の掲示のニュアンスを保ちながら、大蔵省から文部省に移るパロディ (parody) を作ると次のようになる。

“非道徳的行為をされますと、あとでいろいろ面倒なことが起こりますので、なるべく道徳を守るようお勧めします”

これは、個人の尊厳を無視した道徳教育の一端であろう。

正しい名前といえば、最近、旅券に記す私の名前に関して次のような問題が起こった。私は50年前、研究生生活をはじめて以来、英語での名前は Leo Esaki で通して来た。アメリカの査証をはじめ、数多い英文論文の筆名、クレジットカード、名士録 Who's Who に掲載されている名も、ノーベル賞の賞状もすべて Leo Esaki で通しているのであるが、公用旅券にはどうしてもそのように記載してもらえないのである。私の戸籍には江崎玲於奈と記載されているだけであるから、それをどのようにアルファベットで綴ろうが、私の自由であってよいと思うのだが、外務省の領事移住部旅券課は私の“正しいお名前”は Reona Esaki であると主張して止まない。すべての英語名はヘボン式ローマ字の綴り方に従うことになっているからと言うのである。しかし、言うならば Reona Esaki はどのデータベースにもなく、実在しない。この旅券では外国のホテルや銀行、飛行場などで私が本人であることの確認に使えないのである。(そして、言いたいことは、幕末から明治にかけて来日した医療宣教師の名はヘップバーン (Hepburn) であり、それをヘボンと言うのは“正しいお名前”ではないと思うのだが……。)

私の名前は、もともと、獅子の如く勇敢なれ、という意をこめ、ラテン語の獅子、Leoに由来するのだと言ってもアルファベットのLはヘボン式にはないという返事が返るだけである。それではもし、Leo Tolstoy という人が日本に帰化した時にどうなるのか、と聞いたが、先ず、日本名はレオトルストイとなり、それがReo Torusutoiになるという驚くべきヘボンの強い規制を聞かされた。もっともこの係官が言うにはLeo Tolstoyも旅券に併記されるであろうという。当り前である。私の場合も一般旅券にはLeoを併記してもらっているのであるが、公用旅券では間違いが起こると困るので原則として併記は許されないということである。それではLeoだけでもよいと言っても、この主張はやはり受入れてもらえない。自分達役人は規定に従う以外何も出来ないという紋切り形の返事が返ってくるだけである。この旅券問題は日本の官僚主導文化の一面を端的に表わしているのではないであろうか。

さて、今、行政、財政構造、経済構造、金融システム、社会保障構造、教育をも含めて改革が叫ばれている。このままでは、国際的に見て、わが国の活力は低下する。それは、言うならば、世界の隅々まで押し寄せているグローバリゼーションの大波の影響であろう。そこで大役を演じているのは言うまでもなく先端的な情報通信技術である。文字、音声、画像などのマルチメディアの情報が国境を超えたネットワークを通じて行き交っており、インターネットや電子メールはわれわれ地球上の住人から時間と距離の壁を取り除き、世界中の異なるカルチャーを直接ぶち当たらせる結果になったのである。

現在、進んでいるわが国の改革の理由を一口で言うならば、わが国固有のクローズド・カルチャーを脱皮し、グローバル化された新しい日本のオープン・カルチャーの樹立である。それは世界のさまざまな文化とうまく接続できる普遍性と、

得意の分野だけでもよいが、そこでリーダーシップが発揮できる創造性を保持したものでなければならない。何としても、これまでのような官僚主導の欧米追跡型の経済発展や学術振興には限界が見えて来た。今や欧米と互角の立場でわれわれ自身の創造力をもって、新しい産業分野、新しい学問分野の開拓に挑戦せねばならなくなったのである。

15世紀、ヨーロッパにおけるルネッサンス、そこにおいて華やかにヒューマニズム、学術、芸術の開花を見たのであるが、この到来の条件として2つが考えられる。1つは、創造力こそ神から授かった人間の最も貴重な才能であるということと世の中が認めたこと、もう1つは国境を超えてヒト、モノ、カネや情報、知識の旺盛な交流、即ち、コミュニケーションの活発化である。クローズド社会と言われる日本のルネッサンス（再生）を図るためにも、この2つの条件が満足されねばならない。国際感覚を持つ創造性豊かな人材に大活躍してもらわなければ21世紀の日本の発展はおぼつかないのである。

このような時機を迎えたわが国においては、何としても、各人の創造のひらめきが自由に燃え上り、新しいアイデアは称賛をもって迎えられるような環境にしなければならない。それは大きいもの、強いものが勝って当たり前とする「強者の論理」が支配する世界でもなければ、小さいもの、弱いものは保護されるのを当然とする「弱者の論理」が通る世界でもないのである。言うならば、創造の才豊かなものが指導の舵取りをし、そこは、Creative Failures のリスクをも含めて、創造的アプローチを受け入れる社会なのである。

われわれの知性 (mind) の能力は大きく2つに分けられる。1つは物ごとを解析し、理解し、選択し、公正に判断する能力であり、これを分別力(judicial mind)と呼ぶならば、もう1つは豊かな創造力と先見性のもとに新しいアイデアを創造

する能力 (creative mind) である。この創造力こそ改革，進歩の原動力となって，人類文明を発展させて来たのである。ここで，創造力は個性的であり，未知への挑戦だとすれば，分別力は没個性の側面を持ち，既知のものを取扱う，と言えるであろう。

私は科学者としてサイエンス・カルチャーの中で長く仕事をして来たが，そこでの創造的アプローチはリスクが高く失敗の連続である。私などの経験からしても，直感を頼りに暗中模索，試行錯誤，Creative Failures を繰り返すうち，たまに何か偶然の機会に闇の中で光彩を放つようなブレイクスルーを見出して歓喜するのである。このサプライズこそ，はじめに書いたように新発見であり，従来の説を覆す新説なのである。最近，わが国においても研究成果の評価熱が高まっており，サプライズには高い評価点を与えるであろうが，そこに到る道中の Creative Failures には低い評価しか与えないので問題を投げける。

リスクが高い点ではシリコンバレーなどにおけるベンチャーも同様であろう。しかし，創造的試行の中には素晴らしいチャンスに恵まれ大成功するものがあり，それが多くの Creative Failures を補って余りあるのである。

さて，最後にわが国がこれまでやって来た官僚主導の経済発展や学術振興について考えてみたい。それは嘗て，日本の Brain Power が比較的安かった頃，官僚の Judicial Mind をフルに働かせば多くの分野で成功を得ることが出来たのである。しかし，もはやそのような旨味はあまり残っていない。そこで筆者は Judicial アプローチから Creative アプローチへ変えるべき時が来たと訴えるのである。

事業報告

諸会議議事要録

理事会

日時 平成9年6月2日(月) 13:30~17:00

場所 東京ガーデンパレス「須磨の間」

出席者 井村会長

阿部副会長

丹保, 吉田, 阿部, 丸山, 蓮實, 木村, 板垣, 岡田, 加藤, 後藤, 金森, 西塚, 北川, 小坂, 鮎川, 杉岡, 佐古, 野村各理事

久々宮(第3), 梶井(第4), 武藤(第6)各常置委員会委員長

堀川, 鈴木各監事

石川(医学教育), 蓮見(教員養成)各特別委員会委員長

(文部省)伊勢呂人事課長

(大学入試センター)廣重所長, 菊地管理部長

井村会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のように挨拶があった。

本日はご多忙のところご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

本理事会は来る6月18日, 19日の両日開催される総会に付議する事項などをご審議願うほか, 各委員会からのご報告をお願いしたいが, ご承知のとおり現在, 行財政改革が盛んに議論されていて, その中で国立大学のあり方が問題になっており, また大学教員の任期制の問題のほか種々重要な問題があるので, 後ほどこれらについてもご意見を伺いたい。

なお, 委員会報告のため, 各特別委員会の委員長にもご出席いただき, また, 「教員の任命権の委任」についてご説明いただくため, 文部省の伊勢呂人事課長にご出席いただいております。さらに大学入試センター試験に関する問題についてご説明いただくため, 後刻, 廣重大学入試センター所長にご出席いただくので, ご了承いた

だきたい。

初めに, 学長交代により初めてご出席の理事をご紹介します。

東京大学長 蓮實 重彦〔前任:吉川弘之〕

横浜国立大学長 板垣 浩〔前任:野村東太〕

なお, 本年4月1日付で伊藤才一郎国大協事務局長が就任したので, ご紹介する。

ついで, 伊藤事務局長から, 定足数の確認等について, 次のとおり報告があった。

会則第18条により, 理事及び常置委員会の委員長の半数以上の出席が必要のところ, 本日は理事等の総数24人に対し出席者は23名なので, 定足数に達しており, 成立している。

引続き会長から, ただいまの報告のとおり必要な定足数を満たしているのので, これより議事に入りたい旨述べられた。

初めに, 会長の要請で, 文部省の伊勢呂人事課長から「国立大学教授等の任命権の委任」について, 次のような説明があった。

人事事務処理の簡素合理化の観点から昭和62年4月以降、助教授の任命権については文部大臣から大学長に委任された。その後も引続き人事事務処理の簡素合理化について検討してきたが、今回は教育分野の規制緩和と合わせて「教授等」の任命権を学長に委任する方向ですすめたいと考えている。

具体的には、配付資料にあるとおり、①学長、副学長、②部局長等、③評議員、④事務長、課長以上の事務系職員については、引続き、文部大臣が任命する官職とするが、今回、①教授、②学内共同教育研究施設長等、③附属学校の教頭、④課長補佐、⑤薬剤部長、看護部長の任命権を文部大臣から学長に委任したい。今後、今年10月に規定改正して来年4月から施行を予定したいので、ご理解とご協力を賜りたい。

以上の説明について、特に異議なく、了承した。

I 報 告

1. 会務報告

会長から、前回理事会以降の会務報告について「資料4」にもとづきご報告したい旨述べられ、以下の事項について報告があった。

(1) 「今後の育英奨学事業の在り方について」に対する意見提出について

高等教育局学生課から、「今後の育英奨学事業の在り方について」につき意見を求められたので、久々宮第3常置委員会委員長に依頼し、4月23日、意見を提出した。(資料7参照)

(2) 特別会計制度協議会について

5月12日、文部省において特別会計制度協議会が開催され、井村会長、阿部副会長、梶井第

4常置委員会委員長、武藤第6常置委員会委員長、丸山千葉大学長、金森大阪大学長等が出席し、平成10年度国立学校特別会計予算の取扱等につき協議した。

(3) 文部省との懇談

5月12日、文部省において、佐藤官房長、兩宮高等教育局長等と井村会長、阿部副会長、丸山千葉大学長、梶井東京農工大学長、武藤新潟大学長、金森大阪大学長が懇談し、行政改革問題について意見交換を行った。

(4) 教育改革フォーラムについて

5月14日、国立オリンピック記念青少年総合センター国際会議場において、「教育改革フォーラム(テーマ:経済社会と教育)」が開催され、文部省大臣官房政策課からの依頼により、井村会長が出席し、意見交換を行った。

(5) 教育分野ヒアリング

行政改革委員会規制緩和小委員会から、「高等教育分野の規制緩和方策について」意見聴取依頼があり、5月28日、加藤第2常置委員会委員長並びに丸山第7常置委員会委員長が出席し、意見を述べた。

(6) 全国大学高専教職員組合(全大教)との懇談について

全大教からの申し入れにより、3月27日、滝沢事務局長が全大教の三宅副委員長ほか3名と会い、教員の任期制、国立大学の民営化、教務職員問題等についての取扱状況について面談した。

なお、前回理事会以後にあった国大協宛要望書は「資料5」のとおりである。

2. 小委員会の設置について

会長から、去る3月3日開催の常務理事会で、「資料6」のとおり、第3常置委員会のもとにSCS小委員会を設置することが承認された旨報告があった。

3. 各委員会委員長報告

前回理事会以降の各委員会の審議状況について、各委員長等からそれぞれ次のように報告があった。

(1) 第1常置委員会（金森委員長）

去る5月30日に本委員会を開催した。議題の1は、国立大学制度についての最近の動きということで、「任期制について」と「行政改革の動き」について議論したが、これについては後の協議のところで説明したい。もう一つは、教育研究支援体制についてであり、これについては、3月の理事会での第4常置委員会から教務職員についての問題提起があったこと、さらにこれまでの第1常置委員会での助手及び教育研究支援体制についての審議経過を報告したのち議論した。助手の問題は任期制の問題と絡んでいるので、あとに予定される任期制の協議のところで説明することとしたい。教務職員については、その職務は助手の職務に包含されることは既に報告しているところである。現制度のもとの処遇改善は、さきに第4常置委員会によって提起された方針によって各大学で努力すべきことであろう。将来の制度については、今後の行政改革の進展に応じて、方策についての意見具申及び問題提起に努めなければならないが、文教行政の政策決定における国立大学の役割はそれぞれの時点での制度によって制約されるので、

国立大学協会の役割とその限界についても共通の理解をもつことが必要であるという意見もあった。

(2) 第2常置委員会（加藤委員長）

去る5月7日に本委員会を開催した。

1) 文部省からの報告

木谷留学生課長から、文部省の調査研究協力者会議がまとめた提言「留学生の入学選考の改善方策について」（平成9年3月28日）について説明があり、これに対し意見が求められた。これについて後日「資料12」のとおり基本的に賛成する旨の意見を取りまとめた。

2) 大学入試センターからの報告

廣重所長から、今年の入試センター試験で数学の新・旧課程科目間の平均点に約22点の較差が生じたことに伴う今後の改善方策について説明があった。これについては、後刻センターから説明があると思うので、報告を省略する。

3) 平成8年度国立大学協会と全国高等学校長協会との懇談会について

委員長から、平成8年12月19日開催の平成8年度国大協と全国高等学校長協会との懇談会の模様について報告があった。

4) 中央教育審議会のヒアリングについて

委員長から、平成9年1月28日開催の中央教育審議会におけるヒアリングで委員長が述べた意見について報告した。

5) 国立大学の平成11年度入学者選抜の基本方針について

後刻お語りする件であるが、国立大学の第2次試験については平成9年度から「分離分割方式」に統一されたところであるので、平成11年度も「分離分割方式」により行うことを委員会として決定し、この旨総会に諮ることが了承さ

れた。

6) 「平成10年度国立大学入学者選抜における留意事項」について

従来作成している「入学者選抜における留意事項」の平成10年度版を作成し、各国立大学長宛送付した。基本的には前年度と変更はない。

7) 平成10年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて

「実施要領、実施細目」に定められた日程に対し例外的な措置を講じようとする場合は予め第2常置委員会に協議することになっており、これにもとづき協議があった東京大学及び東京芸術大学の2件につき、それぞれ了承した。

8) 「入試将来ビジョン検討小委員会」報告のまとめについて

昨年春に設置して以来これまで7回開催し、報告のまとめに向けて検討をすすめており、できれば本年末までに何らかの提言ができるようにしたい。

ここで会長から、この5月30日に中教審から「審議のまとめ(その二)」が出され、国大協にこれに対する意見を求められたので、第2常置委員会で検討いただきたい旨要請があった。

(3) 第3常置委員会(久々宮委員長)

本委員会を3月14日に開催し、衛星通信大学間ネットワーク構築事業(SCS)の有効活用ほかの問題について討議した。SCSの問題については、衛星通信教育振興会及び放送教育開発センター(当時)から国大協に検討方の要請があり、これを受けて本委員会でのこの問題の研究を行うこととし、去る3月3日開催の理事会及び常務理事会の承認を得て本委員会の下に「資料6」にあるとおり「SCS小委員会」を設置

した。4月25日にその第1回を開催したが、秋の総会には検討結果をご報告できるようにしたい。

(4) 第4常置委員会(梶井委員長)

文部省人事課長から第4常置委員会委員宛に3月27日をもって、省内の技術職員待遇改善検討会における「技術職員問題」についての中間まとめを受領した。中間まとめは、技術職員の社会的地位の確立と処遇の改善を図っていくについては、「組織化」をすすめるとともに「職」の設定が必要であるとし、今後①技術職員に均質で統一的な職制を定めるに相応しい根拠法令等、②定められた職制の配置基準及び「職」に就く資格基準、等が検討課題であるとしている。そこで、モデル大学をお願いし、そこでの技術職員の職務内容等を詳しく調査し、それを踏まえてどういう「職」の設定が可能か文部省と連絡を取りつつ検討をすすめることにした。できれば、平成10年度の級別定数の改定にのせ、教室系技術職員の上位級確保に努めたい。

(5) 第5常置委員会(江崎委員長欠席により代って木村委員が報告)

1) UMAP国際事務局の設置について

昨年8月にニュージーランドで開催された第5回UMAP会議において日本にUMAP国際事務局を設置することが合意され、その後11月総会の承認を得て国際事務局設置についての具体的提案をオーストラリア、ニュージーランド、タイ、日本で構成する検討会に提出した。現在先行事務局を国内のどこに設置するかについて文部省を通じて協議しているところである。

2) 留学生の入学選考の改善方策について

この件については、あとの協議事項のところ

で説明したい。

3) 韓国大学教育協議会主催国際会議への出席について

韓国大学教育協議会から国大協に、同協議会15周年記念国際会議（1997年4月15日～4月22日開催）への招待があり、本委員会委員の中嶋東京外国語大学長、武村三重大学長及び加茂京都教育大学長の3学長にご出席いただいた。

(6) 第6常置委員会（武藤委員長）

去る3月12日、本委員会及び学生納付金等検討小委員会の合同委員会を開催した。文部省から、早田大学課長、素川研究機関課長、桜井学生課長ほか関係官が出席され、次の事項について説明があり、意見交換を行った。

1) 平成9年度国立学校特別会計予算は前年度比1.7%増の2兆6,848億円にとどまった。明年度はさらに厳しくなることは必至である。

2) 行政改革会議は、平成8年11月21日に設置された。審議事項は、①21世紀における国家機能のあり方、②中央省庁の再編のあり方、③官邸機能強化のための具体的方策などであり、会議発足後1年以内に成案を得、平成10年度の通常国会に法案を提出し、2001年には新体制へ移行する予定とされている。

3) 科学技術の振興を目指し、科学技術基本計画では平成8年度から12年度までの5カ年で科学技術関係経費17兆円を盛り込んでいる。これを達成するには対前年度比で9.6%平均の伸びが必要であるが、平成9年度は全体として前年度比12.4%増であった。

4) 学部学生の日本育英会奨学金については、平成10年度採用者から返還免除制度が廃止されることになった。

5) 平成9年度予算編成過程で財政当局から

学部別授業料の徴収も提起されており、今後その圧力がさらに強まることが予想される。

(7) 第7常置委員会（丸山委員長）

1) 大学附属図書館の当面する諸問題について

これについては要望事項であり、後刻説明したい。

2) 産学協力におけるガイドラインについて

産学協力が積極的に推進されている折、各大学の産学協力体制に共通したガイドラインの必要性が高まっているので、本委員会で検討のうえこれをまとめた。要点は、各大学に全学的な委員会を設け、透明性を確保しつつ産学協力の推進に必要なさまざまな問題の検討に当る。その際、リエゾン機能とか、特許、ロイヤリティ、オーバーヘッドなどの措置を講じることが特に必要である旨述べている。各大学の参考に供すべく来る秋の総会にこのガイドライン案を提出したい。

3) 複写に伴う複写権料の問題について

予て日本複写権センターから国立大学に対し複写に伴う複写利用許諾契約（コピー利用料）の締結を求められており、これの対応を検討するため、東京大学にお願いし大学で使用する複写のうち契約の対象となるべきものがどの程度あるか実状を調査していただいた。このほどその調査結果をいただいたので、これを踏まえて委員会として対応を検討し、秋の総会に検討結果を報告するにしたい。

(8) 医学教育特別委員会（石川委員長）

さきにご了承を得た「医学部（医学科）4年制コースの創設」（案）については、その後3月7日付委員長名をもって当該国立大学長宛送付

するとともに、3月24日、文部省に提出した。これを総会に諮り、国大協の提言とすることのご了承を得たい。

5月13日開催の委員会では、4年制医学コースが本格的に導入されると、国際的見地からこのカリキュラムをどうするかが問題であり、また学位についても見直しが必要にならないかということで議論した結果、この機会に、国際的にも通用する医学教育のあり方について議論することとした。

(9) 教員養成特別委員会（蓮見委員長）

1) 附属学校の在り方と役割に関する調査のまとめについて

平成7年度及び8年度の2年間にわたり科研費をうけて調査研究してきた「国立大学附属学校のあり方・役割について」について、この3月に報告を取りまとめた。今後この報告をもとに国大協としての報告書を秋の総会までに取りまとめることにしている。

2) 教育職員養成審議会の審議状況について

文部省の教育職員養成審議会において教員養成のカリキュラムの改善についての検討がすすめられており、その骨格が明らかになりつつある。現在の検討状況からみて大幅な教員養成制度の改革になりそうである。特に、中学校については、たとえば、生徒指導に関する科目にカウンセリングを含めて単位数の増、教育実習を現行の2週間から4週間に拡大、教科教育の単位数の増、さらに、教科に関する科目の単位の半減ということで、総単位数は現行と変わらないものの教科科目と教職科目との比率が大幅に変わり、また、いままでは、免許状取得に必要な科目を細かく規定していたのを緩和して大学や学生の選択を取り入れることが検討されている。

このことからみて、かなり大幅なカリキュラムの改革が答申に盛り込まれることになると思われる。なお、委員会開催（5月15日）後、5月26日にカリキュラム検討特別委員会から審議経過報告が審議会に提出され、文部省から国大協にこれに対する意見の提出が求められている。

(10) 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会（阿部委員長）

阿部委員長から、本委員会の報告については後の協議事項のところで行いたい旨述べられた。

4. 大学入試センターからの報告

大学入試センターの廣重所長から大学入試センター試験について次のように報告があった。

平成9年度大学入試センター試験（以下「センター試験」という）では、問題のミスや数学における平均点較差などの問題が発生し各大学に大変ご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げたい。当センターでは、この結果を踏まえセンター試験の改善方策について検討してきた。そして、これまでの検討結果を去る5月7日開催された第2常置委員会にご説明し基本的にはご了承賜ったが、本日改めてご説明申し上げ、ご了解賜りたい。

初めに、平均点較差が生じた原因については、「ワンバターの出題を避けて従来と異なった方向から思考力、応用力をみる問題を出した場合、出題する側は易しいと判断しても受験者の多くが難しい問題となってしまうことが起こりがちである。その点の配慮が十分でなかった」ことにあると判断している。

そこで、次のような改善策を検討した。

① 高等学校関係者による難易度等のチェッ

ク体制について

高等学校関係者による難易度のチェックを行って貰う体制を整え、すでに平成10年度試験問題のチェックを完了した。

② 得点調整について

著しい得点差が生じないよう最大の注意を払うべきだが、大幅な得点差が生じてしまった場合には、得点調整を行わざるを得ないと判断し、外部の専門家を加えて検討委員会を設け、得点調整の方法、対象科目、得点差等の具体的内容について検討を始めた。今年の秋頃までにはこれをまとめ、関係団体のご了解が得られれば、平成10年度の試験から実施できる体制にしたい。

平成9年度から得点調整を行わないとしたのは、平成9年度から出題科目数を倍増したことのほか、受験生の受験動向が読めず得点調整の方法を示すことができがたかったことなどによるものである。今回、「数学Ⅱ・数学B」の平均点(63.9点)と旧課程履修者対象の「旧数学Ⅱ」の平均点(42.2点)の間に約22点の較差が生じ、この得点調整を行うべしとの強い要望、意見があったが、一度決定した基本的ルールを試験結果が出てから変更することは新たな問題を生み却って混乱を招くことになり、また、今回は、従来得点調整を行う場合の基準としていたアンカー科目(国語、数学、英語)自体が問題になったため、多くの人を納得させる調整の方法論を見出せなかったことなどから、熟慮のうえ得点調整を行わなかった。しかし、その後、9年度センター試験の成績を詳細に分析したところ、従来の基本的な方法論は有効であることが分かったので、得点調整を復活させてはどうかということになったものである。先般の第2常置委員会でもこれが基本的にご了承いただけた。

た。

③ センター試験の結果(平均点等)の中間発表について

従来、当該年度センター試験の平均点、標準偏差等のデータは、第2次試験出願締切後の2月上旬に発表していたが、平成10年度からセンター試験終了後の週内(木曜日頃)に約20万人分の集計にもとづいて中間段階でもデータを発表し、受験生の参考に供したいと考えている。

④ 数学の出題科目について

今回問題となった数学の新課程科目と旧課程科目を一本化できないかどうか検討したが、両科目間の対象分野は複雑に入り組んでいるため困難であり、平成10年度においても別々に出題することとした。なお、過年度卒業生への経過措置は平成10年度で終わり、11年度からは新課程科目一本となる。

⑤ 出題者に高等学校関係者を加えることについて

高等学校関係者を出題者に加えることについては臨教審以来の課題であって中教審でも取り上げられており、この機会に前向きに検討したいと考えている。先の第2常置委員会では、高等学校関係者を出題者に加える方向を基本的に了解するが、作題には多くの国立大学教官が携わっており、作題のそれぞれの部会の意見を尊重してほしいというご意見をいただいている。

引続き、菊池管理部長から、配付資料①平成10年度大学入学者選抜実施要項について(文部省高等教育局長通知)、②平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項(案)(大学入試センター所長通知)、③平成10年度大学入試センター試験「受験案内」の主な改正点、④大学入試センター試験を新たに利用する私立大学等について(概要)、⑤平成10年度大学入学者選

抜大学入試センター試験説明協議会及び入試担当者連絡協議会（第1回）開催日程、⑥平成11年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱について（文部省高等教育局長通知）、⑦平成11年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について（案）（大学入試センター所長通知）について説明があった。

以上の説明について、センター試験の改善方針に関し、高校関係者を加えることについて若干意見交換があった。

II 協 議

1. 理事候補者について

会長から次のように諮られた。

前回の理事会の際にご依頼した各地区世話大学から、各地区において互選された理事候補者について「資料8」のとおりご報告があったので、この名簿のとおり6月総会に提案してよろしいか、お諮りする。

これについて協議の結果、異議なく、これを総会に付議することが承認された。

2. 常置委員会委員（大学の代表者）候補者の選考について

会長から次のように諮られた。

6月総会で常置委員会委員（大学の代表者）を改選するに当たり、5月6日開催の常務理事会において「資料9」のとおり配置案を得た。この案は、予め各学長にご希望を伺ったほか、それぞれの専門、所属大学の種別、地区等を考慮して作成されたものである。これを総会に提案してよろしいか、お諮りする。

これについて審議が行われた結果、異議なく

承認されたので、新理事会で再確認（総会で選出する新理事による理事会において、会長・副会長の互選があり、その結果によっては調整が必要になるため）のうえ総会に付議することとした。

3. 委員会委員の交代について

会長から、医学教育特別委員会の委員の交代について「資料10」のとおり選任してよろしいかお諮りする旨述べられ、異議なく承認された。

4. 平成8年度国立大学協会歳入歳出決算について

会長から、平成8年度国立大学協会歳入歳出決算についてお諮りしたいと述べられ、ついで事務局長から「資料11」の決算報告について説明があった。

この説明があったのち、堀川監事から、監査の結果適正に処理されている旨報告があり、これについて審議の結果、異議なく承認され、これを6月総会に付議することとした。

5. 国立大学の平成11年度入学者選抜の基本方針について

加藤第2常置委員会委員長から次のように提案説明があった。

国立大学の入学者選抜については、平成9年度から「分離分割方式」に統一後まだ間もないので、平成11年度は平成10年度を踏襲して「分離分割方式」で行う、ことを第2常置委員会の意見とし、これを理事会及び総会に提案することとした。

ついで会長から、この基本方針を総会に提案することについて諮られ、異議なく了承された。

6. 「留学生の入学選考の改善方策について」に対する意見について

文部省から第2常置委員会及び第5常置委員会の両委員会にそれぞれ意見を求められた「留学生の入学選考の改善方策について」(留学生の入学選考の在り方に関する調査研究協力者会議)についての検討結果(「資料12」)について、加藤第2常置委員会委員長及び木村第5常置委員会委員長からそれぞれ説明があった。

両委員会の意見について、異議なく了承された。

なお、関連して、日本留学を望んでいながら国費留学生を提供されない国がアフリカの諸国などでかなりあるので、外務省に働きかけて改善を図ってほしい旨意見があった。

7. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望について

梶井第4常置委員会委員長から次のように提案説明があった。

行財政問題が厳しく議論されている状況の中で、この要望書を出すことに躊躇はあったが、例年どおり要望原案「資料14」を作成した。前年度と変わったのは、一つは、これまで要望してきた教育研究上の功績顕著者への特別昇給の弾力的取扱いについては結着がついたので、この記述を削除したこと、もう一つは、教室系技術職員について引続き専行職俸給の適用を目指すことに変わらないが、当面すすめている方針に従って現行の行(一)俸給表の中で処遇改善を図ってほしい旨付加し若干記述表現を手直したことであり、あとは変更はない。

ついで、会長から、同要望案の総会付議について諮られ、異議なく了承された。

8. 人事院勧告の取扱いに関する要望について

会長から次のように諮られ、了承された。

人事院勧告の取扱いに関する要望については、勧告が出てから対応を考えたいので、その文案作成及び提出時期については、第4常置委員会委員長と会長に一任願いたい。ご了承いただければ、この旨総会に諮りたい。

9. 国立大学附属図書館の整備充実に関する要望について

丸山第7常置委員会委員長から、次のように提案があった。

国立大学附属図書館の整備充実について関係方面に要望することとし、第7常置委員会で検討のうえ「資料15」の要望案をまとめた。要望事項は①図書資料購入費、特に学生用図書購入費の増額、②専門的能力をもった図書館職員の確保、③共同保存図書館の建設についての3点である。

引続き同委員長から、要望事項の説明があった。

ついで、会長から、同要望案の総会付議について諮られ、異議なく了承された。

なお、関連して、図書館の古い図書の紙質の劣化が著しいので、早急にこの保存方法等の対応を検討してほしい旨意見があった。

10. 当面する諸問題について

(1) 行政改革と国立大学の在り方について

会長から次のように述べられた。

行政改革会議や財政構造改革会議等において、国立大学の独立行政法人化、民営化等が検討の対象にされていることから、先の理事会で特別委員会を設置し国大協としてどう対応する

か検討をお願いしたが、その結果を「資料16」の通りまとめていただいたので、初めに阿部委員長から説明を伺いたい。

ついで、同委員長から次のような報告・説明があった。

「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」は、短時日で報告のまとめを求められたため、3月10日に第1回の会議をもって以後、月に2、3回のペースで委員会を開催した。この間、海妻岩手大学長及び立川高知大学長を招いて、地方大学が抱えている問題点、民営化等についてのご意見を伺い、また、文部省の早田大学課長にも出席願ひ文部省側の対応のスタンスの説明をいただいた。独立行政法人については、その内容がいかなるものか明らかでないので対応しにくいところがあるが、委員会としては、国大協として民営化に反対するというだけでなく、国公私立を含めた高等教育のあり方の将来展望の中で民営化、独立行政法人化等の関連を議論する必要があるということになった。

このようなスタンスのもとに、初めに、市場原理と高等教育のあり方について議論した。これは国立大学に対する批判を謙虚に受け止め、リストラクチャーを含めて大学改革の提案をしなければならないという議論である。国立大学教官が現在の大学運営について、予算や人事のあり方ほかさまざまな面で不満をもっていて、場合によっては民営化してもよいという議論もなくはない。それは規制が厳しいことによる反発からくるものだが、国から経費が出ている以上そうした制約はあって当然という議論もあった。しかも委員の中には、国立大学の教官は現状に甘え過ぎていないかという意見もあった。人文社会科学と自然科学のあり方についての議

論は、人文社会科学を軽視することは、たとえば巷間経費のかかる自然科学系は国立として残しその他は民営化するという議論があるので、そういうことは承知できないということである。それから、国立大学は戦後一県一大学になる形で配置されたことの積極的意義について議論された。これまで、明治から日本の近代化に関し国立大学が果たした役割については周知のところだが、終戦後から今日までのほぼ50年間にいわゆる新制大学が果たしてきた役割は十分評価されていない憾みがあり、この点から、国立大学と地域の問題が議論された。それから、国立大学・学部の意思決定のあり方等についても批判があるので、学部自治の問題等々について、意思決定のあり方と学長のリーダーシップ、予算のあり方、単年度制の問題点についても議論され、さらに附属病院の問題についても議論された。また、財政問題のために基礎的学問が改廃の憂目にあった外国の事例の報告。それから、地方国立大学の存在意義。さらに、2人の委員から、国立大学のリストラクチャーの私案が論じられた。

これらの議論を行った後に、まとめの報告の執筆に入った。個別の問題については、これを主として主張された委員に書いていただいた。それが「報告」の二部である。第二部は当然ながらさまざまな意見を含み国大協の意見とするには無理があるので、何人かの委員と委員長とで第二部の各論述の共通項を引き出す形で国大協の意見を第一部としてまとめた。全体として、行政改革側の意向、方針が分からない状況の中での審議であったので、前述のように、学問、教育ということに基本的視点をおいて委員会として結論を出そうとした。

ついて、会長から、これより特別委員会の報告についてのご意見を伺いたいが、その前に第1常置委員会で行われた、行政改革問題についての議論について金森委員長からご報告いただきたい旨述べられ、同委員長から次のように説明があった。

第1常置委員会では、行政改革会議での文部省の説明（「資料17-3」）をもとに議論した。同資料の7ページの「(2)国立大学の管理運営制度の整備改善」は文部省が行政改革会議に対し国立大学を今後どう改善していくかその方向を述べた箇所であるか、その方向には委員会として賛成であって、特に学長、評議会、教授会の役割分担の明確化については、法律によって明文化されることが望ましいという意見が委員会の大勢を占めた。その内容については今後検討を続ける必要があるが、全学的事項については学長・評議会が教授会に対して優位であること、一定の範囲の定員配分、予算配分についての学長の裁量権等が話題となった。

ついて次のような意見交換があった。

- 政府機関のあり方が検討されている中で、この機会に国立大学をもっと自由裁量権をふやす方向にもっていった方が将来的によいのではないかという考え方があるが、一方で、仮に独立行政法人に移った場合に、やがて私学とのバランスということが問題にされ、財政支援が削られることにならないかという心配がある。そのあたりが分からないので、迂闊に言えないところがある。
- 世界的にみて公的な高等教育機関をもたない国はない。このことから、わが国では国公私立の三者が適切なバランスを保ちつつそれぞれ発展していく必要があるということを経験した。今回の「報告」の中に入れていただけるとよ

い。

- 行政改革会議は、事務局サイドのリードが目立ち、委員にも先行きの審議がどうすすむか分からない状況のようだ。独立行政法人というのも今後の審議の過程では、国立大学を全部一斉にというだけでなく、選択的にこれを行わせる可能性もなくはない。特別委員会の中での意見として、理事会、総会で「報告」が承認された後、各大学でこの問題について討議し、外に向っても大学の姿勢を新聞等を通じてアピールする必要があるのではないかという意見があった。
- 報告の第一部は特別委員会の意見として外部に出すべきと思うが、第二部については個人の個別の意見であるので、これは資料編的扱いにしては如何か。
- 第二部のそれぞれの論述は署名入りであるが、特別委員会の検討結果として第一部とともにこのまま特別委員会の名で出していただくのがよいと思う。民営化の議論が急ピッチですすみつつある状況で急遽対応を検討いただいたのだから、時機を失さないよう早く出すべきと思う。
- 国立でなければ維持できない分野の一つとして農水系がある。第二部に農水系の問題を書き加えることをお願いしたい。
以上の意見交換ののち、次のように述べられ、了承された。
特別委員会の「報告」を基本的にご了承いただいたものと了解してよろしいか。
ついては、「報告」の第一部をもとに要望書を作成することにしたと考えるので、お認めいただきたい。「報告」を持ち帰りご通読のうえ、ご意見があればここ1週間位の間にご連絡下さるようお願いしたい。いただいたご意見を参考

に要望案を作成することにしたい。なお、原案のまとめについては会長及び副会長に一任いただきたい。

なお、「報告」の第二部について、ご提案の農水系の問題を加えることとし、その執筆を丹保北海道大学長にお願いしたい。

(2) 財政構造改革と国立大学

会長から次のように述べられた。

「財政構造改革会議」（政府・与党関係者で構成）では、歳出の改革と縮減の具体的方策について検討がすすめられていて、その観点から国立学校関係についても議論されている。去る4月15日に同会議の企画委員会から文部省へのヒアリングがあったが、その際文部大臣から財政構造改革への文部省の対応として、①事務組織の一元化の観点から各大学の事務組織全体の見直しを行い、事務職員の定員について、第9次定員削減にさらに300人の削減を上乗せし全体で3,000人を削減する。②国立大学の教員養成課程の入学定員について、今後5,000人程度的大幅な削減を行う旨説明があった。（「資料17-3」）そして、これを平成10年度概算要求から組み入れていく方針であるということである。こういう状況の中で、国大協としてどう対応していくべきかご意見を伺いたい。

ついで、次のような意見交換があった。

○ 教員養成課程の入学定員の削減の問題について教員養成特別委員会で議論した。入学定員の5,000人削減は文部省の既定方針ということで覆すことは難しいと思われるが、専ら財政上の見地からこうした措置がとられてよいのか懸念する。文部省は、5,000人削減の中で、2,000人を小学校課程、残りの3,000人を中学校・高校課程に当てるということである

が、現在中学校課程の入学定員は教育学部全体で3,700人、高校課程は600人の合わせて4,300人であり、このうちの3,000人を減らすとなると、国立大学教育学部は殆ど中学校・高校の教員養成課程から撤退することになる。一方、教養審では免許基準の改正が検討されていて、その中では、特に難しい問題を抱えている中学校の教員養成については、教育学部の役割はむしろ高められなければならないという考え方がなされており、財政の観点から教員養成課程の入学定員を減らすことは、この方向と逆行することにならないか。また、文部省は、当分の間は教員採用者数の低迷が見込まれるとしているが、中期的にみると、たとえば東京都の場合、数年先には需要は上向くという予測もあり、文部省の見込みと実態とにずれはないか。さらに、昭和62年から、新課程の設置とか他学部への振替という形でこの10年間に約5,000人の定員を減らしてきたが、さらに5,000人もそれぞれの大学で削減ができるものか懸念される。教大協では、削減計画の見直しを要望しているが、国大協としても検討する必要があるように思う。

○ 5月初旬に文部省幹部と会った際、教員養成課程の入学定員について、急激な削減は困ること、削減に伴う措置として新学部の設置、新課程の設置について支援してほしいこと、また、入学定員の削減に連動して教員数を減らさないでほしい、ということを申し入れた。

○ 今後5,000人減らしても新たな教員需要を賄いきれるということは計算の仕方ではあり得よう。しかし、教員免許をとって他の職に就いていた者等を教育現場に受け入れればよいということであれば困る。すでに現場に若

い教師が減って活気がなくなっているということが言われている。これは単に頭数の問題ではない。また、義務教育学校の教員の定数改善計画では、計画最終年度の平成10年度1年間で5,000人増加させるはずのところを期間を平成12年度まで延ばすということになったのも問題である。

○ 財政改革と絡んで必ず出てくるのが授業料の問題だが、特別会計への一般会計からの繰入れ率の低下ということも問題だ。特別会計制度ができた当初は繰入れ率は約82%であったのがその後徐々に低下してきて現在は60%を切り57.8%である。そのマイナス分は、授業料の値上げ、病院収入の増、敷地の売却等で埋めようとしているが、これには限界がある。繰入れ率がこれ以上下がらないよう手を打たなければならない。

○ 事務職員の削減、教員養成課程の入学定員の縮減を打ち出すことで民営化を避ける方向がとられているわけだが、それほど文部省は厳しく受け止めていて、反対と言ってもこれを押し戻すことはできないであろう。結局、教員養成課程については、新課程、あるいは他学部へ振替えて純減を最小限に食い止める方向でいくしかないのではなかろうか。

以上のような意見交換ののち、会長から次のように述べられた。

財政構造改革会議のことについては総会でも議論いただくことにしたいが、授業料問題、特別会計への一般会計からの繰入れの問題について第6常置委員会で検討いただきたい。

(3) 大学入試センター試験の問題について

加藤第2常置委員会委員長から次のように説明があった。

先程、廣重入試センター所長から、入試センター試験の改善方策について説明があったが、この件に対する第2常置委員会の検討結果を中心に申し上げる。

入試センターから改善点について、高校関係者による難易度等のチェックについては、平成10年度試験問題について既に終わっているということ、得点調整と20万人規模での平均点等のデータの中間発表については関係団体の了解が得られれば、平成10年度から実施する予定であるということ、数学の新課程科目と旧課程科目を混合した試験問題を作成することは困難であり平成10年度においても新課程と旧課程の2つの科目を出題することとしたこと、出題者に高校関係者を加えることについては、関係団体の意見をききながらできるだけ速やかに結論を得ることとした旨の説明があった。第2常置委員会では、主として得点調整と出題者に高校関係者を加えることについて議論があった。入試センターは得点調整を行うという方向で検討委員会を設置し、得点調整を行う場合の、調整の方法、対象科目、平均得点較差等の具体的検討に入るということであるので、検討のある段階で経過を第2常置委員会に報告いただきたい旨お願いした。また、作題者に高校関係者を加えることについては、厳しい意見としては、大学入試は大学が行うものであるという原理の変更になるのではないかという意見から、大学の教員だけで試験問題をつくっていると再び今回のような問題が起こらないともかぎらないので、安定的に良問をつくるのに資することになるのなら、高校関係者を加えることもよいのではないかという意見もあり、結局、良問をつくり問題の発生を未然に防ぐという観点では、止むを得ない措置ではないかということで、基本的に了承した。

但し、大学の教官が主体になって問題をつくるという基本は崩さないこと、作題の各部会の教官の意見を十分尊重してほしい旨申し上げた。以上のような次第で入試センターの改善案を基本的に了承した。

(4) 任期制の問題について

会長から次のように述べられた。

このほど、「大学教員等の任期制に関する法律案」が衆議院を可決通過し、参議院でも可決される見通しである。そこで、任期制の法律案が成立したのち、国大協としてこれにどう対応していくべきかということがあるが、この問題を第1常置委員会でご検討いただいたので、金森委員長からその結果をご報告いただくことにしたい。

ついで、同委員長から次のように説明があった。

任期制の問題について、大学教員等の任期に関する法律案、同要綱及び同法案が衆議院で可決されたときの附帯決議を参考資料として討論を行った。

法案の第一条は、流動化による教育研究の活性化を目的として謳っているから、任期制を導入しない場合には、別の形の努力によって法案の目的が達成されているということを社会に説明する義務（アカウンタビリティ）があるということが問題になる。従って流動性の状況を把握することは検討に値するのではないのか。第三条に関連して、任期に関する大学の規則について記載すべき事項を定める文部省令の内容については、それが各大学で既に實際上実施されている任期制を包含しうるような幅の広いものであってほしいので、省令が出される前にこの旨会長から文部省に要望していただくというこ

とで意見が一致した。任期制を定めることができる場合を規定した第四条に関連し、「自ら研究目標を定めて研究を行うことを主たる内容とする」助手について任期制を適用できるということになっている。そうすると、助手が二種類できることになるが、現行制度の下では、助手の職務は、自ら研究目標を定めて研究を行う助手だけではカバーできないので、助手が二種類になるのは止むを得ない。しかし将来的には、職名変更の可能性も考えなければならないであろう。あるいは分野によって異なる区分と職名を導入することも必要ではないか。全体としては、附帯決議にもあるが、任期付き教員の研究教育条件及び給与について優遇措置の必要性を主張すべきであろうという意見となった。

以上の説明について次のような意見があった。

○ 人事院は、大学の任期制教官については給与等の特別な措置はとりがたいということをはっきり言っている。

○ それは、どういう場合に任期制を適用するかという点のはっきりしない時点での話であり、今回法律案の第四号で、任期を付す場合の内容がかなり限定的になっており、これで優遇措置を主張することはできるのではないか。以前とは状況が違ってきていると思う。

○ 法律案が成立すれば、それを受けて省令が定められるが、その前に優遇措置を求めると、逆に大学側に任期制のフォーマルを固めることを要求されることにならないか。優遇措置を求めることは急ぐべきでないと思う。

以上の説明ならびに意見交換ののち、会長から次のように述べられた。

第1常置委員会からご提案の任期制の省令に関する申入れの件については、時間的にまだ余

余裕があるようなら総会での議論を経たのち対応することにしたい。それ以前に対応を迫られる事態となった場合は、取扱いを会長に一任いただきたい。

(5) 施設整備費をめぐる問題について
会長から次のように諮られた。

国立大学の施設の老朽化，狹隘化がすすむ中で，平成9年度国立学校特別会計の文教施設費は約1,300億円であり，前年度当初予算に比べて約230億円減少した。来年度は財政改革も絡みさらに下がって1,000億程度まで落ち込むのではないかと心配される。一方で研究費がふえてきていることは喜ばしいことであるが，研究条件の改善ということでは施設の改善ということも是非必要である。そこで，「資料20」の要望案を作成した。国立大学の設置形態が議論されている中でこのような要望を行うことが果たして適切かどうか懸念もないわけではないが，やはりこの際，国大協として要望すべきことは要望し

ておくべきであろうと考え準備した次第である。これを総会に付議してよろしいかお諮りする。

この会長からの提案について，異議なく了承された。

III その他

1. 第100回総会の日程について

会長から，来る6月17日，18日両日開催の第100回総会の日程を「資料21」のとおりとてよろしいかお諮りすると述べられ，了承された。

2. 第101回総会の日時・場所等について

会長から，次回の本年11月の総会の日時・場所を「資料22」のとおり予定したいので，ご了承いただきたい旨述べられ，了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

理 事 会

日 時 平成9年6月17日(火) 12:00~12:50

場 所 学士会館(神田)203号室

出席者 井村会長

阿部副会長

丹保，吉田，阿部，江崎，丸山，蓮實，中嶋，木村，岡田，金城，加藤，金森，西塚，高橋，原田，立川，杉岡，田中，桂各理事

堀川，鈴木各監事

本日午前の総会において選任された新理事による理事会が開催され，議事に先立ち，定足数の確認を行ったのち，慣例に従って井村会長を議長に選出して議事に入った。

〔議 事〕

1. 会長，副会長の選出について

初めに井村議長から，新しい理事会として会長，副会長の互選についてお諮りする旨述べられ，その選出方法について協議の結果，投票による過半数得票で選出することとし，①過半数

得票のない場合は再投票により、②なお過半数得票のない場合は得票多数の者2名（ただし、得票同数の者があるときは、その者を加える）について投票により決定することとなり、また、開票立会人は監事（堀川埼玉大学長及び鈴木東京医科歯科大学長）にお願いすることにした。

(1) 会長の互選について

出席21名の理事により、単記無記名投票（大学名を記入）を行った結果、井村理事（京都大学長）が会長に選任された。

(2) 副会長の互選について

議長から次のように述べられた。

副会長2名の選出を行いたいですが、これについては、1名を旧帝大の理事の中から、もう1名はそれ以外の大学の理事の中から選出するという従来の慣例があるが、これでよろしいかどうか。また、選出方法を投票にするとした場合に、1名ごとに行うことにしてよろしいかお諮りする。

これについて協議の結果、副会長の選出は、慣例に倣って旧帝大とそれ以外の大学とに分けて1名ごとに投票を行うこととした。

以上の要領により投票が行われた結果、蓮實理事（東京大学長）、阿部理事（一橋大学長）の

両理事が副会長に選任された。

2. 常置委員会委員（大学の代表者）候補者の確認について

新会長、副会長の決定に伴い、本日午後選任が行われる常置委員会委員（大学の代表者）候補者の確認を行った結果、変更の必要がないことが確かめられたので、前回の理事会（6月2日開催）において選考された名簿のとおり総会に提案することとした。

（なお、この確認は、会長、副会長は常置委員会の委員にはならないので、新会長、副会長が委員として重複していないかどうかを確かめるための措置である。）

3. 監事候補者の選考について

議長から次のように述べられた。

会則によれば、監事は理事会が候補者を選考し、これを総会に諮って決定することになっている。監事は、これまで埼玉大学長と東京医科歯科大学長にお願いしていたが、再任をお願いしてはいかかが、お諮りする。（承認）

以上をもって議事を終了した。

第100回 総 会 (第 1 日)

日 時 平成9年6月17日(火) 10:00~17:00
場 所 学生会館(神田)210号室
出席者 各国立大学長

初めに、井村会長から次のように述べられた。

吉川会長が本年3月末日をもって任期満了のため退任され、そのあとをうけて役員の改選期の今総会までの間会長に選任されたので、総会の進行役を務めさせていただき旨挨拶があったのち、引続き次のように述べられた。

今総会は、理事、監査及び常置委員会委員の改選並びに各委員会からの報告とそれに基づく協議のほか、国大協の予算、決算についての審議をお願いしたい。ご承知のとおり、現在国立大学は大変困難な状況に直面している。それは、特に行財政改革が議論される中で揺さぶりを受けていることが直接の原因であるが、根本的には時代が大きな転換期を迎えさまざまな変革を迫られているという国際的メガトレンドがあり、政治、経済、教育等あらゆるシステムが不適合を起こしている日本の中において国立大学も例外でないということである。しかし行財政改革は単に財政再建だけに矮小化されるべきではなく、国大協としては、新しい世紀の流れを展望しつつ大学のあり方を考えていくことが必要と思っており、今総会ではこの点についても討議いただきたいと考えているので、よろしくお願いしたい。

なお、大学入試センター試験についてご説明願うため、後刻、大学入試センターの廣重所長にご出席いただくので、ご了承いただきたい。

(1) 会議資料の確認

事務局から、今回総会の配付資料について説

明があった。

(2) 日程について

会長から、今回総会の日程については、「資料3」のとおり取り行いたい旨諮られ、了承された。

(3) 学長等の交代について

会長から、前回総会以後に交代された学長について、次のとおり紹介があった。

(大学名)	(前 任)	(後 任)
室蘭工業大学	荒川 卓 泉	清人
東 京 大 学	吉川 弘之	蓮實 重彦
お茶の水女子大学	太田 次郎	佐藤 保
横浜国立大学	野村 東太	板垣 浩
富 山 大 学	小黒 千足	時澤 貢
福 井 大 学	神野 博	児嶋 眞平
静 岡 大 学	永井 衛	佐藤 博明
滋賀医科大学	岡田 慶夫	小澤 和恵
兵庫教育大学	佐藤 修策	辻野 昭
奈良女子大学	田村 淑	丹羽 雅子
奈良先端科学技術大学院大学	櫻井 洸	山田 康之
徳 島 大 学	武田 克之	齋藤 史郎
香 川 大 学	岡市 友利	近藤 浩二
香川医科大学	入野 昭三	田中 聰
愛 媛 大 学	三木 吉治	鮎川 恭三
熊 本 大 学	森野 能昌	江口 吾朗
鹿 児 島 大 学	早坂 祥三	田中 弘允

また、平成9年4月1日付をもって新たに就任した伊藤事務局長の紹介があった。

次に、代理出席について、欠席の北海道教育大学藤井学長に代り出席の三上学生部長及び宇

都宮大学貴志学長に代り出席の酒井学生部長の紹介があった。

I 報 告

1. 会務報告

会長から、前回総会以後の主な事項については、「資料5」にその概要が記されているが、ここでは簡単にその要点をご報告することとし、その他の事項については、「国立大学協会事業報告書」（「資料6」）をご参照願いたい。なお、国大協宛要望書は「資料7」のとおりである旨述べられ、以下の事項について報告があった。

(1) 育英奨学事業の在り方に関する調査研究協力者会議におけるヒアリングについて

高等教育局学生課から、「今後の育英奨学事業の在り方について」意見聴取の依頼があり、11月20日、久々宮第3常置委員会委員長及び安永委員が出席し、意見を述べた。

(2) 文部省と国大協との懇談会について

12月12日、文部省と国大協との懇談会が開催され、国大協から吉川会長、井村副会長、阿部副会長、梶井第4常置委員会委員長、武藤第6常置委員会委員長、丸山千葉大学長並びに特別会計制度協議会の長谷川、小川、黒川、滝沢の各専門委員、文部省から井上事務次官、佐藤官房長、雨宮高等教育局長、林田学術国際局長、勝山文教施設部長ほか関係官が出席し、文部省から平成9年度予算編成の概要並びに平成10年度入学者に係る学生納付金の改定の動向について説明を受けた後、意見交換を行った。

(3) 全国高等学校長協会との懇談会について

12月19日、国立大学協会と全国高等学校長協会との懇談会が開催され、国大協から加藤第2

常置委員会委員長、入試将来ビジョン検討小委員会の市川、山極、小嶋、荒井、松井、岩坪、清水の各委員、全国高等学校長協会から和田会長（東京都立戸山高校長）、岩崎大学入試対策委員会委員長（東京都立富士高校長）、久野全普高入試制度研究委員会委員長（東京都立日比谷高校長）ほか関係者が出席し、「大学入学者選抜と高校教育の課題」について懇談した。

(4) 文部大臣と国立大学協会会長との懇談について

1月16日、文部省において、小杉文部大臣と吉川会長が懇談し、教育改革問題について意見の交換を行った。

(5) 教育課程審議会総会におけるヒアリングについて

初等中等教育局から、「今後の教育課程の在り方（*今後の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲・聾・養護学校における教育の全体的在り方、*各教科における教育内容の改善点など）」について意見聴取の依頼があり、1月23日、太田お茶の水女子大学長が出席し、意見を述べた。（会報第155号参照）

(6) 第15期中央教育審議会におけるヒアリングについて

中央教育審議会会長から、「大学の入学者選抜の改善」について意見聴取の依頼があり、1月28日、加藤第2常置委員会委員長が出席し、意見を述べた。（会報第155号参照）

(7) 「今後の育英奨学事業の在り方について」に対する意見提出について

高等教育局学生課から、「今後の育英奨学事業の在り方について」につき意見を求められたので、久々宮第3常置委員会委員長に依頼し、4月23日、意見を提出した。（資料12参照）

(8) 特別会計制度協議会について

5月12日、文部省において特別会計制度協議会が開催され、井村会長、阿部副会長、梶井第4常置委員会委員長、武藤第6常置委員会委員長、丸山千葉大学長、金森大阪大学長等が出席し、平成10年度国立学校特別会計予算の取扱い等につき協議した。

(9) 文部省との懇談について

5月12日、文部省において、佐藤官房長、両宮高等教育局長等と井村会長、阿部副会長、丸山千葉大学長、梶井東京農工大学長、武藤新潟大学長、金森大阪大学長が懇談し、行政改革問題について意見交換を行った。

(10) 教育改革フォーラムについて

5月14日、国立オリンピック記念青少年総合センター国際会議場において、「教育改革フォーラム（テーマ：経済社会と教育）」が開催され、文部省大臣官房政策課からの依頼により、井村会長が出席し、意見交換を行った。

(11) 教育分野ヒアリングについて

行政改革委員会規制緩和小委員会から、「高等教育分野の規制緩和方策について」意見聴取の依頼があり、5月28日、加藤第2常置委員会委員長並びに丸山第7常置委員会委員長が出席し、意見を述べた。

(12) 就職問題懇談会について

前総会以後、就職協定廃止問題をめぐり就職問題懇談会が5回（12/13、1/8、1/17、3/24、6/9）開催され、久々宮第3常置委員会委員長、小川専門委員、安岡専門委員が出席し、意見を述べた。

(13) 全国大学高専教職員組合（全大教）との懇談について

(1) 全大教からの申し入れにより、12月5日、梶井第4常置委員会委員長が全大教の三宅副委

員長ほか8名と会い、教室系技術職員の位置づけ、官職の設定等処遇問題および教務職員問題について懇談した。

(2) 全大教からの申し入れにより、3月27日、滝沢事務局長が全大教の三宅副委員長ほか3名と会い、教員の任期制、国立大学の民営化、教務職員問題等についての取扱い状況について面談した。

2. 特別委員会の設置について

会長から、行政改革会議等で国立大学の民営化等の問題が取り上げられるようになったので、去る2月6日開催の常務理事会において協議した結果、早急に特別委員会を設置してこの問題に対処することとなり、3月3日開催の理事会において、「資料8」のとおり「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」の設置が承認された旨報告があった。

3. 小委員会の設置について

会長から、3月3日開催の常務理事会において、第3常置委員会の下に、「資料9」のとおり「SCS小委員会」の設置が承認された旨報告があった。

4. 各委員会委員長の報告

各委員会からの報告に先立ち、会長から次のように述べられた。

これより「各委員会委員長の報告」に移るが、委員会の審議状況の要旨を「資料10」として配付してあるので、ご参照いただきたい。なお、協議題となっている事項についてはここでは報告を割愛し、後刻協議のところで説明いただくこととしたい。

ついで、前回総会以後の各委員会の審議状況

について、各委員長から概ね次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会(金森委員長)

1) 大学教員の任期制, 国立大学に関わる行政改革の動きについて

このことについては協議題になっているので報告を省略する。

2) 教育研究支援体制について

任期制に関連して助手の位置づけが問題になること, 理事会(3月3日開催)で第4常置委員会から教務職員についての問題提起があったこと, それに関連して教育研究支援体制について今後第1, 第4, 第7各常置委員会の小委員会による合同協議が予定されているので, その前に本委員会として再度意見をまとめておくこととし, 討議した。

教務職員については, その職務は助手の職務に包含されることを改めて確認した。また, 任期制を実施した場合, 助手については, 法律第四条にいう「自ら研究目標を定めて研究を行うことをその職務の主たる内容とする」助手と, そうでない助手の2つに分かれることになるが, それが妥当かどうか議論した。助手制度の改革にしろ教務職員制度の改革にしろ将来の制度改革に繋がる問題であるが, 今後の行政改革の進展に応じて, その方策についての意見具申, 問題提起に努めなければならないのは当然だが, 文教行政の政策決定において国立大学の役割はそれぞれの時点での制度によって制約されるので, 国立大学協会の役割とその限界について共通の理解をもつことが必要であろうという意見もあった。

(2) 第2常置委員会(加藤委員長)

1) 文部省からの報告

木谷留学生課長から, 留学生の入学選考の在り方に関する調査協力者会議が取りまとめた「留学生の入学選考の改善方策について」(平成9年3月28日)について説明があり, 改善方策の具体的提言について本委員会に意見が求められた。当日は意見がまとまらなかったため, 後日文書で各委員の了解を得たうえ「資料11」のとおり意見を取りまとめた。結論的には, 具体的提言の各項目についてそれぞれ妥当なものであるということで基本的に了承した。

2) 大学入試センターからの報告

今年の入試センター試験で数学の新・旧課程科目間の平均点に約22点の較差が生じ, 大きな社会的反響を及ぼしたことを踏まえ, 入試センターで取りまとめた平成10年度以降の入試センター試験の改善方策について廣重入試センター所長から説明があった。これについては後ほど入試センターから説明があると思うので, 報告を省略する。

3) 平成8年度国立大学協会と全国高等学校長協会との懇談会について

会長からの会務報告にあったので省略する。

4) 中央教育審議会のヒアリングについて

これについても会務報告にあったので省略する。なお, 「会報」第155号にヒアリングに対する意見の要旨が掲載されている。

5) 国立大学の平成11年度入学選考の基本方針について

後刻ご協議いただく件であるが, 国立大学の第2次試験については平成9年度から「分離分割方式」に統一されたところであるので, 平成11年度も「分離分割方式」により行うことを委員会として決定し, この旨総会に提案すること

とした。

6) 「平成10年度国立大学入学者選抜における留意事項」について

従来作成している「入学者選抜における留意事項」の平成10年度版を作成し、各国立大学長宛送付した。基本的には前年度と変更はない。

7) 平成10年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて

これは「実施要領、実施細目」に定められた日程に対し例外的な措置を講じようとする場合は予め第2常置委員会に協議することになっており、協議があった東京大学及び東京芸術大学の2件につき、それぞれ了承した。

8) 「入試将来ビジョン検討小委員会」における検討事項について

これまでに小委員会を7回開催し、外国の入試制度、進学適性、新しい学力観に基づく入試のあり方、等々について精力的に検討を行っており、できれば今年末までに報告書を作成したい。

以上のほか、委員会(5月7日開催)終了後、中教審から、中教審が5月30日付で公表した「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について一審議の概要(その二)」について6月12日までに書面ヒアリングの形で国大協に意見が求められたが、委員会を開いて協議する時間的余裕がなかったため、委員長の私見という形でまとめた意見(「資料11-2」)を提出した。

(3) 第3常置委員会(久々宮委員長)

1) 「育英奨学事業の在り方に関する調査協力者会議」における意見陳述について

育英奨学事業のあり方について、文部省の「調査研究協力者会議」から国大協に意見が求められたので、本委員会各委員及び第7常置委員会の西澤委員長(当時)ほか同委員会委員のご意

見を伺ったうえ、昨年11月20日、安永委員とともに委員長が「調査研究協力者会議」に出席し国大協としての意見を申し述べた。その結果は、決して満足といえるものではないが、平成9年度予算の上である程度考慮されたものと思われる。

2) 平成9年度の就職協定不締結問題について

平成9年度の就職協定問題については、昨年10月、日経連会長の発言を発端に紆余曲折を経て、結局、協定は締結できないこととなった。次年度の就職協定については、就職協定協議会の特別委員会で協議する慣行になっているが、企業側が大学側の呼びかけになかなか応じず、12月中旬以降開かれた特別委員会の議論は平行線をたどり、最終的に本年1月17日に協定は結ばないと決断し、企業側と大学側双方の申し合せを相互尊重することとして合意し、現在に至っている。

3) SCSについて

衛星通信教育振興会及び放送教育開発センター(当時)から衛星通信大学間ネットワーク(SCS)事業の利用の検討について要望が国大協にあった。そこで本委員会での問題の研究を行うこととし、去る3月3日開催の常務理事会の承認を得て本委員会の下に「SCS小委員会」を設置した。秋の総会には検討結果をご報告できるようにしたい。

(4) 第4常置委員会(梶井委員長)

1) 教室系技術職員の問題について

昨年11月総会で、「省令化を含め、技術職員の社会的な位置づけの明確化が図られるような「職」の設置を求めていくが、諸般の状況から、まず、訓令上の措置として可能な職制の設置を

求めていくこととする」方針が了承されたので、この方針にもとづいて文部省と連絡をとりつつ作業委員会を中心に引き続き検討をすすめている。3月末に、文部省の検討会による中間まとめが出されたが、中間まとめは、技術職員の社会的地位の確立と処遇の改善を図っていくについては、組織化とともに「職」の設定が必要であるとし、①技術職員に均質で統一的な職制を定めるに相応しい根拠法令等、②定められた職制の配置基準及び職に就く資格基準、等を今後の検討課題として挙げている。そこで、本委員会では当面、職制の配置基準及び職の資格基準について作業委員会で詰めていくこととし、モデル大学をお願いし、そこでの組織化の実状と職務内容等を参考に専門職に相応しい「職」の具体的内容を検討したいと考えている。そして、できれば、平成10年度の級別定数の改定にのせ、教室系技術職員の上位級確保に努めたい。

(5) 第5常置委員会（江崎委員長）

1) UMAP国際事務局の設置について

昨年8月にニュージーランドで開催された第5回UMAP会議において日本にUMAP国際事務局を設置することが合意されたのち、11月総会の承認を得て国際事務局設置についての具体的提案をオーストラリア、ニュージーランド、タイ、日本で構成する検討会に提出した。現在、先行事務局を国内のどこに設置するかについて文部省を通じて協議しているところである。

2) 留学生の入学選考の改善方策について

文部省の木谷留学生課長から、留学生の入学選考の在り方に関する調査研究協力者会議から出された「留学生の入学選考の改善方策について」について報告があり、本委員会にこれに対する意見が求められた。報告では、統一試験の

整備を充実、渡日前の入学許可の普及、大学院研究生制度運用の見直し等が提起されているが、本委員会として「資料11」の意見を取りまとめた。

3) 韓国大学教育協議会15周年記念国際会議について

韓国大学教育協議会から国大協に、同協議会15周年記念国際会議への招待があり、本委員会委員の中嶋東京外国語大学長、武村三重大学長及び加茂京都教育大学長の3学長にご出席をお願いした。開催は1997年4月15日～4月22日までの間であり、テーマは、「極東アジア地域(韓国、中国、日本)において21世紀に向けて挑戦する高等教育の改革と繁栄」であった。

4) AAC&Uメンバーの来日延期について

当初5月に予定されていたAAC&U一行の来日は9月に延期された。今回は、幾つかの国立大学の短期留学プログラムを視察し、また、JUSSEP小委員会を開催する予定である。

なお、国立大学の短期留学プログラムは、平成6年の九州大学に始まり、東京大学、筑波大学、名古屋大学、大阪大学、広島大学、千葉大学、東北大学で実施されており、近く北海道大学、京都大学、横浜国立大学で実施が予定されている。

(6) 第6常置委員会（武藤委員長）

昨年秋の総会の前後(11月12日及び14日)、会長、両副会長、第6常置委員会委員長及び事務局長が大蔵省に赴き、小川事務次官ほかの関係官と面談し、「国立大学における学生納付金に関する要望書」を提出要望した。また、12月12日、文部省から、学生納付金問題について財政当局との折衝状況について説明を受け懇談したが、その際にも増額改定抑制への一層のご尽力をお

願いした。これらの結果、文部省のご尽力もあって、当初大蔵省原案で平成10年度入学者から国立大学の入学料を1万円引き上げて28万円、検定料を3千円引き上げて3万4千円とされていたのが、最終的に、入学料は5千円の上げ幅にとどまり27万5千円、検定料も2千円のアップにとどまり3万3千円ということになった。

去る3月12日、本委員会及び学生納付金等検討小委員会の合同委員会を開催した。文部省から、早田大学課長、素川研究機関課長、桜井学生課長ほか関係官が出席され、それぞれ所掌事項について説明があり、質疑応答及び意見交換した。その主な事項は次のようである。

○ 平成9年度国立学校特別会計予算について：国の会計予算は国債費を除き、前年度比3.0%増の低い伸びであり、国立学校特別会計は1.7%増の2兆6,848億円にとどまった。明年度は国立学校特別会計の一般会計からの繰入れ率が減るおそれがある。

○ 行政改革会議について：平成8年11月21日に設置され、設置期間は平成10年6月30日までである。審議事項は、①21世紀における国家機能のあり方、②中央省庁の再編のあり方、③官邸機能強化のための具体的方策などであり、会議発足後1年以内に成案を得、平成10年度の通常国会に法案を提出し、2001年には新体制へ移行する予定とされている。

○ 科学技術基本計画で平成8年から12年までの5カ年で科学技術関係経費17兆円が盛り込まれている。これを達成するためには対前年度比で9.6%平均の伸びが必要であるが、平成9年度は全体として前年度比で12.4%増となった。

○ 平成9年度予算編成過程で財政当局から学部別授業料の徴収と日本育英会奨学金の返還免除制度の見直しが提案された。文部省は、前者

については国立大学のあり方の根幹に関わる問題であり、応じることはできないと対応したが、後者については強い要請で、止むを得ず、大学院を除き平成10年度新たに採用される大学学部等の奨学生から返還免除を廃止することとなった。

○ 授業料については、学部別授業料導入の圧力が今後さらに強まり、奨学金については、将来大学院についても返還免除の廃止が及ばないともかぎらないので、動きに注視したい。

(7) 第7常置委員会（丸山委員長）

1) 複写に伴う複写権料の問題について

予て日本複写権センター（複写に関する著作権処理を一括して行う機関）から国立大学に対し複写に伴う複写利用許諾契約（コピー使用料）の締結を求められており、これにどう対応すべきか検討するため、大学で使用する複写のうち契約の対象となるべきものがどの程度あるかサンプリングとして東京大学にお願いし実状を調査していただいた。このほどその調査結果をいただいたので、これを踏まえて検討し、また各大学にもご意見を伺ったうえ委員会としての方針を決め、来る秋の総会にお諮りするようになりたい。

2) 大学附属図書館の当面する諸問題について

これについては要望事項であり、説明は後刻に譲りたい。

3) 産学協力の推進と教員の倫理について

科学技術基本計画の中に、国立大学と民間との協同研究の推進が織り込まれ、今後一層協同研究の推進が求められる中で、大学側の協力体制に共通したガイドラインの必要性が高まっている。そこで、委員会で検討のうえ「資料17」

のとおりガイドライン(「産学協力の推進と教員の倫理」)を作成した。要点は、○透明性を確保したうえ、学内に審査会を含む産学協力の支援体制を整備する、○産学協力に当っては、公金の支出・運用や許認可の決定に関与する教員と直接影響が及ぶ企業・団体との間の産学協力(共同研究、受託研究など)を控えること、協力の範囲は、学術に関連する分野に限られ、公共の利益に反するものであってはならない。また、産学協力システムの整備として、○大学ごとに産学のさまざまな橋渡しをするリエゾン機能をもった部署をつくる、○特許について大学の責任で運営する仕組みをつくり特許料の一部を大学へ配分できるようにする、○企業側負担経費の中に大学の知的資産の充実向上に充て得るオーバーヘッドを含めるようにする、ことなどである。

(8) 医学教育特別委員会(石川委員長)

先に文部省の「21世紀医学医療懇談会」で提唱された学士入学者を対象とする「医学部4年制コース」について、文部省から検討方の依頼があり、本委員会及び専門委員会で検討した。その結果、4年制コースは、入試の多様化、医学教育の改革の視点から必要であるということで意見が一致し、2月13日開催の委員会で、医学部4年制コース創設についての提言案を作成した。これが3月3日開催の理事会で了承されたので、委員長名をもって医学部を有する各国立大学長宛に送付するとともに文部省に提出した。それが「資料25」の「医学部(医学科)4年制コース創設の提言」である。なお、本来ならば、総会でご了承を得て、国大協の提言として措置すべきところであるが、4年制コースを平成10年度実施するには概算要求の絡みがあり

急がれたため委員会からの提言とさせていただいたものである。これを国大協の提言としたいので、後刻お諮りしたい。

このほか、2月13日の委員会では、文部省から、医学教育をめぐる諸問題について、卒後臨床研修、医師の生涯学習、国立大学附属病院の民営化、医師過剰、医学部定員の削減のほか、21世紀医学医療懇談会の審議状況等について報告があり、また、鈴木委員から、魅力あるコア・カリキュラムの研究開発推進事業を東京医科歯科大学が医学・歯学関係の拠点校として行うこととなった旨報告と協力要請があった。

また、5月13日の委員会では、4年制医学コースが本格的に導入されると、当然、外国との比較が問題になり、またカリキュラムも従来の医師養成を第1目標としたものからもう少し幅広い医学人材を養成する方向の目標になるので、関連して、学位の見直しが必要になってくるのではないかということで、医学教育と学位の関係について議論した。

(9) 教員養成特別委員会(蓮見委員長)

1) 附属学校の在り方と役割に関する調査について

平成7年度及び8年度の2年間にわたり科研費をうけて調査研究してきた「国立大学附属学校のあり方・役割について」について、この3月に成果報告を取りまとめた。今後さらに、この科研費による報告をもとに、要約版をまとめるとともに、あわせて附属学校の役割と今後のあり方についての提言を含めた国大協としての報告書を秋の総会までに取りまとめることになっている。

2) 財政構造改革の一環としての教員養成課程の入学定員の削減問題について

これについては後の協議題に含まれるので、報告を省略したい。

3) 教員職員養成審議会の審議状況について
文部省の教養審において教員養成のカリキュラムの改善についての検討がすすめられており、去る5月26日に同審議会のカリキュラム検討特別委員会から審議経過報告が審議会に提出された。これについて文部省から国大協に意見が求められているので、明後日(6月19日)本委員会を開催し意見を取りまとめたい。報告は、従来、免許状取得に必要な科目を細かく規定しているのに対し、選択履修方式を取り入れて、大学の方針や学生の選択によって個性的な教員の養成を目指す方向が示されている。また今日、国際化、情報化等々に対応し多様な資質、能力が求められているが、これについては単位数を拡大することなく現行の単位数の枠内で、教育実習単位の加増(中学校教員養成)、教科の専門科目単位の削減を含む改革案が検討されている。文部省は、予定では、本年7月頃までに答申を得て、できれば平成12年度入学者から新しい免許基準による養成を行いたいという意向のようである。答申に沿って免許基準が改正されると、単位数の総枠は変らなくても各大学の教員養成のカリキュラムに相当影響が出てくることもあり得るので、本委員会で検討し意見を文部省に提出することになっている。

(10) 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会(阿部委員長)

本委員会は国立大学の民営化問題が行政改革委員会で議論され始めたことを受けて去る2月6日開催の常務理事会で急遽設置が提案され、3月3日開催の理事会で設置が承認されたものである。民営化の議論が急ピッチですすんでい

るということから、短期日で報告を取りまとめることが委員会に求められた。そこで、17名のメンバーで6回にわたり集中的に審議を行い、「資料27」の「行財政改革の課題と国立大学の在り方(報告)」をまとめた。この報告については後の協議のところで説明したい。

II 協 議

1. 理事の選任について

会長から次のように諮られた。

現理事は、この6月で2年の任期を満了するので、今総会で新理事の選任をお願いしたい。会則で「理事は、各地区毎にその候補者を互選し、これを総会に諮って決定する」と定められており、これに基づいて先般各地区で選出願った理事候補者は「資料18」のとおりであるので、お諮りする。

これについて異議なく、承認された。

なお、会長、副会長の選出については、本日昼休み中に開催する新理事会において行う旨付言された。

III 報 告

1. 各地区学長会議の状況報告

会長から、前回総会以後、今総会までの間に開催された各地区学長会議若しくは懇談会の状況を各当番大学から報告願いたい旨述べられ、各当番大学から概要次のような報告があった。

(1) 北海道地区(丹保北海道大学長)

6月3日開催した。国立大学のさまざまな問題に対応する道内の国立大学間の協力関係を強くしようとしている。学長会議もルーティンに

行えるよう幹事校を置いて頻度を高めることを相談している。ユニバーシティの道内における連携のシステムをつくることも考えはじめており、大学間の機能別の協力ということについても議論を始めている。また、教員の任期制については、北海道大学で現在行っているケースを示し意見交換した。

(2) 東北地区（阿部東北大学長）

5月26日開催した。①国際交流の促進については、特に東京から離れた大学においては地理的条件に加えて宿舍が不備ということもあり、留学生受入れ10万人計画の国策にどう協力していけばよいか意見交換した。②「大学の教員等の任期に関する法律案」については、各大学としてどう取り組んでいるかの情報交換を行った。③大学の使命と在り方については、「国立大学の独立行政法人（仮称）化」に対する慎重審議の要望ということも含めて意見の交換を行った。

(3) 近畿地区（丹羽奈良女子大学長）

5月15日開催し、行政改革と国立大学のあり方について議論した。容易に結論の得られるテーマではないが、各大学でその対応は異なりそれぞれの実情を踏まえた工夫が大切ではないかということであった。特に、教員養成課程をもつ大学の学生・教官定員の縮減についての厳しい見通しが報告され、迫られる改革に対する積極的な支援が求められた。また、国立大学に対する風当りの厳しいことに対し、特権的、閉鎖的で地域との交流も少ないことなどの反省に立って自らの姿勢を律し将来に向けて思い切った新規なものを打ち出す体制をつくり出す努力の必要性が議論された。

(4) 中国・四国地区（小坂岡山大学長）

5月26日、27日の両日開催した。①今日の状況を踏まえた「地方大学の在り方」については、地方国立大学の位置と使命について議論があった。国立大学は地方文化の継承及び発展に大きな役割を担ってきており、これまでの地方大学の伝統と文化の蓄積を無駄にすることはできない。また、地方大学の意義と使命に関する理解と正当な評価を得るよう努力する必要があるとの意見があった。②大学教員の任期制については、これの法律案が国会に提出されたことに関連して種々論議したが、任期制の受入れには慎重に対応していく必要があるとの意見が出された。③学長会議を平成10年度から年1回秋季のみ開催し、それ以外は必要があれば臨時に開催することにした。

(5) 九州地区（高木大分医科大学長）

5月12日に開催した。教育改革の取り組みについて、その方法、内容、単位互換の問題、留学生受入れの拡大、教員採用における教育研究能力の判定、生涯学習などについて議論した。印象としては、各大学とも、時代の流れに沿って教育の方法、内容について学生に学習意欲をもたせるべく大変な努力をされていることと、学生による評価を何らかの形で取り入れている大学がふえていると感じた。

IV 協 議

1. 平成8年度国立大学協会歳入歳出決算について

事務局長から、「平成8年度国立大学協会歳入歳出決算」（「資料21」）に基づき説明があったのち、引続き監事の堀川埼玉大学長から、監査の

結果適正に処理されている旨報告があった。

ついで会長から、本決算については、去る6月2日開催の理事会で承認を得ているが、会則により本総会のご承認をお願いしたい旨述べられ、異議なく承認された。

2. 平成9年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局長から、「平成9年度国立大学協会歳入歳出予算(案)」(「資料22」)に基づき説明があったのち、会長から、本案については、去る3月3日開催の理事会で承認を得ているが、会則により本総会のご承認をお願いしたい旨述べられ、異議なく承認された。

3. 国立大学の平成11年度入学者選抜の基本方針について

加藤第2常置委員会委員長から次のとおり提案があった。

去る5月7日開催の本委員会において平成11年度入学者選抜の基本方針について協議した結果、平成9年度から「分離分割方式」に統一後まだ1回の経験を経たばかりであるので、平成11年度は10年度に引き続き「分離分割方式」を踏襲する方針とし、この旨総会に提案することとした。

ついで、会長からこの提案について諮られた結果、異議なく了承された。

4. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

梶井第4常置委員会委員長から次のように説明提案があった。

公務員全体に社会の風当たりが強い状況下でこのような要望書を出すことに多少躊躇はあった

が、本委員会としては例年どおり要望を行うこととし原案を作成した。前年度と変わったのは、一つは、教育研究上の功績顕著者への特別昇給の弾力的取扱いについて人事院の理解が得られたので、この記述を削除したことであり、もう一つは、教室系技術職員の処遇改善に関し、今後も専行職俸給表の適用を目指すことに変わりないが、当面、現行の行(一)の枠組みの中で処遇改善を図るといふ、今すすめている方針に従って若干記述表現上の手直しを行ったことであり、それ以外は変更はない。

ついで、会長から要望案(「資料23」)について諮られ、異議なく承認された。

5. 人事院勧告の取扱いに関する要望について

梶井第4常置委員会委員長から、人事院勧告の取扱いに関する要望については、人事院勧告の内容をみた上で対応を考えたいので、その文案の作成及び提出時期を会長と第4常置委員会委員長に一任いただきたい旨述べられた。

これについて会長から諮られ、異議なく了承された。

6. 国立大学附属図書館の整備充実に関する要望について

丸山第7常置委員会委員長から次のように提案があった。

国立大学附属図書館の一層の整備充実を図るため関係方面に要望することとし、第7常置委員会で検討のうへ「資料24」のとおり要望原案をまとめた。要望事項は、①図書資料購入費、特に学生用図書購入費の増額、②専門的能力をもった図書館職員の確保、③共同保存図書館の建設についての3点である。

引続き同委員長から各要望事項の説明があっ

た。

ついで、会長から同要望書について諮られ、異議なく承認された。

V 報 告

1. 会長、副会長選出の結果報告

会長から、本日昼休み中に行われた新理事会において、会長、副会長の選出を行った結果、会長には井村京都大学長が再任、副会長には阿部一橋大学長が再任されるとともに、新たに蓮實東京大学長が選任された旨報告があり、会長、副会長からそれぞれ就任の挨拶があった。

2. 大学入試センターからの報告

大学入試センターの廣重所長から、平成9年度大学入試センター試験では問題のミスや数学における平均点較差などの問題が発生し各大学にご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げたい。当センターでは、この結果を踏まえセンター試験の改善方策をまとめた旨述べられたのち、引続き配付資料にもとづき次のような説明があった。

主な改善点は次のとおりである。

① 高等学校関係者による難易度等のチェック体制について

高等学校関係者による難易度のチェックを行って貰う体制を整え、すでに平成10年度試験問題のチェックを完了した。

② 得点調整について

著しい得点差が生じないよう最大の注意を払うべきだが、大幅な得点差が生じてしまった場合には、得点調整を行う必要があると判断し、外部の専門家を加えて検討委員会を設け、得点調整を行う場合の、調整の方法、対象科目、得

点差等について検討を始めた。今年の秋頃までにこれの具体案をまとめ、関係団体のご了解が得られれば平成10年度の試験から実施できる体制にしたい。

③ センター試験の結果（平均点等）の中間発表について

従来、当該年度センター試験の平均点、標準偏差等のデータは、第2次試験出願締切後の2月上旬に発表していたが、平成10年度からセンター試験終了後の週内（木曜日頃）に約20万人分の集計にもとづいて中間段階でもデータを発表し、受験生の参考に供したいと考えている。

④ 数学の出題科目について

今回問題となった数学の新課程科目と旧課程科目を一本化できないかどうか検討したが、両科目間の対象分野は複雑に入り組んでいるため困難であり、平成10年度においても別々に出題することとした。なお、過年度卒業生への経過措置は平成10年度で終わり、11年度からは新課程科目一本となる。

⑤ 出題者に高等学校関係者を加えることについて

高等学校関係者を出題者に加えることについては臨教審以来の課題であって中教審でも取り上げられており、この機会に前向きに検討したいと考えている。去る5月7日開催の国大協第2常置委員会にご意見を伺ったところ、センター試験は大学入学者選抜の一部であるから大学の教官のみで作るべきであり仮りに高等学校関係者を加えるとする試験の性格を変えることにならないかという意見の一方、センター試験は高校教育の達成度を測ることをベースにしているのであるから、良問を作る上で高校側の協力を得ることは必ずしも悪いことではないとの意見が出され、委員会の意見のまとめとしては、

高等学校関係者を出題者に加える方向を基本的に了解するが、作題には多くの国立大学教官が携わっており、作題のそれぞれの部会の意見を尊重してほしいということであった。

なお、今後、得点調整など改善の具体的な方法を検討する過程で改めて第2常置委員会に検討の経過説明を申し上げることにしている。

VI 協 議

1. 常置委員会委員（大学の代表者）の選任について

会長から次のとおり諮られ、異議なく承認された。

常置委員会委員（大学の代表者）の選任については、各学長の希望をきくほか、それぞれの専門、所属大学の種別、地区等を考慮してこれを行う（「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領第3項）こととなっており、これにもとづき作成した「資料20」の「常置委員会委員（大学の代表者）候補者名簿」（案）を6月2日開催の理事会に諮り、ご了承を得た。については、この候補者名簿のとおり選任してよろしいかお諮りする。

2. 医学部（医学科）4年制コース創設の提言について

石川医学教育特別委員会委員長から次のように述べられた。

「21世紀医学医療懇談会」で指摘されているように、18歳を主な入学対象とする現行制度では、必ずしも医学部志望者としての自覚・動機づけをもった適任者が入学、学修するとはいえない状況にあり、医学教育改革に加え入学者選抜や多様な人材育成に役立つことを目指し、国

立大学の医学部に4年制コースを積極的に導入することを提言することとし、「資料25」の「提言」をまとめたものであり、この内容について説明申し上げたい。

引続き同委員長から、「資料25」にもとづき提言内容等について説明があった。

以上の説明について若干意見交換が行われたのち、会長から諮られ、「提言」は了承された。

3. 当面する諸問題について

(1) 行政改革と国立大学の在り方について

会長から次のように述べられた。

行政改革会議や財政構造改革会議等において、国立大学の独立機関化、又は地方移管、民営化が検討の対象にされていることから、国大協として、急遽、特別委員会を設置し短期間で集中して対応を検討してきたが、その結果がまとまったので、阿部委員長から説明いただき、その上で討議したい。

ついで、同委員長から次のような報告・説明があった。

去る3月3日開催の理事会で設置されて以後、「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」を都合6回開催し、このほど報告（「行財政改革の課題と国立大学の在り方」）を取りまとめた。

報告書を取りまとめるにあたって重きを置いたのは、行政改革会議や財政構造改革会議等における行財政改革の議論は、わが国の学術研究と高等教育を将来にわたってどうしてゆくべきかというよりも主として財政上の観点からなされており、その中で官と民の区分の見直しの一環として国立大学の民営化、独立行政法人化ということが提案されているという点である。これにどう対応すべきか委員会で種々議論した

が、最終的には高等教育の在り方ということに焦点を絞り、公立私立を含めて高等教育の在り方についてと民営化、独立行政法人化等の問題について国大協としての意見案をまとめるとともに、民営化論等が浮上する背後にある国立大学に対する批判を謙虚に受けとめ、国立大学の現状、問題点を把握し、将来国立大学をどうしてゆくべきか改革の提案も含めて報告書を取りまとめることとした。

その結果まとまったのが「資料27」の報告書である。報告は二部構成とし、第一部は特別委員会として意見をまとめたものであり、第二部は討議された問題点等について各委員の見解を示している。なお、第一部は、第二部の各項目の議論の上に立って全体としてのまとめを行ったものであり、また、第二部については、委員の意見は必ずしも一致しているわけではないので特別委員会の意見としてはまとめを行わなかったが、いただいた原稿について本人の了解を得て多少の修正をお許しいただいた。

以上が報告書取りまとめの経緯であるが、これとは別に、行財政改革についての国大協の意見を関係方面に訴えるべく、報告書の第一部をもとに要望案を作成した。それが「資料26」の「行財政改革と国立大学の在り方について」である。(要望書案を朗読)

ついで、次のような意見交換及び質疑応答が行われた。

○ 国立大学は、それぞれの大学の教育研究を含めて多面的な活動を地域や社会の各所で地道に継続することが何より大事だ。結局そういうことが民営化の歯止めになり、また真に国立大学の発展を保証することになるのだと思う。

○ 民営化論等の議論は、私立大学の中にも立派な大学があるから国立大学がどうしても国立大学のままであらねばならないという論は立てにくいように思う。そういう意味で民営化等に対する一つの論点は、国立大学を他の設置形態に移すことで特に財政上メリットが生じるかということである。この点、現状の研究教育水準を維持していくことを前提として考えると、設置形態を動かすことは却って、移行に伴う経費がかかり財政の面でのプラスにはならないということはいえると思う。そこの検討があってよいのではないか。

また、要望書については、行政改革会議等に対し国大協としての姿勢を示す必要があると思うが、要望案の最後の項の「学長のリーダーシップを強化し、……」以下の記述は、要望というよりは国立大学としてある種の決意表明を言っている感があるので、この部分は前文中に含めることにしては如何か。

○ 当初、特別委員会の議論の中では、国立大学組織でなければならないという理由は学術研究においては無いという意見も出ていたが、基礎研究とか採算を度外視した研究を国立以外の設置形態に変えて新たに行うことは困難であり、また設置形態を変えることによって学問の継続性に大きなヒビを生じさせ、さらに後継者育成の継承、学風の継承が断たれるとの危惧の念が高まってきて、国立大学を民営化することによるメリットは殆どない、という議論になった。

○ これまでの国立大学の成果を積極的に評価すべきと思う。“駅弁大学”といわれつつ地方大学はそれぞれの地域でここまで育てきて、教育研究の実績だけでなく、地域における文化的、社会的存在としても非常に大きい。

地域社会が本当の意味で活性化するにはすぐれた高等教育機関が必要であり、設置形態の枠を越えてさまざまな役割が特に地方大学にはあると思っている。

- 教育研究において異なる特徴をもって国立大学、公立大学、私立大学がそれぞれ役割を果たしてきたから、日本の高等教育はよく機能しているのではないか。しかしながら国立大学でなければならないこともあり、要望書でそのことを強調してほしい。ところで、私立大学側では国立大学の民営化についてどう考えているのであろうか。
- 私立大学の学長、理事長等の中には、国立大学が民営化されれば、特別会計予算が私学に配分されることになって私立にとっては有利に働くという考え方があるようである。私はむしろ、私学として競争相手が増えるわけだから却って厳しくなると思うが、特別委員会の中でも別の見方がある。ただ、私立大学には、全体として国立大学に対する反感が特に財政措置上の問題として強くあるように思う。
- 国立大学の独立行政法人化ということが将来の民営化を前提に出てくる可能性も否定できないが、必ずしも民営化を前提ということでもなく強い形で独立行政法人化の提言が出てくる可能性が高いと思う。独立行政法人の形がみえないので議論がしにくいですが、独立行政法人化の方向に動くようになったときに、この問題を大学関係者が考えないと誤ったものにならないともかぎらない。会長、副会長は、時機をみて行政改革会議等へ積極的に国大協の考え方を説明していただきたい。
- 国大協として議論が難しいのは、一方では大学の自由裁量権を拡大しなければならない

という強い思いがあるが、他方で自由裁量権を拡大されてもそれと引換えに国から大学へのサポートが減ると大きな痛手になるということがある。

- 学問にはどうやってもコストがかかるのだから、国立大学を民営化したとしても、いずれ日本全体のパイの問題としてそれを越えた展望、議論は避けられない。行政改革会議、財政構造改革会議から最終的にどういう提案が出てくるか分からないが、日本全体にある種の“ビック・バン”が起きざるを得ないのではないか。この間、国とか官に対する批判、ルサンチマンはマスコミ、ジャーナリズムの世界を含めて強いと思う。国立大学がこれまでさまざまな分野で大きな成果をあげてきたことは間違いないが、そこをもう一步踏み込んだ議論がいるのではないか。日本の大学は国際競争力が弱く、今後競争力を高め国際化していくことが必要であり、事務局体制を含めて改革を図らなければならない。それには学長のリーダーシップが発揮されるべきであり、教授会、評議会の機能の見直し、さらに今回の任期制だけでなく、教特法を含む法制的な改革提言が必要であろう。また、たとえば、定員の削減に対しても、各大学が空定員を供出して全体で新しい分野を立ち上げる相互協力も必要になろう。いずれにしても、今回の行財政改革の議論を契機に国立大学として真剣に自己改革をしていかなければならないと考える。
- イギリスの大学は、一種の独立法人の形で大学運営が行われているようだが、第1常置委員会で大学の独立法人ということで議論されたことはあるか。
- 以前第1常置委員会で特殊法人化というこ

とについて議論したが、特殊法人といえども規制で現在の国立大学以上に縛りをきつすることも可能であり、特殊法人と国立大学の間にどれだけの差異があるか疑問の点が多い。従って大学の自由裁量権ということも今回独立行政法人がどういう方向にいくかによって違ってこよう。裁量権と関わって、わが国の国立大学が外国の大学に比べて事務の簡素化が難しい理由は、国の会計法に縛られているためである。たとえばイギリスの大学の場合、ディテールの報告はもとめられない代わりに外部評価があり、その結果にもとづいて予算配分が行われているが、そのような行政の仕組みが導入されないと、自由裁量権の拡大といっても難しい面がある。

- 要望書の点で、独立行政法人が議論の対象とされているこの時に、財政面での自由裁量権の拡大の必要性を言うことは、その方の議論に繁がりがねないので、これを敢えて要望に盛り込むのは如何か。
- 国立大学のままであっても財政的な制約を緩めることは可能と思うし、そうなるよう努力すべきと思う。自由裁量権の拡大ということと独立行政法人化とが直接結びつくとは思わない。
- 要望書は、全国立大学が是非必要だということを前面に出して主張すべきだと思う。それは、国立大学がそっくり独立行政法人になるかならないかではなく、ある種の大学が独立行政法人化し、ある種の大学が国立大学のままでいるかもしれないというのが行政改革会議からのサインと考えるからである。そうなると、今の状態のなかでもうまくやっていくことを示された大学とそうでない大学との間に外部から楔を打ち込まれることを恐れ

る。従ってこの際は、何としても国立大学でいかなければいけないということをさまざまな形で、しかも国立大学の内部の者が主張するのではなく、外部がそのことを認めているという資料、たとえば研究の量がどう違うか、といった資料を添えていかなければいけないと思う。もう一つは、アジアのさる雑誌で、アジアにおける大学ベスト10を紹介していたが、10大学中8大学までが国立大学であり、やはり国際的に国立大学の信頼性が高いということがいえるようである。このようなことを一つ一つ築き上げていかなければならない。要望書は、国立大学が独立行政法人等になることを容認しているようにも窺えないでもないが、その点は如何か。

- あとの質問の点は、報告書の第二部の「5. 国立大学が果たしている役割」のところにも多少の遠慮はあるが書かれている。読み方にもよると思うが、特別委員会では独立行政法人を肯定するという姿勢はまったくなかった。
- 要望書の(4)の項は、あたかもある一部の学問分野を国立大学から切り離すということが言われていて、それに対する反応として書かれているようにもみえるが、如何か。
- 正式にそうした話があったわけではない。一部の論者の意見として、人文社会科学系については国立大学でなくても私立大学で十分できるのではないかと、そうであれば私学に任せてもよいのではないかとという意見がある。そのことを意識してのものである。
- 過日、総務庁の行政改革委員会のヒアリングに出席したが、結論的に言うと、委員の中には国立大学のことをよく理解されていない方もいて、コミュニケーションのギャップを感じた。大学改革の努力をそれぞれの大学が

地域のマスコミ、メディアを通じて社会に理解して貰えるよう不断に努力しなければならないが、国大協としても国大協の主張を持続して世論に訴えていくことの必要性を強く感じる。

- 地方の大学が存在していることの価値は周辺で言われているほど軽々しいものではない。地方大学のもっているレベルは文化の面も含めてそれぞれの地域の核であることは間違いない。日本の将来のためにそれをどうキープしていくかが極めて重要であるのに、そのところの議論が中教審でも大学審でもいつも落ちているように思う。地方における国立大学が果たしている役割はもっと認められてしかるべきである。要望書でそのことを強調してほしい。

概ね以上のような意見交換及び質疑応答が行われたのち、会長から、要望書案についていただいたご指摘等を踏まえて一部修正を加え、明日（6月18日）の総会に改めてお諮りしたい旨述べられ、了承された。翌18日開催の総会に修正原案が提出され、審議の結果、さらに一部文言修正を加えることとして要望書案は承認された。なお、要望書の提出先については、正・副会長に一任された。

(2) 大学入試センター試験の問題について

加藤第2常置委員会委員長から次のような説明があった。

すでに廣重大学入試センター所長からご報告があったが、平成10年度以降の大学入試センター試験の改善方策について、改善方策に対する第2常置委員会の意見も含めて報告申し上げる。

大学入試センターでは、平成9年度入試センター試験で数学の新・旧課程科目間に約22点の格差が生じたことを踏まえて、急遽平成10年度以降のセンター試験の改善方策をまとめた。改善点は5項目であり、そのうち、

- ① 高等学校関係者による難易度等のチェック体制については、平成10年度試験問題に反映させるということで、すでにすべて試験問題についてチェックが完了したというセンター側の説明であった。
- ② 得点調整については、平成9年度秋までに関係団体の了解が得られれば、平成10年の試験から実施する予定ということで、これについて検討する得点調整検討委員会を発足させたということである。

得点調整については、従来「社会」と「理科」の科目間について平均点で30点以上の差があった場合とされており、過去1回行った例がある。今回は、新・旧課程科目間であり、またその差も22点であるので、本来的には対象外ということになるが、入試センターとして社会的反響の大きさに対応して平成10年度から得点調整を行う方針を出し、今後委員会で実施する場合の対象科目、点差等について具体的検討を行いたいということであるので、ある段階で検討の経過を第2常置委員会に提示していただくことをお願いした。

- ③ センター試験の平均点等の中間発表については、従来センター試験のデータは、すべての受験者の成績の集計が終わったのち個別試験出願締切後の2月上旬に発表していたが、これを受験者が個別試験の出願の参考にできるよう、平成10年度から集計の途中段階（20万人規模）でのデータも発表す

ることにしたということであり、この改善策については評価したい。

- ④ 数学の新課程科目と旧課程科目を混合した試験問題の作成については、それぞれの対象分野は複雑に入り組んでいるため困難であり、平成10年度においても新課程と旧課程の2つの科目を出題することになったということである。これについては平成9年度及び平成10年度2年間の経過措置であり、来年度で終るので、この方針どおり実施していただくことで問題ないと思う。
- ⑤ 出題者に高等学校関係者を加えることについては、今後関係団体の意見も聴きながら検討したいということであるが、第2常置委員会としては、良問の確保という点で改善に繋がるならば基本的に了解するが、センター試験の作題には多くの国立大学教官が携わっており、作題のそれぞれの部会の意見を尊重してほしい旨要請した。

以上のような報告に引続き、同委員長から次のように述べられた。

センター試験については、さまざまな利用の仕方が可能であり、将来センター試験を課すか課さないかといった基本的な問題をも対象にして第2常置委員会で検討しなければならないと考えているが、私見としては、国立大学の入試は、センター試験と個別試験の組合せで行うという現行の枠組みを当分の間維持していくのがよいと思っている。しかし、第2常置委員会の「入試ビジョン検討小委員会」においては、センター試験を課すか否かは各大学の自由裁量ということで、将来センター試験を課さない入試もあり得るのではないかと議論も浮上しつつあり、暫く自由討論を続けていきたいと考えている。

ついで、次のような意見交換が行われた。

- 廃止を決めていた得点調整を今回翻意したのはなぜか。
- センターの説明では、5教科18科目で行われていた平成8年度までのセンター試験では、アンカー科目の3科目の成績を基盤にした得点調整の方法があったが、平成9年度からは出題教科・科目が大幅に増加し従来より安定した調整基準が得にくいため、得点調整は行わないと決めたが、今回の得点差の問題をうけて、今年のセンター試験の各科目の成績を詳細に分析した結果、従来行ってきた調整の方法が適用できるということが確認できたということであり、これが平成9年度とは変わった事情であるという説明であった。
- 得点調整が行われるのであれば、出題者に高校関係者を入れなくてもよいのではないか。高校関係者が入り、それでも得点調整をしなければならないということになれば、二重に手当てを行うことにならないか。
- 同意見である。それが例外中の例外にしたということであっても、得点調整を行うということであれば、試験問題の作成に高校関係者を加えなくてもよいように思う。
- 高等学校関係者といっても現職の教員を作題者に加えることは問題があるであろう。その点、教科の内容を熟知し高校の現場と大学を繋ぐ役割を果たしているといえる文部省の教科調査官は適任と思うが、教科調査官を出題者とすることは検討されたことはあるであろうか。
- 入試センターの改善方策の中で、高等学校関係者となっているのは、具体的な職名をあげると、出題者個人を特定されるおそれがあるので、それを避けるためということのよう

である。

以上のような意見交換があったのち、会長から語り、入試センター試験の改善方策に対する第2常置委員会の検討結果は了承された。

(3) 施設整備費をめぐる問題

会長から次のように述べられた。

科学技術基本法ができ、その中では、科研費の増、研究者の育成、研究支援職員の増などとともに、国立大学の施設の老朽・狭隘化の改善が謳われているが、今年度国立大学の施設整備費は昨年度に比べて約230億円減った。その理由は、ご承知のとおり厳しい財政事情ということにあり、来年度は、学年進行に伴う当然増のほかベースアップによる人件費への跳ね返りが相当額見込まれるので、今年度をさらに下回り、1,000億円を切る心配がある。国立大学の施設が大きく老朽化・狭隘化しているのは、昭和50年

代後半から60年代前半にかけて施設整備費の予算が大幅に落ち込み、その中で統合移転、新設大学の建築、附属病院の改善等がすすめられたことによる後遺症である。

そこで、非常に難しい状況ではあるが、国立大学の施設の改善について関係方面に要望することが必要と考え、要望案を準備した。また、これと合わせて国立大学の施設の状況を理解いただく資料としてパンフレットを作成した。

引続き会長から、配付のパンフレットについて説明があったのち、要望書案について審議が行われた結果、貧弱な状況にある講義室、特に小人数教育のための教室の喫緊な整備の必要性を加えるべき、等の意見があり、これを踏まえて若干記述を修正することとし原案を承認した。

以上をもって、第1日目の総会を閉会した。

第100回 総 会 (第2日)

日 時 平成9年6月18日(水) 13:30~16:10

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

I 報 告

1. 各常置委員会の委員長選出結果について

井村会長から、本日午前中に開催された各常置委員会において、委員長の互選が行われた結果、次のとおり新委員長が選出された旨報告があった。

- 第1常置委員会 阿部東北大学長
- 第2常置委員会 加藤名古屋大学長

- 第3常置委員会 久々宮東京商船大学長
- 第4常置委員会 梶井東京農工大学長
- 第5常置委員会 江崎筑波大学長
- 第6常置委員会 武藤新潟大学長
- 第7常置委員会 丸山千葉大学長

2. 各常置委員会報告

会長から、本日午前中開催された各常置委員会の審議について特にご報告があれば、委員長からご報告願いたい旨述べられた。

(1) 第1常置委員会(阿部委員長)

委員会として何を審議すべきかということについて、金森前委員長からの説明に加えて各委員から激烈な意見も含めて多数の意見を頂戴した。

(2) 第4常置委員会(梶井委員長)

行財政改革に絡んで、事務職員が定削にさらに300人の削減が上乗せされるという問題が起こってきて、今後特に事務職員に集中して問題が出てくるのが考えられるので、この問題についても配慮すべきとの指摘があった。

(3) 第5常置委員会(江崎委員長)

順調に推移してきた「留学生10万人受入れ計画」だが、近年受入れ数の伸びが鈍化し平成8年度には受入れ総数が初めて前年度を下回った。これに対して留学選考の改善といったことも検討されているが、何より留学生からみても日本の大学が魅力ある存在にならなければならない。それには自己PRも必要であるが、国際競争力をつける努力が必要と思う。私見だが、わが国の国立大学はマネジメントの主体がはっきりした形になっておらず、構造的に改革をしにくくなっているように思う。このことが国立大学につきまとう最大の問題のように思う。

(4) 第6常置委員会(武藤委員長)

特別会計制度と学生納付金の問題を中心に討議した。学生納付金の問題については、学部別授業料が浮上してきたときに即応できるよう専門委員会準備を整えること、特別会計制度の問題については、単年度予算制について、研究費などで一部枠が外れるものも出てきているが、その幅を応げる努力が必要、地域との密着

性と経済効果などを検討していくことが財政問題からも必要などであり、そのほか大学の裁量権と財政のあり方などについても話題になった。

(5) 第7常置委員会(丸山委員長)

複写権の問題については、なお検討すべき点があり、また、欧米諸国とわが国の間で著作権に関するルール上の違いもあるので、これらの調査も含めて少し慎重に対応していきたい。

II 協 議

1. 監事の選任について

会長から、監事2名の選任については、昨日の理事会で堀川埼玉大学長及び鈴木東京医科歯科大学長を候補者としたので、お認め願いたい旨諮られ、異議なく承認された。

2. 当面する諸問題について

(1) 財政構造改革会議について

会長から次のように述べられた。

「財政構造改革会議」(政府・与党関係者で構成)では、歳出の改革と縮減の具体的方策について検討がすすめられていて、その観点から国立学校関係についても議論されている。去る4月15日に財政構造改革会議企画委員会から文部省へのヒアリングがあったが、その際文部大臣から財政構造改革への文部省の対応として、①事務組織の一元化の観点から各大学の事務組織全体の見直しを行い、事務職員の定員について、第9次定員削減にさらに300人の削減を上乗せし全体で3,000人を削減する。②国立大学の教員養成課程の入学定員について、今後5,000人程度的大幅な削減を行う旨説明があった。〔資料28〕

12頁)

その後5月26日に企画委員会報告が財政構造改革会議に提出され、それを踏まえて6月3日に「財政構造改革の推進について」が閣議決定された。そこでは、国立大学に関わることとして、○医療提供体制について、大学医学部の整理合理化も視野に入れつつ、引続き医学部定員の削減に取り組み、合わせて医師国家試験の合格者を抑制する、さらに○国立学校について、早急に設置形態を含めて組織の見直しを検討するとともに、集中期間中（今世紀中）においては、授業料の見直し、大学事務組織の一元化、定員削減、スクラップアンドビルドの徹底等により、国立学校特別会計繰入れを対前年度同額以下に抑制する、との方針が決められている。

このように、国立大学に関わる重大な問題が提起されているので、これについてご意見を伺いたい。

ついで、意見交換が行われた。主な意見は次のとおりである。

○ 教員養成に関わっては、教員養成課程の入学定員の削減の問題とともに、義務教育学校の教員の定数改善の期間繰り延べ（平成6年度から10年度までを計画期間とし、平成10年度の1年間で5,000人の教員を増加させることを12年度までの3年間でこれを実施する）という問題がある。教員養成課程の入学定員の削減については、平成10年度から3年間かけて他学部への振替や新課程への振替も含めてすすめるということである。その結果、国立大学の入学定員が純粹にどの程度減少するか分からないが、いずれにしても相当数が減ることになり、そうなれば教官定数にも波及することが心配される。また、文部省は国立大学の教員養成課程については特に小

学校に重点を置く意向のようであるが、一方、教養審では、中学校に起きている生徒指導その他の難しい問題に対応する教員の養成については国立大学に期待したいという考えをとっていて、両者の間にやや意見の食い違いがある。国立の教育学部はこの3年間で大きな改革を迫られているが、それについて是非支援をお願いしたい。

○ 将来の医師の過剰に対応するため、昭和62年に医学部、歯学部の入学定員について国公立一律10%削減方針が打ち出された。これまでに国立大学については10%削減されたが、私立大学は平均5%の削減に止まっていた、公立大学はゼロであり、現在全体では7.4%減となっている。しかし今後10%の削減目標が達成されたとしても2015年には2万人程度の医師が過剰になるという計算もあるようである。一方では、先進国並の教官数、基礎医学の研究者、バイオロジーの研究者のほか、高齢者の介護に要する医師、歯科医師を含めると、2万人とか3万人のオーダーで不足が出てくるという見方もある。医学部等の入学定員が減っても日本の医学医療を世界に遅れをとらないようにするには大学の構造的改革が必要であり、そのための提言ができるよう「21世紀医学医療懇談会」で検討をすすめている。

○ 適正な医師数を算出することは難しい。それは一つには、社会環境の変化に伴い今後医師が働き得る場が広がることも考えられるからであり、算出の方法によっては余るとも不足するともいえる。

財政構造改革会議から提起されているのは、医学部の入学定員の削減、教員養成課程の入学定員の削減とともに授業料の見直しが

あるが、授業料については学部別授業料の問題が再燃するのは必至と思われる。

- 国立大学は、家庭の収入に関わらず比較的低廉な授業料で自分の希望と能力に応じて学部を選ぶことができるということがよいところであり、分野別に授業料に差を設けることを認めることはその根本に関わり、またすすみつつある学生の理工系離れに拍車をかけることになりかねない。学部別授業料は何としても阻止しなければならない。
- 教師の過剰ということがいわれているが、1学級当りの児童・生徒数の平均はヨーロッパの先進国では25人前後であるのに対し、日本は数字の上では28.3人だが、40人クラスも沢山ある。中教審の第1次答申が提言するように1学級の児童・生徒数を世界の水準に早く近づけることが必要である。そのことにより1人1人の子供に対する教師の目がゆき届き、今日のいじめの問題等に対応が可能になってくるのだと思う。また、中教審、教養審、教育課程審等からは、教師の指導力のアップの問題とか、きめ細かな教育を行うためのカリキュラムの改革、等々が提起されているが、それに対応してゆくには教師の数もそれに見合った数が必要である。行財政改革の視点と教育改革の視点のすり合わせをしながら齟齬をきたさないように考えなければならない。

概ね以上のような意見交換があったのち、会長から次のように述べられ、この問題の協議を終えた。

5月初旬に文部省幹部と会った際、教員養成課程の入学定員の削減に伴う措置として新学部設置、新課程設置について支援してほしい。ま

た、入学定員の削減に連動して教員数を減らすことのないようにしてほしい、ということ申し入れた。医学部の定員の問題については「21世紀医学医療懇談会」の議論の結果に期待したい。授業料問題については、学部別授業料が導入され理・工・医・農等が大幅に値上げされることになれば、日本の科学技術の将来にとって深刻な問題になるおそれが強いので、引続き第6常置委員会で検討していただきたい。

(2) 大学教員等の任期制について

会長から次のように述べられた。

このほど「大学教員等の任期制に関する法律案」が国会で可決成立した。教員の任期制の問題については、大学審議会から任期制についての「審議の概要」が出された段階で、これに対する意見を第1常置委員会でまとめていただき、それを総会でアップループした形になっているので、基本的には任期制に賛成ということになっていると理解する。今回の任期制の法律について国大協としてどのように対応していくべきか第1常置委員会で検討いただいたので、その結果をご報告いただき、その上でご意見を伺いたい。

ついで、金森第1常置委員会委員長から次のような報告説明があった。

去る5月30日に第1常置委員会を開催し、任期制について、法案及び同法案が衆議院で可決されたときの附帯決議をもとに討議したが、意見が一致した点は次のようである。

- ① この法律が施行された場合、任期制を導入するかどうかは各大学の判断によるが、その目的は第一条に謳われている「教育研究の活性化」にあるわけだから、大学あるいは分野によっても異なるが、任期制を導入しない場

合は、別の努力によって法案の目的が達成されているということを社会に説明する義務があるのではないか。関連して、わが国は欧米諸国に比べて教官、研究者の流動性が少ないというデータがあるようだが、国大協として国立大学の流動性の状況を把握することは検討に値するのではないか。また、個々の大学においても法律の第一条のことは意識する必要があるのではないか。

② 任期に関する大学の規則について記載すべき事項等を定める文部省令の定める内容については、すでに實際上実施されている任期制を包含しうる幅の広いものであるべきであるということ、早い時期に文部省に要望することが望ましい。

③ 任期付きの教員の教育研究条件及び給与について、優遇措置の必要性を主張すべきである。なお、この法案が通る以前に人事院から得た答えは、国立研究所等については職が明確に決まっています、それに任期がつくという場合は優遇措置をとれるが、大学の任期制教官についてはそれは難しいということであったが、それは、どういう場合に任期をつけるかということについて何ら限定がない場合の話であり、今回の法律第四条の第一、第二、第三の各号で、かなり限定した場合について任期を定めると書かれてあるので、これにもとづいて優遇措置を主張しうるのではないか。

④ 第四条で、特に助手について、従来の助手は任期ありと任期なしの二つに区分されることになるが、助手は幅広い職務であり、助手の中には任期をつけることが不適当な場合があることが十分考えられる。学校教育法の助手の定義は、「教授、助教授の職を助ける」と

なっており、そういう職務がかなりのウエートを占める助手、チームで協同研究を行う場合の協力者としての助手は任期をつけないということになろう。さらに、研究にあたって数年間習熟期間を要する分野では、自ら「研究目標を定めて研究を行う」のはその期間終了後となる場合もあろう。そこで、将来の制度においては、任期付きの助手と任期なしの助手をそれぞれ別の職名で置くことが適当かもしれない。あるいは職種が異なることも考慮して分野によって異なる職名を導入することが必要ではないか。

⑤ 省令が出たときに、規定がどうなるかということについての検討は次のステップとしてあるが、任期付きポストについての優遇措置の主張をどの時期にすべきかは今後の推移をみた上で検討するのが適当ではないか。

ついで、次のような意見交換が行われた。

○ 国会で法案を審議する過程でも人事院は、大学が個々につける任期には給与等の優遇措置はとれないということをはっきり述べている。任期制が省令でまだ固まっていない段階で先走った交渉をすると却ってフォーマルを固定される危険性はないか。高等教育局長は国会答弁で、任期制が各大学で実際に適用され、一般の教官の職務内容と自ずから異なったものとして定着してきた段階でそれに相応しい処遇の改善を求めていきたい旨答えているが、同感である。当面、任期をつけた場合の優遇措置を求める行動を起こすことは慎重でありたい。

○ 確かに優遇措置の要求については慎重である必要があると思うが、国立大学としては任期制について積極的に考えるべきである。そ

して、任期制を敷いた場合、評価組織を大学として準備しなければならない。また、国大協としては、各大学が任期制を導入しやすくするようバックアップが必要であり、同時に、文部省には、任期付きの教官に研究費等の面で配慮できるよう、たとえば学長裁量経費も含めて条件整備を考えていただくことが必要だ。

- 任期制の導入を国大協が誘導しようとするのであれば、それは、選択導入制に反することであり、慎重に考えてほしい。
- 同じ任期制といっても、国立研究所の場合には再任しない条件での任用であるので給与等の優遇措置がとれるが、国立大学の場合には再任も可であるような選択肢が大きい制度になっていることも優遇を難しくする問題点と聞く。
- この問題については、各大学での議論がまだ十分行われておらず、また、省令も出ていない状況なので、各大学で暫くの間議論いただき、各大学の意向がある程度固まりそうな段階で国大協としての大綱をかながえることとし、それまでは第1常置委員会内部で検討いただく方がよいのではないか。
- 任期制については、研究教育者の流動性を高めるということ、優秀な人材の確保ということがあると思うが、大学としては苦勞して折角きていただいた優秀な教官に動かれては困る。任期制はどちらに主体があるのだろうか。
- 過去に第1常置委員会の議論で、われわれが任期制を積極的に主張したのは、専ら若い研究者についてである。その目的は、個人的見解であるが、若い人が研究室に入ると義理と人情のしがらみでそこに長い間縛られ、そ

の人にとって武者修行で学識を高めたり、新しい仕事に携わる機会を失わせているような環境が多々あると考えられるので、それを断ち切るということが任期制の大きなメリットである、と考えたからである。

- 教官の流動性を高めるということで任期制が考えられたわけだが、国立大学の中で教官の流動性が低いのは旧帝大である。国立大学として任期制についてこれからゆっくり考えればよいというような社会情勢ではない。国大協として何らかのレスポンスが必要だ。
- 教官が流動化すれば研究がよくなるというものではないと思う。分野によっても異なるが、私の大学の医学部の場合には、助手に採用後その者の業績が十分でなければ辞めさせている。講師、助教授、教授までの選考がフェアに行われ新陳代謝が普通にあれば、研究自体が停滞することはないと思う。任期制を敷いて流動化させるということは、ある面では研究の中断もあり得る。そういう損失が生じないように制度だけでなく、それに付随した研究環境に対するサポートといった問題が解決されることが同時に必要と考える。
- 大学の活性化の問題で教官がどの程度異動しているか全学調査を行ったところ、定年を除いて約7%という結果であった。米国の場合、大学は平均15%程度であり、企業も同程度である。日本は大学も企業ももっと研究者の流動性を高める必要がある。特に若い研究者については任期制をとって、その中で高い能力を発揮した人がテニエアをもつという方向がよいと思う。
- 新たに設置を予定する大学院の講座に任期制をつけることを提案したいと考えている。任期制は選択導入制であり、個人的には選択

- 制は手ぬるいと思っているが、国立大学として足並みを揃えてやるというのではなく、やれるところから試行するのが現実的と思う。
- 教員の採用は基本的には全学部公募としている。公募にもいろいろなタイプがあるが、これを広げていくにはネットワーク化、データベース化が不可欠と思う。最近、重点化で大講座がつくられるが、責任が不明確なところがある。任期制をとるときにしっかりしたデータベースがあってそれをもとに選考を行うということでない、大学の劣化にも繋がりがかねない。現在、助手について学内措置で任期をつけている学部があり、問題なく行われているが、省令にもとづいてこれを行う場合、きちっとしたリライアビリティがとれるかどうかの問題である。また、フィールドサイエンスなど一部の分野では任期をつけたいケースもある。それから、分野によっては、優秀なP.Dが企業の研究所の方にとられる状況にあるが、そこになお助手に任期制をかけると、ますます大学にいい人材が残らなくなるのではないか。それは大学の教官システムそのものが問われることにもなりかねない。
- 任期制には、やはり公開公募ということが基礎にないと難しいと思う。特に旧帝大のようなどころでは学長が各学部の人事に干渉することを許さない伝統が強く、将来任期制をとることになったとしてもそれまでに相当の時間がかかると思う。しかし、国立大学に対する風当たりは極めて厳しいものがあり、任期制について国大協としてレスポンスしていくべきと思う。

- 従来助手について40歳を限度に再任可として独自に任期制を敷いているが、今回任期制が法律になったことで現在の任期制との関係を心配している。今回の任期制にのせられないかと考えているが、問題点等について第1常置委員会で検討いただきたい。

以上のような意見交換があったのち、最後に会長から、近く任期制についての省令が出ることになっているので、その前に任期制の問題について国大協として文部省に申し入れておくべきことがないかどうか第1常置委員会で検討いただきたい旨要請があった。

III その他

1. 第101回総会の日時・場所について

会長から、次回総会は平成9年11月12日(火)、13日(水)の両日としたい旨述べられ、了承された。

2. 退任学長挨拶

会長から、次回総会までに学長を任期満了により退任予定の次の学長に対し謝辞が表されたのち、各学長から退任の挨拶があった。

清水 哲也(旭川医科大学長)
蓮見 音彦(東京学芸大学長)
木村 孟(東京工業大学長)
内田 安三(長岡技術科学大学長)
金森順次郎(大阪大学長)

最後に、会長から閉会の挨拶があり第100回総会を終了した。

第67回事務連絡会議

日時 平成9年6月20日(金) 10:00~15:00

場所 学士会館(神田)320号室

出席者 各国立大学事務局長

(文部省) 早田大学課長, 寺脇医学教育課長, 素川研究機関課長, 林研究協力室長, 北村生涯学習振興課長, 池田職業教育課長, 北見学校健康教育課長, 松元教職員課長

伊藤事務局長の司会のもとに開会。

〔議事〕

開会にあたり、阿部副会長から、次のような挨拶があった。

このたびの総会での主な議題は、行政改革と国立大学の在り方であった。この問題については、3月に特別委員会を設置し、現役の専門の教官を中心に委員をお願いし審議願ひ、配付資料の報告書「行政改革の課題と国立大学の在り方」をまとめた。総会ではこの報告書をもとに作成した行政改革会議や政府、与党関係に提出するための要望書を中心に審議が行われた。この報告書は、行政改革に対して国立大学を守るという姿勢だけでは済まないで、国立大学の反省すべき点も書かれており、行政改革についても大学改革の延長線上に位置付けるという考え方である。第一部は委員会での意見全体を集約し、理事会の承認を得ているので国立大学協会の意見といえるが、第二部は多様な各委員の意見を原則としてそのまま記載しているので、委員個人の意見ということになる。第二部では国立大学の民営化、市場原理と高等教育の在り方、医学部附属病院、演習林等の問題も含まれており、従来国立大学協会がまとめてきた報告書などには無い点が指摘され、かなり性格が異なっているが、国立大学の反省と改革への志しを示したものである。是非お読み頂き、各大学で改革のためにご尽力いただきたい。現在国立大

学協会と文部省は密接な連携を保ちこの難局に当たろうとしているので事務局長各位のご理解とご協力をお願いしたい。

ついで野島事務局次長から、配付資料の説明及び会議日程の説明があった。

I. 総会付議事項について

伊藤事務局長から、総会における議事の概要について、配付資料をもとに次のような説明があった。(詳細は、前掲の第100回総会議事録をご参照ください。)

1. 各委員会委員長報告と協議

前総会以降の各常置委員会及び特別委員会の審議状況について、各委員長から別紙資料14をもとに報告があった。それらの報告事項は次のとおりである。

① 第1常置委員会

- 大学の教員等の任期に関する法律の制定とこれに対する国立大学協会の考え方について
- 行政改革会議等の国立大学民営化、独立行政法人化などの議論と国立大学の管理運営制度(学長、評議会、教授会等)の整備改善について
- 助手の多様な職務内容による区別と任期制
- 助手と教務職員の職務の関係について

② 第2常置委員会

- 留学生の入学選考の改善方策についての意見について
- 大学入試センター試験の改善方策（得点調整の復活、出題者に高校関係者を加えること等）について
- 中央教育審議会のヒアリング及び「審議のまとめ（その二）」についての意見について
- 国立大学の平成11年度入学者選抜の基本方針について
- 平成11年度国立大学入学者選抜における留意事項について
- 入試将来ビジョン検討小委員会の審議状況について

③ 第3常置委員会

- 育英奨学事業の在り方に関する調査研究協力者会議におけるヒアリング及びその後の意見提出について
- 平成9年度の就職協定の不締結と就職協定に代わる大学側の「平成9年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職事務について（申合せ）」及び企業側の「新規学卒者採用・選考に関する企業の倫理憲章」の相互尊重について
- 衛星通信大学間ネットワーク（SCS）事業の有効活用方策について

④ 第4常置委員会

- 文部省技術職員待遇改善検討会の「大学・高専の教育にかかわる技術職員問題について（中間まとめ）」に基づく教室系技術職員の処遇改善の具体的方策について
- 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書の提出について
- 人事院勧告の取扱いに関する要望書の提

出について

⑤ 第5常置委員会

- UMAP 国際事務局の日本設置について
- 留学生の入学選考の改善方策についての意見について
- 韓国大学教育協議会からの招待について

⑥ 第6常置委員会

- 平成9年度予算の状況について
- 国立大学の学生納付金についての考え方と要望について
- 学部別授業料と奨学金返還免除廃止の問題について
- 国立大学民営化の問題について

⑦ 第7常置委員会

- 大学附属図書館の当面する諸問題と図書館の整備充実に関する要望について
- 産学協力の推進と教員の倫理についての国立大学共通のガイドラインについて

⑧ 医学教育特別委員会

- 「医学部（医学科）4年制コース創設」についての提言について
- 医学教育と学位及び国際的に通じる医学教育の在り方について

⑨ 教員養成特別委員会

- 附属学校の在り方と役割に関する調査の状況について
- 財政構造改革による教員養成課程の入学定員削減計画について
- 教育職員養成審議会カリキュラム等特別委員会の審議経過報告に対する意見提出について

⑩ 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会

- 「行財政改革の課題と国立大学の在り方」（報告書）の作成について

2. 学長及び委員長の交代について

前総会以後行われた学長及び委員長の交代は、別紙「資料4」のとおりである。

3. 会務報告

前総会以後行われた会務は、別紙「資料5」のとおりである。

4. 事業報告

前総会以後の委員会開催回数等は、別紙「資料6」のとおりである。

5. 国立大学協会宛要望書の受理について

前総会以後に受理した要望書は、別紙「資料7」のとおりである。

6. 特別委員会及び小委員会の設置について

前総会以後設置された委員会は、次のとおりである。

○ 大学の在り方と使命に関する特別委員会
(設置期間：平成9年3月3日～11年3月2日)

○ 第3常置委員会 SCS 小委員会 (設置期間：平成9年4月11日～11年4月10日)

7. 平成8年度国立大学協会歳入歳出決算について

事務局長から、別紙「資料10」をもとに説明があったのち、堀川監事から監査結果の報告があり、異議なく承認された。

8. 平成9年度国立大学協会歳入歳出予算について

事務局長から、別紙「資料11」をもとに説明があったのち、会長から本案については3月3日の理事会で承認を得ているが、会則により総会の承認を得たい旨述べ異議なく承認された。

9. 理事の選任について

各地区ごとに互選された理事候補者について、別紙「資料12」をもとに諮られ異議なく選任された。

10. 会長、副会長の互選結果について

総会第1日目の昼休みに開催された新理事会において会長及び副会長の互選を行った結果について、次のとおり報告があった。

会長 井村 裕夫 (京都大学長)

副会長 蓮實 重彦 (東京大学長)

副会長 阿部 謹也 (一橋大学長)

11. 監事の選任について

鈴木東京医科歯科大学長及び堀川埼玉大学長が監事に選任された。

12. 常置委員会委員(大学の代表者)の選任について

別紙資料13をもとに、新委員の選任について諮られ異議なく選任された。

13. 常置委員会委員長の選任について

総会2日目の午前中に開催された各常置委員会において委員長を互選した結果について報告があった。

II. 大学入試センターからの連絡事項

大学入試センター緒方副所長から、次のとおり大学入試センター試験について説明があった。

① 平成9年度の試験は、試験科目が従来の18科目が31科目に増加したが、試験で「数学II・数学B」の平均点が63.9点、「旧数学II」の平均点が42.2点となり、後者を選んだ浪人受験者に対する差別であるとして社会的問題となった。このようなことでセンターでは、数学において平均点の較差が生じた原因について調べるとともに来年に向けて次のような改善方策を検討している。

○ 高等学校関係者による試験問題の難易度等のチェック体制について

○ 著しい平均点の較差が生じた場合の得点

調整について

- 個別試験出願前にセンター試験の結果（平均点等）の中間発表を行うことについて
 - 出題科目数について
 - 出題者に高等学校関係者を加えることについて
- ② 平成10年度センター試験の試験地区区分について、兵庫、大阪、京都地区の地区区分を一部変更し、兵庫県の受験者について京都、大阪で一部分担することとなった。
- ③ センター試験の利用について、私立大学が増加しており、来年度は私立大学180大学を含め合計332大学が利用することになっている。また来年度の受験者は今年度より3万人程度増加すると推計しており、ご負担をおかけするがよろしくお願ひしたい。
- ④ センター試験に外国語のリスニングテストを導入することを検討してきたが、現状では試験場の環境等から、全国で公平に試験を実施することは困難であるとのことになった。
- ⑤ 出題委員がセンター試験の業務のため休講する場合等を補うために、非常勤講師手当てを配分しているが、その趣旨にそって使われるようお願ひしたい。

III. 日本学術振興会の事業について

佐藤常務理事から次のような説明があった。

- ① 本会では、平成8年度から、政府出資金による「未来開拓学術研究推進事業」が認められて17分野の事業が行われているが、平成9年度には、新たに社会的ニーズの大きいエネルギー、計算科学、感染症、食資源、生体制御、環境保全などの9分野を選定し、41件のプロジェクトを設定した。現在合計204件のプロジェクトが決定している。現在関係大学に

事業委託の契約と経費払込の準備をしており、ご負担をかけるがよろしくお願ひしたい。なお、この事業の研究プロジェクトの選定は一般公募しないのが原則であるが、トップダウン方式のみで新しい研究の企画立案が全てできるわけでもないので、アジア地域の環境保全研究分野について、研究推進委員会が応募した企画内容を修正することもあるとの前提で各大学からプロジェクトを公募しているので周知方よろしくお願ひしたい。

- ② 日米首脳間で、米国から日本に来る研究者が少なく日米間の学術交流が一方通行である点が指摘され、この問題解決のために特別に日本学術振興会で米国人短期特別研究員の募集を行うことになったので、若い米国人研究者が来日するよう各大学でご尽力いただきたい。
- ③ その他日本学術振興会では、長期、短期の外国人研究者の受入れ、二国間による共同研究、国内の特別研究員などの事業を行っており、各大学にお世話になるがよろしくご支援をお願ひしたい。

IV. 文部省からの説明及び事務連絡

1. 早田大学課長

- 行政改革会議で省庁再編が議論されており、国立大学の設置形態についてもエージェンシー化等が議論され、国立大学の運営の効率化が求められている。その点について文部省としては、すでに2回にわたり行政改革会議に説明しており、国立大学として学内の執行体制の責任分担の在り方、教授会の運営、外部の意見の取り入れの改善など一層管理、運営の効率化に努力するが、効率化を追求するあまり教育・研究の水準低下があってははい

けないのであり、そのために大学に相応しい客観的評価システムを確立し、その評価の上になんて効率化を図り、教育・研究の水準低下がないように手当てしていくことが必要である。それなくして独立採算制による経費の節減のみの発想で、国立大学を独立行政法人にする等の組織の見直しをすることについては賛成し難い。独立行政法人化は、最終的には民営化するという基本的考え方があるとの認識で対応している。

- 財政構造改革会議の審議に基づき、閣議決定が行われ、平成10年から12年度までを集中改革期間と定め、国立大学関係では、一般会計予算から国立学校特別会計予算への繰入額を前年度同額以下に抑制することが決定している。中央政界などで国立大学の現状を支持する声は少なく、各国立大学のパフォーマンスを高め地域での信頼と支援を得ていくことが是非必要であり、各国立大学でも運営の在り方を含めご努力いただきたい。
- 平成9年度予算は、一般会計予算からの繰入額が前年度に比べ150億円減額されている中で、大学改革推進経費、高度化推進特別経費、学長裁量経費など重点的配分経費の確保に努力した。学長裁量経費の関係では国際交流関係の旅費等を新しく確保し29大学に配分した。
- 国会、行政改革会議などで、各国立大学の歳入、決算等財政収支の状況が不透明であるとの批判もあり、各大学の概要、点検評価報告書等なるべく明らかにするよう取り組んでいただきたい。
- 各国立大学の平成10年度概算要求についてヒアリングを行うが、従来のシーリング方式と異なり一般会計から国立学校特別会計への

繰入は前年度同額以下と決められており、文部省全体の中で他の部分を削り特別会計に回すことはできなくなっている点をご理解いただきたい。

- 事務組織の一元化と職員の再配置による新たなニーズへの対応、教員養成課程の入学定員の削減、臨時増募定員の解消とこれに伴う教官定員の削減などもしていかなければならない。職員の定員削減についても第9次定員削減数に更に事務合理化により300人上乗せし削減することとなり、新構想大学等すでに事務一元化をしている大学を除く大学に削減目標数を後程提示するのでよろしくお願ひしたい。教員養成課程の入学定員を5,000人削減することについても、県の教育委員会と連携を取り、大学全体の改革として他学部を含めた見直しが必要と思われるのでよろしくお願ひしたい。
- 附属学校の入学試験で指導要領逸脱の問題が出されているという指摘が依然としてあるので、改善方よろしくお願ひしたい。
- 入試については、分離分割方式の前期試験と後期試験の定員比率の適正化についてご努力をお願いしたい。また出題ミスの防止のためのチェック体制についても点検をお願いしたい。
- 大学教員の任期に関する法律が6月6日成立した。この法律は、教員の流動性を高め教育研究の活性化を図るのが目的で、不適格者の首切り法案では無いので、その点を周知していただき、各大学で任期制について十分ご検討いただきたい。

2. 寺脇医学教育課長

- 行政改革会議の中間まとめで、国立大学医

学部の整理合理化を含め医学部入学定員の削減を考えると指摘を受けているが、このほか医学教育では医療財政の破綻というバイアスもあり、双方から攻められる感じであるが、私どもとしては、国立大学の医学部、歯学部の教育・研究・診療をきっちり守り、さらに看護関係など増す方向で考えていかなければならないと思っているので各国立大学のご協力を得て頑張っていきたい。

- 医学部入試における面接試験について、「そんなもので医師としての適性が見極められるのか」という新聞報道があったので、医学部入試における面接試験についての文部省の考え方を整理した反論ペーパーを作成し、新聞社に示し理解を求めた。一般入試での面接時間は限られてしまうので、時間をかけて多様な入試が行える学士編入学を拡充していきたい。
- 中央教育審議会の審議のまとめで、地域を指定した入学定員枠の設定が述べられているが、新設医科大学など設立の趣旨に反し、地元の入学者が20%以下となっており、地域のための医学部であることを明確にしていくためにも、この制度は適当なことであるので、早期に実施できるようにしたい。
- 21世紀医学・医療懇談会では、第3次報告をまとめつつあり、報告は、21世紀に向けた大学病院の基本的な考え方として、大学病院を医師の卒後臨床研修のみならず、コ・メディカル・スタッフの実習にも対応し、広く医療人に対する研修・実習機能も備えたものとし、医療制度上「教育病院」として位置付けを明確にし、研修・実習経費について保険制度上配慮することを提言している。また大学病院の運営について、病院長の任期の長期

化・専任化や補佐体制、医療技術職員の業務の検討、経営専門職員の養成などの検討が課題であるとしている。さらに大学病院の民営化論が出ている中で、難病治療、外国人の診療など大学病院ならではの様々な機能について資料を示して国民の理解を得るよう広報していくことなどを提言している。

3. 桑川研究機関課長

- 学術審議会では、新たに情報学部会を設け、情報学研究の長期的、総合的推進方策を検討している。またワーキンググループではクローン研究の倫理問題について検討している。科学研究費補助金の充実方策、学術研究における研究評価の在り方についても審議している。研究評価は学術研究の活性化、国費の有効活用の観点からも必要であり、大学内での研究評価の整備について努めていただきたい。
- 行政改革会議のヒアリングでは、①科学技術行政と大学学術行政の関係及び組織の在り方についてどのように考えるか、②大学を含めた国の研究機関全体の調整管理の在り方をどうするか、研究機関の組織・形態をどう考えるか聞かれているが、これに対し、次のように答えている。
 - ①については、特定政策目的指向の科学技術の研究開発を支えて基盤となっているのが大学を中心とする学術研究であり、科学技術全体の発展を図るにはまず大学における学術研究の振興が重要であるとして、そのためには、学術、科学技術全体の総合的企画調整推進体制の整備が必要であり、総合的施策の樹立と各省庁の政策の調整を行える体制の整備が重要である。

②については基本的には国立大学と国立試験研究機関とは研究目的・性格を異にするので直ちに統合することは困難である。しかし近年大学と類似した研究が両者の交流により試験研究機関でも行われるようになった状況を踏まえ、試験研究機関の役割と大学の研究との関係をどうするか再検討が必要である。また大学の研究所の独立機関化については、大学における研究と教育は不可分であり、大学の組織形態と一体として検討することが必要である。

- 財政構造改革会議の審議に基づく閣議決定により、科学技術関係予算では科学技術振興費の増加率が平成9年度は14.3%であったが、平成10年度は5%以下とすることになった。さらに科学技術基本計画によれば科学技術関係経費を5年間で17兆円確保する目標であったが、危機的財政事情を勘案して弾力的に扱うこととなり、財政構造改革予算と整合性のとれたものとする事となった。全体がマイナス基調の中で科学技術関係予算の増額は否定されていないが、一般会計から国立学校特別会計への繰入が抑制されるので、国立学校特別会計予算の中の科学技術関係、学術関係予算の増額は困難である。平成10年度の公共投資予算は対前年度7%減を上回らないことになっており、国立学校施設整備費、大型設備費もこの影響を受けることになる。
- 中長期的観点から、機構定員要求について考えると、これからは研究組織自体は恒常的であるが、研究課題や研究者は一定期間ごとに入れ替わる流動的研究施設がキーワードになっていくのではないかと思う。これは近年の学際的学術研究の重要性、次々に生まれる先端的研究分野の課題の研究への対応、個別

の分野ごとに施設を整備することのできない予算、定員の状況等に対するものとして効果的であると思われるからであり、日進月歩の学術研究に対して迅速に対応する研究組織の枠組みを整備する特徴があるからである。もちろん研究基盤の施設など必要な分野について従来どおりの考え方で整備していくことはいうまでもない。

4. 林研究協力室長

- 科学技術基本計画も弾力的に扱われることになり、大学における研究推進のために外部資金の導入が益々重要になってきた。科学技術基本計画では、柔軟かつ競争的研究環境の整備が必要ということで、産、官、学の研究セクター間の人、資金、情報、研究スペース等の流動性を一層高めることが指摘されており、科学技術創造立国を目指すうえで産学の連携が不可欠であり、大学の今日的使命として極めて重要といえると思う。
- 文部省としても産学協力の制度の施策に努力してきており、民間との共同研究の件数も昭和58年度に比べ現在約30倍に増加している。受託研究についても平成7年度から出資金による研究開発事業が始まり金額面でも大きく上昇した。できれば1千億円を目指したいと考えており、各大学で民間等との共同研究、受託研究推進にご努力いただきたい。
- 産学の連携促進のために次のような制度改善が実施されている。
 - ① 共同研究等の場の企業への拡大
 - ② 兼業の範囲の拡大
 - ③ 共同研究等による特許等の相手方企業等への優先的実施期間の延長
 - ④ 大学と企業との共同研究を促進するた

めの税制の拡充

⑤ 受託研究や奨学寄付金の受入れ協議手続きの簡素化

- 今後の展開として、大学等から生じた研究成果が産業界へ円滑に技術移転されるような諸施策を検討するため学識経験者による協力者会議及び関係省庁会議を開催し取り組むこととしている。産学協力の推進にともない事務的負担を各大学におかけするがご尽力をお願いしたい。

5. 北村生涯学習振興課長

- 生涯学習振興について、すでに各大学でもお取り組みいただいているが、科目履修生、夜間大学院、生涯学習センター設置等さらに社会人受入れ促進等について、ご工夫をお願いしたい。
- 公開講座等についても、地方公共団体と連携を図り、地域のニーズにあった内容のものの展開をお願いしたい。
- 通信衛星(CS)を使った設備を公民館等に設置し、大学にアクセスできない人に公開講座を提供する実験的取組みも始まっている。
- 大学図書館、博物館等大学施設の民間開放についてもご尽力をお願いしたい。近年大学博物館に対する期待も大きくなっており、それらについても検討方よろしく願いしたい。
- 様々な大学外の学習活動、ボランティア活動を尊重し、その成果を評価し単位認定していくことなどについても積極的取組みをお願いしたい。
- 通信衛星(CS)を利用して、放送大学の授業を全国に流すことも平成9年度予算で認められ準備中である。地域学習センターの設置

もかなり実現したが、未設置場所について大学のご協力をお願いしたい。また放送大学と大学の協定による単位互換についても現在107の大学・短大で行われているが国立大学でも促進方よろしく願いしたい。

- 男女共同参画社会実現に向けて、今年も大学等を拠点とし、青年男女共同セミナーを開催するが各大学の積極的な取組みとご協力をお願いしたい。
- 生涯学習審議会では、中央教育審議会の審議を踏まえ、子供達の家庭での生活、地域社会での活動の在り方等青少年の生きる力をはぐくむ地域社会の環境の具体的方策について諮問している。また地方分権推進委員会の動向も念頭に、社会教育関係法令の見直し、社会教育行政の在り方を見直すことを諮問している。
- 10月に第9回生涯学習フェスティバルを新潟県で開催する。またその中で大学開放の在り方について研究会を開催するので関係者の出席等よろしく願いしたい。

6. 池田職業教育課長

- 理科教育及び産業教育審議会では、今後の専門高校の在り方等について諮問を受け、次のような点について検討し、その結果を教育課程審議会に反映させるよう考えている。
 - ① 新しい教科の設置を含めて、教科科目の内容、構成、指導方法の在り方について
 - ② 専門高校の教育の在り方・役割について
 - ③ 産業界と専門高校の具体的連携の在り方、企業等における現場実習や単位認定の在り方について

- ④ 生徒の主体的進路選択を可能とするための学科の在り方、選択科目の拡大の在り方について

- 専門高校卒業生及び総合学科卒業生の大学への進学について2年前に研究会の報告があり、専門高校の活性化を図る大きな方策の一つとして、卒業後の多様な進路の確保の必要性が提言された。平成8年度から大学入試について専門高校卒業生選抜の制度も設けられ、従来からの専門高校からの推薦入学も関係者のご理解により拡大してきているが、専門高校卒業生は、目的意識を持ち学習意欲も高く、色々な能力を持っているので、これらの者を積極的に大学で受け入れていただきたい。これは本人の励みになるのは勿論であるが、大学が同質者集団になることを防ぎ大学の活性化にも繋がることであると思う。21世紀の医学・医療懇談会第1次報告や中央教育審議会の最近のまとめ等でも、入試改善の在り方の中で、地域を重視した大学づくりの観点から、地域や専門高校等学校を指定した推薦入学定員枠を設けることを検討したらどうかとのことが述べられており、各大学でもそのような方向で是非お考えいただきたい。

平成6年度から創設された高校総合学科の卒業生についても、今年度から、推薦入学及び総合学科卒業生選抜の制度が設けられているのでこれについても専門高校卒業生と同様に各大学で積極的に導入されるようお願いしたい。

7. 北見学校健康教育課長

- 学校給食におけるO157による食中毒について、昨年大きい被害があったが、本年も、学校給食以外の場所ではすでに全国で336名

の有症者が出ている。文部省ではこのたび学校給食による衛生管理の基準を作成したので、これらを参考に食中毒の発生防止についてご尽力いただきたい。

- 覚醒剤等の乱用により補導される中、高校生の増加が目立っており、政府としても青少年に対する薬物乱用防止教育に重点を置くことになっている。校外の専門家の協力も求め防止教育を行い、ビデオ、パンフレット等も作成し各学校にも配布する予定であるが、全国的に薬物乱用が拡大するとの認識のもとに乱用防止について対応されるようお願いしたい。
- 神戸で小学生が殺害された事件もあり、学校における安全教育も災害、交通中心の安全教育だけでなく、生活安全の見地から子供達が誘拐等から逃れる方法等についてもホームルーム等で指導されるよう、家庭、警察等と協力しながら適切に対応されるようお願いしたい。

8. 松元教職員課長

- 教員養成審議会カリキュラム等特別委員会で、社会の要請を踏まえた教員養成を行うために教員養成の改善について審議していたが、その審議経過報告がまとまった。そこでは、選択履修方式の導入と中学校教員の教育実習を2週間から4週間に倍増することなど教職に関する科目の単位的大幅増が提言されている。現在各団体からヒアリングを行っており、国立大学協会からもご意見をいただくことになっているが、基本的姿勢として、一般学部での教員養成の道を狭めるものではないかとのご意見が出されると聞いている。しかし、そのような意見は社会的要請に鈍感で

あるとの批判を受け兼ねないと思う。社会からの教員養成を改善してほしいとの声は大きいものがあり、この流れについてご理解願いたい。

- 小学校及び中学校の教員免許状を希望する者には7日間の介護等の体験を義務付ける法律改正が行われ来年4月から施行されることになった。これは大学のカリキュラムの中とということではないが、免許状申請時に介護体

験の証明書を添付することが必要となったということである。今後大学内で学生への事前の指導、周知、学生の希望と受入れ施設の調整システム、体験学習に要する受入れ施設の費用の学生負担、事故発生に対する新しい保険制度などを関係機関と折衝し、また省令などにより条件整備していかなければならないのでよろしくお願いしたい。

以上をもって本日の会議を終了した。

第1 常置委員会

日時 平成9年5月30日(水) 13:30~15:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 金森委員長

阿部, 坪井, 古賀, 町田, 板垣(代理:奥村横浜国立大学学生部長), 廣田, 須藤, 武村, 慶伊, 田中(成), 斎藤, 立川, 森満, 田中(弘)各委員
田中(学), 長谷川, 小林各専門委員

金森委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から,新たに委員として出席された阿部東北大学長,斎藤徳島大学長,田中鹿児島大学長,板垣委員の代理として出席の奥村横浜国立大学学生部長および伊藤事務局長(H.9.4.1滝沢事務局長と交代)の紹介があったのち議事に入った。

[議事]

1. 国立大学制度についての最近の動き

1) 大学の教員等の任期に関する法律案について

委員長から,この問題について配付資料「大学の教員等の任期に関する法律案」「大学の教員等の任期に関する法律案要綱」およびこの法案が衆議院を通過したときの「大学の教員等の任期に関する法律案に対する附帯決議」に基づき次のような説明があった。

ご承知のように,大学の教員の任期に関する法律案が附帯決議つきで衆議院を通過した。法律案の一番のエッセンスはどのような場合に任期を定めるかということである。法律案の第4条に,「任命権者は,前条第一項の教員の任期に関する規定が定められている大学について,教育公務員特例法第10条の規定に基づきその教員を任用する場合において,次の各号のいずれかに該当するときは,任期を定めることができる」とされている。

- ① 先端的,学際的又は総合的な教育研究であることその他の当該教育研究組織で行われる教育研究の分野又は方法の特性にかんがみ,多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就けるとき。
- ② 助手の職で自ら研究目標を定めて研究を行うことをその職務の主たる内容とするものに就けるとき。
- ③ 大学が定め又は参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う職に就けるとき。

また,大学が規定を定める手続きについては,明らかになっていないが詳細については省令で定めるとされている。いずれ参議院も通過して成立の運びとなるので,若干の議論をしておく必要があると思われる。特に附帯決議をみると,この法律の実施に当たっては,①任期制の導入を当該大学の教育研究条件の整備支援の条件とする等の誘導等を行わない,②教員の業績評価が適切に行えるよう評価システム等の検討を行う,③国公立大学については,公務員制度における均衡等に配慮して,任期付教員の給与等の処遇が一層適切な取り扱いとなるよう検討すること,など特段の配慮をすべきとしている。

以上の説明について,次のような意見交換が行われた。

- 法律が施行された場合,任期制を導入するかどうかは各大学の判断に任されているが,

この法案が大学教員の流動化による教育研究の活性化を目的としているから、任期制を導入しない場合は、別の努力によって法案の目的が達成されているということを社会に説明する義務が大学にあるのではないか。

○ 任期に関する規則について大学が記載すべき事項等を定める文部省令の内容についてそれが各大学で既に実施している任期制を包含しうるような幅の広いものであるべきである。国大協としてはこの意見を早い時期に文部省に要望することが必要ではないか。

○ 任期制を定めることができる場合を規定した法案の第4条に関連して、任期つき教員の教育研究条件および給与について、優遇措置の必要性を主張すべきである。

2) 行政改革の動きについて

委員長から、配付資料「国立大学の民営化に関する各方面における議論について」「財政構造改革会議について」「国立学校の独立機関化又は地方移管、民営化についてどう考えるか」に基づき次のような報告・説明が行われた。

現在、橋本内閣において、6つの改革を掲げさまざまな議論が行われている。国立大学の在り方については、行政改革、財政構造改革及び教育改革とそれぞれの視点から検討が加えられており、関係会議等の概略は次のとおりである。

① 行政改革会議

国の行政機関の再編及び統合の推進に関する事項の審議を目的に、昨年11月に報告書がまとめられた。この会議は、国家機能の在り方を見直すとともに、各省庁再編に伴い執行部門を組織分離するエージェンシーや独立行政法人などの新しい制度導入を検討しており、その中で国立大学の在り方についても議論されている。

文部省は、国立学校の独立機関化又は地方移

管、民営化について、次の項目について具体的に考え方を明示している。

○ 高等教育に対する国の責務について

○ 大学改革の進展と国立大学について

○ 国立大学の果たしている役割について

○ 国立大学の人事・会計上の特例的な仕組みについて

○ 国立大学の今後の方向について

○ 国立学校の独立機関化、地方移管、民営化について

② 行政改革委員会

この委員会は、行政改革会議と同じ分野に属するが一昨年総理府に設けられた。民間の人は参加している「行政改革委員会官民活動分担小委員会」においては、関係省庁からヒアリングを行うこととしており、国立学校についてもテーマとなることも考えられる。

③ 財政構造改革会議

この会議は、財政再建法の骨格を含めた歳出の改革と縮減の具体的方策について、政府と与党が一体となり議論することを目的としたものである。文教予算については、教育サービスの受益者の負担の在り方、国と地方の役割分担及び費用負担の在り方等の観点から義務教育、高等教育(国立学校)、私学助成といった事項について聖域を設けず見直すこととしており、特に国立学校については、組織・定数等の見直し、授業料等の在り方といった点が焦点となっている。この会議は本年4月から各省の大臣からヒアリングを行っており、平成10年度予算案の概算要求基準にも反映することとしている。

文部大臣のヒアリングは4月15日に行われ、文部省は事務組織の一元化及び第9次定員削減を含め3,000人の職員減を図る、また、教員養成課程については、現在約15,000人の入学定員を

平成10年度から3年間に5,000人を削減すると
言明している。

以上の報告・説明について、意見交換が行わ
れた。

2. 教育研究支援体制

教育研究支援体制について、委員長から次の
ような説明が行われた。

この問題について検討の経緯を申し上げる
と、技術職員に関しては、現在第4常置委員会
を中心に文部省と協議中であるが、技術職員と
いうジャンルを確立すること、予算の級別定数
化を図るなどが中心である。元来は専門行政職
俸給表を適用することが大きな目標であり、国
大協としても努力目標の申合せを行ったが実現
は困難であった。ことに人事院から、専門行政
職という概念が大学の技術職に当てはまらない
という厳しい指摘があった。

しかし、技術職については専門職への第一歩
という方向が定まっているが、教務職員の職種
が取り残されていて、この職種は教育職の俸給
表の最下級が適用されており、40歳を過ぎると
頭打ちになり、現在は技術職員の方がかなり上
位にいける制度になっているため、かねてから
教務職員は廃止すべき議論も出されている。
第1常置委員会の議論としては、教務職員は現
在の助手との役割区分ができにくいので、将来
は助手と統合すべきであると表明している。

任期制が導入された場合、これに関連して助
手の位置づけが問題になってくるし、また去る
3月の理事会で第4常置委員会から教務職員に
ついて問題提起があったのでこれとも関連し、
教育研究支援体制について第7常置委員会、第
4常置委員会、第1常置委員会の代表者による
合同委員会の開催が予定されている。したがっ

て本委員会としても意見を纏めておく必要があ
る。

以上の説明について意見交換が行われたの
ち、委員長から、この問題についてこれまでに
審議されたものと併せて、次のような纏めが行
われた。

任期制を実施した場合、とくに助手について
任期制法案第4条においては「自ら研究目標を
定めて研究を行うことをその職務の主たる内容
とする」助手を想定している。助手全体につい
て、助手の職務をこのように定義する意見もあ
るが、一方、学校教育法の「教授および助教授
の職務を助ける」職務がかなりのウェイトを占
める助手の存在が必要である分野があることは
否めない。少なくとも数人以上のチームで共同
研究を行うとき、リーダーと協力者の区分が存
在する場合がある。また、共同利用される研究
機器についてのサービス業務も「教授および助
教授の職務を助ける」職務に入るであろう。さ
らに、研究に当たって数年間習熟期間が必要な
分野では、「自ら研究目標を定めて研究を行う」
ことはその期間終了後となるかもしれない。現
行制度のもとでは、助手の職務は分野によって、
また個人別に多岐に亘ることは認めなければなら
ない。職名変更等の可能性を含む将来の制度
においては、任期付きの助手と任期なしの助手
を別の職名で呼ぶことが適当かもしれないが、
その場合は、その職務と職名を区分することも
必要である。

教務職員については、その職務は助手の職務
に包含されることおよび将来の制度において助
手と教務職員を区分する必要があることを既に
(平成6年)指摘している。現行制度のもとでの
処遇改善は、さきに第4常置委員会によって提
案された方針によって各大学で努力すべきであ

る。将来の制度については、今後の行政改革の進展に応じて、方策についての意見具申および問題提起に努めなければならないが、文部行政の政策決定における国立大学の役割はそれぞれの時点での制度によって制約されるので、国立大学協会の役割とその限界についても共通の理解をもつことが必要であるという意見の開陳も

ある。

最後に委員長から、本日審議頂いた内容を6月開催の総会に報告することについて諮られ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第1常置委員会

日時 平成9年6月18日(水) 10:00~12:00

場所 学士会館(神田)203号室

出席者 阿部委員長

清水、古賀、貴志(代理:酒井学生部長)、石川、蓮見、武村、慶伊、加茂、金森、廣中、立川、横山、田中(弘)各委員
田中(学)、長谷川各専門委員

議事に先立ち、新委員長選出の間、金森前委員長が座長を務めることが了承され、ついで各委員の自己紹介が行われた。

[議事]

1. 委員長の選出について

金森座長より、昨日(6月17日)の総会における委員の所属変更に伴い、新たに本委員会委員長を選出したいが、慣例にしたがい選挙を行いたい旨述べられ了承された。

ついで、選挙が行われ、阿部委員が委員長に選出された後、新委員長主宰のもとに議事が進められた。

2. 委員会の審議事項について

1. 第1常置委員会の審議状況等

委員長より、本委員会の最近の審議状況について金森前委員長からご説明頂きたい旨述べられ、前委員長より次のような説明があった。

第1常置委員会は、国立大学の理念、体制・

組織及び管理運営について所掌している。最近審議した主な事項及びその審議状況は、次の通りである。

- ①国立大学の府県移管問題：この問題については、今後の政治改革の目標の一つである、地方分権の政策課題の一環として取り上げられる可能性があるとして種々議論を行った。
- ②地方財政法改正問題：地方自治体が行うプログラムに国立大学が参画して、資金を受けることの是非について検討を行ったが、賛否両論で結論を得るには至らなかった。
- ③大学教員の任期制問題：本委員会に検討依頼があったので、国大協としての意見の原案を纏め総会で審議の後、大学審議会宛「大学教員の任期制について問題点を指摘するものとしての意見」を提出した。
- ④助手の問題：助手は自ら選んだテーマで研究・教育に専念しているなど、あまりにもバラエティーに富んでいるので、現状を考

察した上で研究者、教育者の道を歩む助手については、任期制付きの別のポジションを考えるべきであるなど、相当慎重に詳細な議論を行った。今後は、行政改革会議の動向、「大学の教員等の任期に関する法律」を受けた省令と各国立大学が既に実施している任期制との調整及び教育研究支援体制の理念等について検討をする必要があると思われる。

⑤教育研究支援体制の問題：第4常置委員会及び第7常置委員会と連携して、技術職員の問題、教務職員の位置付け・処遇改善・助手問題等について検討を進めてきたが、現在問題点の纏めを各委員会の立場で審議中であり、出揃った時点で代表者による合同委員会を開催することとなっている。

⑥独立行政法人化の問題：行政改革会議が提案している国立大学の独立行政法人化の問題は、内容がまだ不明確なので本委員会では具体的な審議は行っていない。必要な場合は本委員会において審議することになるであろう。

2. 行政改革会議の状況等

委員長より、行政改革会議の審議状況について長谷川専門委員からご説明頂きたい旨述べられ、同専門委員より次のような説明があった。

政府の行政改革会議は、本年6月の各省庁ヒアリングに引き続き、7月に主要分野について改革方向に関する討議を行い、その結果を踏まえ、8月の集中審議を経て、各省庁再編の素案を公表する予定である。

各省庁ヒアリングにおいては、国立大学の設置形態に関連して、国立大学の民営化、地方移管、独立行政法人（エージェンシー）化等について議論が行われた。文部省は、国内外におけ

る国立大学の貢献、低廉な学費による大学教育の機会均等などを理由として民営化には反対するとともに、地方移管については、過去に13大学及び15学部が公立大学から国立大学に移管した経緯があり、国と地方の役割分担の観点から地方公共団体の強い要望があれば検討し得るが、教育研究水準の低下を招かないよう配慮が必要であるとした。また、独立行政法人化については、その内容が不明確であるため現段階での回答は困難であるとともに、人事や会計における制度・運用面での一層の改善により対応し得ること、さらに、独立採算制の導入が教育研究水準の低下を招くものであれば賛同しがたい旨の考えを示している。

以上、それぞれの説明があった後、次のような意見交換が行われた。

○ 本委員会は、これまで助手や教務職員の問題を取り扱ってきたが、国立大学の存在意義というような基本的な問題について余り議論されたことがない。本委員会の役割は、大学の本質的な課題について議論することであり、そこから派生した具体的な問題については他の委員会で検討すべきなのではないか。

○ 今回の行政改革会議の動向に対し、本委員会としてどのように取り組むのか、何ができるのか議論すべきであり、国立大学の独立行政法人化の問題についても適切に対応することを望む。

○ 行政改革会議や財政構造改革会議において、大学の教育研究を市場原理に基づいて議論するのは適当でないとともに、国立大学には採算を度外視しても担うべき役割があるとは思いますが、国立大学の現状を社会の納税者に

理解してもらえるのかが問題であり、何らかの形で外に向けて情報を発信する必要がある。

- 行政改革委員会の議論は、国全体の問題に関わるので、国大協として何か活動を行うとしても限界があるのではないか。
- これまで国大協は、国立大学の外で何か問題が起きると、防御的な意見書を出すという役割が多かったと思われるが、このような国大協の互助会的な姿勢には疑問がある。これは、国立大学内部のシステムや21世紀の高等教育のあり方というような基本的課題を充分に審議してこなかったことに起因すると考え

られる。国大協としても積極的な立場から国の政策に影響を与えるような方向性を考えるべきはないか。

- 各国立大学が情報を共有化したうえで国大協としての見解をまとめることが重要であり、最終的に社会の評価を受けることが必要である。また、国立大学は、これまで定員削減や業務の民間委託等のリストラを行ってきたが、一般社会には余り知られていない。大学と社会との認識のギャップを埋める努力も必要である。

以上をもって、本日の議事を終了した。

第2 常置委員会

日 時 平成9年5月7日(水) 13:00~15:10

場 所 学生会分館(本郷)6号室

出席者 加藤委員長

山田, 小柳, 江崎, 橋本, 丸山(工), 佐藤, 小川, 深谷, 岡島, 丸山(和), 井上, 奥田, 喜多村, 山口, 高木, 二神各委員

小嶋専門委員

荒井臨時専門委員

(入試将来ビジョン検討小委員会) 松井, 岩坪, 清水各委員

(文部省) 木谷留学生課長

(大学入試センター) 廣重所長, 緒方副所長, 石井事業部長

(説明者) 両角東京大学入試課長, 山道東京芸術大学入学主幹

加藤委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、新たに委員に就任された佐藤 保お茶の水女子大学長、岡島達雄名古屋工業大学長、小柳敏郎帯広畜産大学教授の紹介、及び国大協事務局長の交代に伴い新たに就任の伊藤オー郎事務局長の紹介、並びに本日子定する「大学入試の将来ビジョンについて」の審議に関わり出席の松井, 岩坪, 清水各入試将来ビジョン検討小委員会委員の紹介があった。

〔議 事〕

1. 報告事項

(1) 文部省からの報告

1) 留学生の入学選考の改善方策について
木谷留学生課長から、このほど、留学生の入学選考の在り方に関する調査研究協力者会議が取りまとめた「留学生の入学選考の改善方策について」(平成9年3月28日)について大要次のような説明があった。

文部省では、「留学生受入れ10万人計画」に基づき外国人留学生の受入れを推進しているが、近年その受入れ数の伸びが鈍化し、平成8年度には受入れ総数が初めて前年度を下回った。外国人留学生受入れの障害として、留学コストの高さや日本語習得の困難さに加え、特にわが国の留学生の入学選考は他国に比べて分かりにくいということが指摘されている。このため、単に受入れ数の問題にとどまらず、優れた学生を確保する観点からも留学生の入学選考の改善が求められていた。そこで、平成8年11月に協力者会議を設置し、留学生入学選考の改善方策について検討をすすめていただいた結果、このほど配付のとおり報告書が取りまとめられた。

入学選考の改善の具体的提言として、各大学等の改善としては、渡日前の入学許可の普及、大学院における研究生制度運用の見直し（当初から正規生として受入れる）のほか、選考の年間複数回実施、外国の大学での取得単位の認定や転入学・編入学制度の活用等が提言されている。また、日本留学に関する統一試験の改善としては、将来的には、従来の試験に代り日本留学の適性を総合的に評価できる新たな試験を開発し、学部レベルのみならず大学院レベルも対象とし、海外での実施体制を整えるとともに、年間複数回実施の方向を目指す。当面は、現行私費外国人留学生統一試験の内容を日本留学に必要な基礎学力を評価する観点から精選する、日本語能力試験について各大学の判断により1級以外の試験結果も積極的に利用することが望まれる。さらに、パンフレットやインターネットを通じた入学選考手続等の情報提供の促進、渡日前の入学許可に基づく予約奨学金制度の創設のほか、入学後の日本語教育体制を充実するため留学生センターの整備を図ること等が

提言されている。

以上のような説明に引続き、同課長から、協力者会議の「提言」について、各関係団体にご意見をいただき、それらを、今後わが国がとるべき留学生政策について審議している「留学生政策懇談会」の審議の参考に資したいので、できれば6月中に第2常置委員会のご意見をいただきたい。なお、昨日開催の第5常置委員会にも同趣旨をご説明し同委員会としてのご意見をいただいた旨付言があった。

ついで、「提言」について若干質疑応答があったのち、委員長から、個人的には「提言」の趣旨は十分理解できることであり、改善することはむしろ当然と思うが、後日、本委員会して協議し、結論を出すようにしたい旨述べられ、了承された。

2) 栗山大学入試室長から次のような報告説明があった。

本年度の入試は、新しい教育課程のもとに履修した人が受験する初めての年ということで、各大学とも旧教育課程履修者への経過措置等を含め、種々ご配慮ご努力いただき、感謝申し上げます。ただ、結果として、入試センター試験における平均点較差の問題のほか、若干のトラブルが生じたことは残念である。

大学入試に関連する動きについて、一、二ご報告したい。一つは、中教審は今、「21世紀を展望したわが国の教育の在り方について」について審議をすすめているところであり、高校入試・大学入試の改善、中高一貫教育の導入、教育上の例外措置、高齢社会に対応する教育の在り方、といった課題に関して来る6月を目途に答申を取りまとめる予定ということである。これらの課題のうち、大学入試の改善については、過度の受験競争の緩和を図る観点から、選抜方

法の多様化、評価尺度の多元化、大学入試センター試験と個別学力試験のあり方、入試改善のための条件整備のあり方などに関して審議がなされている。

また、昨年11月、「行政改革委員会情報公開部会」の報告にもとづき、現在、情報公開法制定に向けて手続きがすすめられているが、関連して、今後は、個人情報の開示という面から入試について各大学としてどう対応していくかが問題となる。これについて教育的観点からどうあるべきか、各関係方面で検討していただく必要があると思う。

なお、帰国子女特別選抜の出願資格等について、各大学で種々の取扱いをされているが、帰国子女の実態を踏まえて適切に対応していただくようお願い申し上げます。

(2) 大学入試センターからの報告

廣重所長から、大学入試センター試験について次のように報告説明があった。

平成9年度大学入試センター試験（以下「センター試験」という）では、問題のミスや数学における平均点較差などの問題が発生し各大学に大変ご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げたい。当センターでは、この結果を踏まえセンター試験の改善方策について検討してきた。本日はこれまでの検討状況をご報告申し上げたい。

ご承知のとおり、今回のセンター試験では、「数学」について、「数学Ⅱ・数学B」の平均点（63.9点）と旧課程履修者対象の「旧数学Ⅱ」の平均点（42.2点）の間に約22点の差が生じ、これが浪人生に不利になったということで社会的に問題になった。また、「理科」についても「物理1B」と「生物1B」との間に約19点の平均点差が生じた。

「数学」において平均点の較差が生じた原因としては、「ワンパターンの出題を避けて従来と異なった方向から思考力、応用力をみる問題を出した場合、出題する側は易しいと判断しても受験者の多くが難しい問題となってしまうことが起こりがちである。その点の配慮が十分でなかった」ことにあると判断している。そこで、次のような改善方策を検討した。

① 高等学校関係者による難易度等のチェック体制について

現在、試験問題のチェックは大学関係者のみで行っていることから、高等学校関係者にも問題作成の過程で難易度と出題範囲の観点からチェックして貰う新たな仕組みを設け、平成10年度試験問題作成に反映させる。

② 得点調整について

著しい得点差が生じないよう最大の注意を払うべきだが、大幅な得点差が生じてしまった場合には、得点調整を行わざるを得ないと判断し、外部の専門家を加えて検討委員会を設け、得点調整の方法、対象科目、得点較差等の具体的内容について検討を始めることとした。

平成9年度から得点調整を行わないとしたのは、平成9年度から出題科目数が倍増したことのほか、受験生の受験動向が摺めず従来の得点調整の方法が使えるかどうか確認できないということにあった。今回、数学について得点調整を行うべしとの強い要望、意見をいただいたが、センターとしては、決定した方針を変更し得点調整を行えば新たな不公平を生じ、混乱を招きかねないこと、また、多くの受験生を納得させる調整方法が見出せないことなどから、やはり得点調整を行わないことを再確認した。しかし、平成10年度以降においても科目間に平均点較差が生じないとはかぎらないこと、また、その後、

今回の試験の成績を詳細に分析したところ、かなり限定はされるが、従来の基本的な方法は使えることが分かったことなどから、得点調整を行うことに踏み切ることにしたものである。検討委員会での具体案がまとまれば第2常置委員会にお示ししたい。

③ センター試験の結果（平均点等）の中間発表について

従来、当該年度センター試験の平均点、標準偏差等のデータは、第2次試験出願締切後の2月上旬に発表していたが、平成10年度からセンター試験終了後の週のうち（木曜日頃）に約20万人分の集計にもとづいて中間段階のデータも発表し、受験生の参考に供したいと考えている。

④ 数学の出題科目について

今回問題となった数学の新課程科目と旧課程科目を一本化した出題ができないかどうか検討したが、両科目のそれぞれの対象分野は複雑に入り組んでいるため困難であり、平成10年度においても別々に出題することとした。なお、過年度卒業生への経過措置は平成10年度で終わり、11年度から新課程科目一本となる。

⑤ 出題者に高等学校関係者を加えることについて

高等学校関係者が作題委員であることを秘匿したまま相当の期間出張することが困難であるという問題があるが、今後、関係団体の意見も聴きながら検討し、できるだけ速やかに結論を得ることとした。高等学校関係者を出題者に加えることについては臨教審以来の課題であって中教審でも取り上げられており、この際前向きに検討したい。

以上の報告説明について次のような意見交換があった。

○ 得点調整を行う場合の具体的な内容につい

ては検討委員会の検討に俟つことになろうが、現時点で、対象となる科目はどの程度の範囲を考えられているのであろうか。また実施する場合の較差は従来目安としていた30点を下方修正する方向なのであろうか。

○ 得点調整を行う方向について関係団体のご了解いただくことが先決であるが、おそらく、対象科目については、「地理」、「歴史」のB科目、「理科」のB科目、それに「数学」では「数学I」及び「数学II」を除いた科目を含めることができるのではないかと。また、得点調整を行う場合の較差は、一律でなく科目によって異なることもあり得ると思われる。

○ 作題に高校関係者を加えるについては、作題のそれぞれの部会の意見を尊重してほしい。

○ これまでセンター試験は大学入試の一部として大学教官のみで問題をつくってきたのだから、新たに高校関係者を作題者に加えることは原理原則の転換になるのではないかと。いう意見がある一方で、高校で教育の実状を必ずしもよく分からない大学の教官が問題をつくるから今回のような事態を生じたので、この際高校関係者の協力を得て良問をつくり、センター試験に対する信頼度を高めるようにすべきとの意見がある。そのへんが意見の分かれるところであらう。

○ 高校関係者に難易度と出題範囲のチェックのために加わって貰うということと、作題に加わって貰うということとは質的に違うと思う。

○ 仮に高校関係者を作題に加えることにした場合であっても、現職の教員を加えることについては、現時点では問題があり慎重であるべきである。

以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように述べられ、了承された。

今後もセンター試験の改善方策の具体的検討の経過を逐一本委員会にご報告いただくようお願いし、センター試験の改善方策の基本方針については了解するというこゝでよろしいか。

次に、石井事業部長からセンター試験に関する次の事項について説明があった。

① 平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項

主な改正事項は、暦の関係で、出願受付期間が平成9年10月9日(木)から10月21日(火)まで、試験実施期日が平成10年1月17日(土)・18日(日)にそれぞれ早まったこと、平均点、標準偏差等のデータを集計途中段階でも発表することにしたこと、検定料の額が3教科以上は16,000円、2教科以下は10,000円にそれぞれ増額改定されたこと等である。

なお、選択科目間で著しい平均点の差が生じた場合の得点調整の実施については、現在検討中であるので、決定次第、受験生には受験票に同封し、また関係機関には別途送付することになっている。

② 平成10年度大学入試センター試験「受験案内」の主な改正点

平成9年度試験において、国語の「国語Ⅰ」と「国語Ⅰ・国語Ⅱ」の科目選択の誤りが多かったため、これをなくすため、従来の外国語に換えて国語の試験問題冊子の注意事項を掲載した。選択科目について解答科目が無マークの場合、従来、高得点の科目の成績の方を当該大学に提供することになっていたが、これが当該大学が指定する科目と異なると受験生に決定的不利益となるので、今後は、試験終了時にマーク漏れがないかどうか確認する機会を与え、その上

で無マークの場合は0点となる旨記載した。

③ 大学入試センター試験を新たに利用する大学

平成10年度から新規に利用する大学は、公立4大学、私立28大学であり、既に一部の学部で利用している私立大学で他の学部でも新たに利用するのが16大学である。この結果、国公立大学合わせて332大学となった。

④ 平成10年度大学入学者選抜大学入試センター試験説明協議会及び入試担当者連絡協議会開催日程

全国7地区でそれぞれ配付資料にある通りの日程で開催される。

⑤ 平成11年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について

旧課程履修者に対する経過措置がなくなったことが大きな変更点である。

なお、その導入を検討してきた外国語のリスニング・テストについては、問題がまだクリアされないため、平成11年度は従来どおり実施しないこととした。

(3) 平成8年度国立大学協会と全国高等学校長協会との懇談会について

平成8年12月17日に入試将来ビジョン検討小委員会が高校長協会会長ほか5名と入試に関する問題について話し合った。今回は高校が行ったアンケート調査結果の報告をもとに忌憚のない意見交換を行った。

(4) 中央教育審議会のヒアリングについて
委員長から次のように報告があった。

中央教育審議会から「大学の入学者選抜の改善」について意見聴取の依頼があり、会長の要請で去る1月28日、同審議会に出席し意見を述べた。「資料2」はその際述べた意見の要旨であ

る。

1.は、改善の必要性について総論的なことを書いてある。2.は、センター試験と個別試験の組合せで行うという現行の枠組みは存続させるべきということであり、3.は、具体的改善案の例を挙げている。4.は、アドミッション・オフィスの整備の必要性を述べたものである。アドミッション・オフィスについては既に中教審で平成3年4月に提案がなされているが、このうち事務組織の整備はすすめられつつある一方、教官組織の整備については未だ実現していないので、是非実現が望まれる旨述べた。

(5) 受験生への成績の情報提供について

各国立大学が入試結果の情報提供について、受験生からの要求にどの程度応じているかをある大学で調査された。それによると、受験生個人の成績を素点で知らせるケースは少ないが、何らかの形で結果を知らせている大学が17大学あり、かなりの程度情報公開が行われているようである。今後さらに情報公開がすすむものと思うが、この進展に伴い、クレームを処理する機関の整備が必要になるのではないかという意見が入試将来ビジョン検討小委員会を出ていた。

2. 国立大学の平成11年度入学者選抜の基本方針について

委員長から次のように諮られた。

国立大学の入学者選抜については平成9年度から「分離分割方式」に統一したところであるので、平成11年度も平成10年度に引続き「分離分割方式」により行うことを基本方針とすることよろしいか。

この委員長の提案について異議なく、この旨来る6月2日開催の理事会及び6月17日、18日

開催の総会に提案することが了承された。

3. 平成10年度国立大学入学者選抜における留意事項について

委員長から次のように述べられた。

各大学の学生募集要項作成の参考に資するため例年作成している「入学者選抜における留意事項」について、これの平成10年度版の原案を用意したので、事務局から説明を聞いたうえで審議いただきたい。

ついで事務局から「平成10年度国立大学入学者選抜における留意事項」(案)の平成9年度との変更点(身体に障害を有する者との事前協議の締切期限についてできるだけセンター試験終了以後とする方向で配慮いただきたいこと、帰国子女特別選抜における出願資格の扱いについて実態を踏まえて適切に配慮いただきたいこと等を追加したほか、入学検定料の改定等)を中心に配付資料をもとに説明があったのち、審議が行われた。その結果、特に異議なく、これが了承された。

なお、「留意事項」は、公立大学にも関係があるので、同原案について公大協の了承を得たうえで各大学に送付することとした。

4. 平成10年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて

委員長から次のように述べられた。

入学者選抜についての平成10年度実施要領に定められた日程に対し例外的な措置を講じようとされる場合は予め第2常置委員会に協議することになっており、これに基づき東京大学及び東京芸術大学の2大学から協議があるので、それぞれ説明願ったうえで審議いただきたい。

ついで、初めに東京大学の両角入試課長から

次のように説明があった。

本学の前期・後期両日程の試験に併願した者が前期日程に合格した場合、その者が入学手続を完了したか否かに拘わらず、後期日程試験の受験資格を失うこととしており、その者を除外して後期日程試験の第1段階選抜を行いたいのので、その結果発表日を、前期日程試験の第2次学力試験合格発表日（平成10年3月10日（火））とすることについて協議するものである。

委員長からこの協議について諮られた結果、特に異議なくこれを了承した。

引き続き、東京芸術大学の山道入学主幹から次のように説明があった。

前期日程で実施する音楽学部は3回行う実技検査に12日間を要するので、この合格発表日を3月12日に繰り下げたい。また、後期日程で実施する美術学部は2回行う実技検査に14日間を要するので、3月5日に繰り上げることを協議したい。

委員長からこの協議について諮られた結果、特に異議なくこれを了承した。

5. 入試将来ビジョン検討小委員会の検討状況について

委員長から次のように報告説明があった。

入試将来ビジョン検討小委員会では、入試の改善方策について精力的に議論しており、既に6回開催した。これまでの主な検討事項としては、第1回目は、諸外国の入試の中に学ぶべきものがあるか、日本の大学に適用できるものがあり得るかの観点で諸外国の入試制度を勉強した。第2回は、国立大学入学者選抜研究連絡協議会（入研協）が主催した公開討論会で議論された「多様化する高校教育と大学入試」、「多様化する高校教育と大学の対応」という二つの問

題について報告を伺い、勉強した。第3回は、引続き外国の入試制度、国際バカロレア試験について、第4回は、国大協総会であった発言をうけてIQの勉強をした。第5回では、高校教育と大学教育の接続の問題、進学適性とはいかなるものか、進学適性検査を大学入試にどのように適用できるか。さらに外国の入試制度について、ドイツの動向について勉強した。ドイツは、アビトゥアという後期中等教育修了の資格試験で大学入試を兼ねていたが、医学部などは志望者が殺到するという問題が出てきたため、多額の経費を投入して適性検査の方法を開発し数年ほど前から医学部については適性検査と面接を導入した。しかし、適性検査がトレーニングによって得点が上がってしまうということと、アビトゥアの理系の科目の試験の成績とほぼ平行するということから、あまり意味がないのではないかということで、1998年度廃止し、その後は各大学の個別試験とアビトゥアの成績を合わせて選考することに改められるということである。諸外国においても大学入試については悩みも多く課題を抱えているのが実情のようである。

小委員会としては、国立大学の入試の改善に資する提言をまとめるべく、そろそろ報告のまとめにかかりたいと考えている。

最後に、丸山委員（第7常置委員会委員長）から、第7常置委員会では情報公開の問題について議論を始めたところであるが、この問題は先ほど委員長から受験生への成績の通知について報告があったように入試の問題も含まれるので、いずれ第2常置委員会にご意見を伺うこともあろうかと思うので、よろしくお願ひしたい旨述べられた。

以上をもって本日の議事を終了した。

第2 常置委員会

日時 平成9年6月18日(水) 10:00~12:00

場所 学士会館(神田)202号室

出席者 加藤委員長

山田, 小柳, 江崎, 橋本, 吉田, 板垣, 小川, 山崎, 辻野, 守屋, 北川, 奥田, 喜多村, 杉岡, 森崎各委員
小嶋専門委員

議事に先立ち、加藤前委員長が委員長選出までの間座長を務めることが了承され、同前委員長の司会のもとに各委員の自己紹介があった。

〔議事〕

1. 委員長の選出について

まず、委員長の互選を行い、推薦により加藤前委員長が再任された。

2. 委員会の審議事項について

委員長から、次のように述べられた。

平成9年5月30日に公表された「中央教育審議会審議のまとめ(その二)」について、国立大学協会としての意見を6月12日までに提出することを求められたが、本委員会を開いて協議する時間的余裕がなかったため、配付資料のとおり私見をまとめた。

ついて、委員長から、配付資料に基づき「中央教育審議会審議のまとめ(その二)」に対して抱いた疑問点等について、以下のとおり説明があった。

1. 大学入学者選抜の改善について

選抜方法の多様化、評価尺度の多元化を図る方法については、調査書、小論文、面接、実技、推薦文などの組み合わせが示されているのみであり、これで十分であるとは言い難いと思われる。

後期日程の終期を4月以降とすることについて

は、後期日程入試を、より丁寧に実施し、前期・後期の定員比率を改めるという趣旨であるが、平成6年頃の入試改善特別委員会において、後期の試験日程を上げようとするため、前期の試験日程を5日間前に繰り上げようとしたが、私立大学側との調整が不調に終わり、実現できなかったという経緯があり、私立大学との日程の調整をどのように行うのか、という課題がある。

また、18歳人口の減少期をむかえた今日、学生確保の観点から、入試日程を後に移行する大学があるかどうかという疑問もある。

秋期入学は、春期に不合格となった受験生を救済するという意味があるが、現在はまだ Semester制が確立していないこと、多くの大学・学部で、大学院入試も含め多様な入試が実施されていることからみて、現行の体制では実施が困難であると思われる。その実現に向けては、アドミッション・オフィスの整備が必要であると考えられる。

2. 大学教育の充実と学業成績の評価について

入試で多様な能力をもっている人を探ることが、教育の目標であるかの如き錯覚を起こすような記述があるが、多様な能力をもつ人材を育てるのは、大学教育そのものの目標である。大学教育の目標と入試の目標が、違う次元で書かれていることに違和感をもった。

3. 中高一貫教育の選択的導入について

中等教育の複線化には基本的に賛成であるが、現在でも、中高一貫校は受験のためのエリート校と化している。公立で中高一貫校が設立されたとしても、受験エリート校のグループに参入するだけであって、中教審の意図する「ゆとりある教育」の趣旨には合致しないのではないか。高等学校が義務教育化した現在、この趣旨を生かすためには、中高一貫校が複線の主流となる必要がある。

4. 大学入学年齢の特例について

大学入学年齢の特例については、賛否両論があるが、将来、数学と物理だけでなく人文・社会科学・自然科学の全ての分野で、この制度の導入を考えるべきであろう。

以上の説明に続き次のような意見交換があった。

- 地域を指定した定員枠については基本的には賛成である。
- 地域定員枠が認められることになれば5パーセント程度設定したいと考えている。
- 地域定員枠導入の趣旨が理解し難い。地域定員枠を必要としている大学の意見を伺いたい。
- 地元で純粹培養するよりも、むしろ異なる地方で学修した方が人間として成長し、望ましい人材となるのではないかという発想もある。
- 医療の分野に関していえば、地域性が重視されているため、継続した環境で学修することが重要である。
- 教育学の分野では、地域指向が強すぎることは弊害となることがある。
- 「若者の地域定着をすすめる観点から」地域定員枠を設けるという理由は、国立大学としてはおかしい。多様な人間と接することで人格が磨かれていくことを重視すべきである。
- 地域の特性から、9割が北海道出身であるが、本州に就職するケースが多い。また、大学によっては、地方の大学であるにもかかわらず地域出身者が半分程度しか入学できないという悩みをかかえているところもあり、事情は大学により異なると思われる。
- 卒業生が地元に残らないケースが多いので、一定の地域定員枠の導入には賛成である。
- この問題に関しては、各大学で事情が異なるので、運用にあたっては各大学の判断が優先されるべきである。
- 各大学で事情が異なるからといって、一般入試で地域定員枠を設けることは、二重の基準を設定することとなる。地元の人に対する基準を別につくることは納得してもらえないか。
- 地域定員枠の導入に際しては、入試の公平性をどう確保するのかという問題が生じる。入試の窓口が増えることで公平性を損ねる可能性もあるので議論が必要である。
- 同意見である。国立大学の、より公平な立場で選抜を行う、という立場に反することになることも考えなければならない。
- 過去に公平性の確保のためにとられてきた手段は、現在にそのまま適合するとはいえない場合もある。定員の割合や選抜の仕方は、大学・学部によって違いがあると思われる。
- 大学入試を模索する立場からいえば、公平性、客観性が重要であるが、多様な方法と多面的な評価方法をもって入試を行おうとする場合、選抜方式ごとにそれぞれの基準を設定

することになる。このことは、厳格に言えば公平性、客観性は二の次になったということの意味している。

- 過去のデータが整理されていないことにより、調査書、小論文、面接といった方面の研究が不足したまま運用せざるを得ない。

入試における多様な方法と多元的な評価が根づいていないのは、公平性・客観性の論拠となるものが構築されていないからである。それにもかかわらず、客観性、公平性を犠牲にしても入試を多元化しようとしている。

- 推薦入学において、大学入試センター試験が終了してから面接を実施する場合には、評価にあたり何らかの偏りが生じ得るので、面接を大学入試センター試験の実施前に行うことも考えられるのではない。
- イギリスでは、面接官を面接して選んでいるケースもある。面接導入の可能性については各大学で創意工夫をしてはどうか。
- 面接に客観性はあり得ない。評価は主観に基づくものである。
- 卒業後4～5年の医局員を評価したところ、入学試験の際の面接評価と正の相関を示した。こういった証拠があれば面接の導入にはずみがつくのではないか。客観性についての論拠がないことが、多元的な評価を行うにあたってのネックとなっているのではないか。
- 留年者、退学者には、面接官全員が最低点を付けた者が多い。評価が極端な場合は、小論文や面接は合否のキーとしたい。
- 追跡調査によると、面接で評価が良かった者は概ね大学入学後も良い成績であるといえる。面接実施にあたっては、面接評価のトレーニングを行っておく必要があると思う。そ

ういった者が評価を行うと、信頼性のある結果が出てくる。

- 地域定員枠を設けるにあたっては、それが現実的に大学の活性化につながるような、ある機能を果たしていることを理論付けしておくかなければならない。
- 地域定員枠は、逆に考えるとその地域の人に対する差別でもある。
- 地域定員枠は、各大学の判断により導入が可能であるというだけで、導入することを義務付けられたわけではないが、いつから導入できるのか。
- 平成10年度からでも可能であると聞いている。
- 17歳入学、パイロット事業についていえば、学内では数学の分野で賛成と反対の2グループが存在している。
- 数学の能力が高い人が必ずしも数学を専攻するとは限らない。数学や物理の分野に限らず、全分野での取り組みが必要である。研究者養成に向けては、20代でいかに創造的な仕事に取り組むかが重要である。その意味では1年でも早く大学に入学した方が良いのではないか。
- 非エリート校で一貫教育を行っているところもあるが、現実には一貫教育を行うと受験教育に傾いていくことが考えられ、これを規制することは難しいと思われる。中高一貫教育においては、どのような教育が行われ、それがどのような機能を果たすかが重要であると思われる。
- 現実には、高等学校は受験学力により複線化している。中高一貫教育の導入は、複線化された上位のレベルに合わせて行われることが予想される。戦前の複線化への復帰と考え

られなくもないが、現在は当時と異なり、方向転換の可能性は残されてはいる。しかしながら現実的には進路変更がむずかしいのではないだろうか。

- 全ての学校が中高一貫教育となれば、小学校卒業時に学校を選択しなければならないこととなり、受験戦争が低年齢化する懸念がある。また、在学中で他の学校への進路変更は可能なのか。
- 複線化のため、受験の必要性が発生するが、実際の教育にあたっている中学や高校の先生方はどのように考えているのか。
- 中高一貫教育にあたる教師が、併任となっている例では、一人の生徒を長く指導することができ、じっくりと教育を行うことが可能であるので、教師の評判は悪くない。

○ 現在の専門高校は、一貫教育の対象とはならないのか。また、今までの職業高校との関連はどうなるのか。

- あまり考えられていない。中学校の性質からみて、難しいのではないだろうか。
- 中教審の審議のまとめ(二)の中には、アドミッション・オフィスについての提言があるが、現在第9次定員削減(事務官)に更に削減の上乗せが予定されている状況下で、アドミッション・オフィスのための概算要求をしても実現は難しいのではないかと。

以上の意見交換の後、委員長から、6月30日に第8回目の入試将来ビジョン検討小委員会を開催し、報告書の作成を開始する旨報告があり、本日の議事を終了した。

第3 常置委員会

日 時 平成9年6月18日(水) 10:00~12:00

場 所 学生会館(神田)210号室

出席者 久々宮委員長

徳田、坪井、佐藤、安永、加藤、児嶋、平野、後藤、丹羽、山田、高橋、村田、山口、野村、二神各委員
豊岡、小川、安岡各専門委員

事務局から、本日の委員会は学長委員の所属替えによる初めての委員会であるため、新委員長が互選されるまでの間、前委員長に座長として議事進行を依頼したい旨の発言があり、了承された。

久々宮委員が座長となり開会し、引き続き各委員から自己紹介があった。

〔議 事〕

1. 委員長の選出について

座長から委員長互選について諮られ、協議の

結果、久々宮委員が委員長に選出された。

2. SCS小委員会の審議状況について

久々宮委員長から次のように説明があった。

メディア教育開発センターから国大協会長に、国立大学におけるSCSの有効利用方策について国大協で審議し、その促進を図って欲しい旨の要望があった。これについて理事会で協議の結果、SCSは単位互換の関係もあり、第3常置委員会で検討することとなった。そして第3常置委員会に、SCS小委員会を設け、既

に2回小委員会を開催した。今後9月と10月に取りまとめるために小委員会を開催して、第3常置委員会の了承を得て、来る11月の総会へ報告書を提出し、SCSの積極的活用や新規設置のための予算要求等を各学長に促す予定である。

現在のSCSの状況については、授業(単位の互換・付与を目指す)よりも研究会や会議に使う時間が多く、利用についてもかなり進んでいる。

続いて、委員長よりSCSの利用大学の委員に意見を求められ、各委員から次のような説明があった。

SCSは、①無料で利用できる、②キャンパスが離れている大学ではテレビ会議が出来て便利、③会議に臨場感がある、④公開講座での活用等の利点がある。しかし、①技術的(画像)の問題があり授業にはまだ適さない、②放送を通じての講義は単位が認められておらず、各大学も積極的に取り組んではない等、授業(単位取得)で利用する方面での問題点もある。

次いで委員長から、SCSは便利なものであるし、新規設置の場合は大学に負担がかからない等利点が大きいので、今後、技術面とカリキュラム面(授業時間割表の統一等)を少しずつ解決していくこととしたい旨提案があり、了承された。

3. 内外学生センターの理事推薦について

委員長から、内外学生センターから国大協に非常勤理事の推薦依頼があり、第3常置委員会から選出してもらいたいとのことであるので、安永委員に依頼したいと諮られ、了承された。

これについて安永委員は、正式に学内の了承を得た上で引き受けたいと述べられた。

4. インターンシップについて

委員長から、企業側との、インターンシップを中心にした研究会(文部省と労働省でそれぞれ開催)に小川委員が出席する件について報告があった。

次に、小川委員から次のような報告があった。

労働省の研究会ではインターンシップを、①資格獲得、②就職、③教育の3つの側面をまとめて目的として考えていくこと、また、今後企業・大学・学生にとってのメリット・デメリット、労働省の対応について研究していくこととし、年内に5~6回開催する予定である。

続いて、委員長から、文部省のインターンシップについて説明があり、また各委員から次のような意見交換が行われた。

- 豊橋技科大では、卒論後の1月~2月に、企業から研究テーマを出してもらい、教育としてインターンシップを実施し、6単位の必須科目としている。学生にとっても違う土地で生活することが出来たり、とても良い体験となっている。
- 東工大では、3年次(研究室に配属する前)に、選択科目として実施している。就職とは全く関係がなく、教育として実施し3週間で1単位程度修得できるが、最近は選択する学生は少なく1割にも達しない。
- 企業側は、インターンシップを就職を目的として考えている傾向がある。

5. 就職協定廃止後の状況について

委員長から、平成9年度の就職協定が結ばれなかった経緯等について説明があり、また就職問題懇談会では、アンケート(就職協定廃止後の実態調査)を実施し、その後、7月中に日経

連（企業側）と、現状についての意見交換の会を2つ開催する予定であると報告があった。

就職問題に関して、各委員から以下の項目について質疑応答が行われた。

○就職協定についての来年度の見通しについて

○就職問題に関する企業側との意見交換を行うルートの問題について

○日経連からの倫理憲章について

○就職協定の果たす役割について

委員長及び各委員から、①就職協定は常識的に考えて平成10年度は結べないと思われるが、必要との意見も既に出て来ており数年後にはまた結ばれることも考えられないわけではない、②就職と教育は別の問題であるので大学はもっと厳しい態度で臨むべきである、また③大学教育に対する不信感が企業の側にあり、大学の教育の質について大学側も考えていかなければならない、等の意見が述べられた。

その他、女子大学生の就職に関して次のような意見も述べられた。

○希望を下げて就職している学生もいるので、就職率だけでは就職の難易の判断は難しい。大学の窓口の他に同窓会を通じての就職活動もあるが、ここ2～3年文系の就職、特に教員採用が落ちてきているようだ。学生は3年の暮れ頃から動き出している。自衛手段として3年までにすべて単位を取って、卒論だけ残して活動する学生もいる。就職に関する何等かのルールが必要だと思う。

○企業から早めに求人がくると、学生は高望

みして数社受けるので、影響が少ない早朝に講義・ゼミを行ったりしている。また就職を世話する卒業生のネットワークもある。

○共学大学の女子学生が困っている。インターネットでアクセスしても、女子学生には応答がないような状況が旧帝大系の大学でも起こっている。

6. 育英奨学制度についての意見提出について

委員長から次のような報告があった。

先般「育英奨学事業の在り方に関する調査研究協力者会議」より、今後の育英奨学事業の在り方に関する国大協意見の提出の依頼があり、①学部学生の奨学金返還免除を継続してほしい、②大学院生への奨学金を優遇してほしい、等の意見を述べた。

7. その他

(1) 男女共同参画推進連携会議について

佐藤委員から、総理府の男女共同参画推進連携会議に国大協の代表として、出席しているが、その会議の協議事項等をどのような形で国大協の事務局で検討することになった。

(2) 学生の精神保健の研修会等について

豊岡専門委員から、学生の精神保健の研修会への関係教官の出席依頼、学生の健康白書の23万件に及ぶデータの説明、保健管理センターの教官の待遇等について説明があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

第4常置委員会

日時 平成9年5月28日(水) 10:00~12:00

場所 学士会分館(本郷)8号室

出席者 梶井委員長

海妻, 吉原, 小泉, 岡田, 守谷, 高折, 江口各委員

小島, 長松, 菅原, 黒崎, 渡邊, 中原, 早川各専門委員

(文部省) 嶋貫給与班主査, 大場給与班第4係長, 膝館給与班第2係長

梶井委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

議事に先立ち、委員長から、新たに委員に就任された泉 清人室蘭工業大学長、山田康之奈良先端科学技術大学院大学長、江口吾朗熊本大学長及び専門委員に新たに就任された中原勇夫東京大学総務部長、早川明彦東京工業大学庶務部長及び継続委嘱の渡邊 弥宮崎大学事務局長の紹介があった。また新たに就任された伊藤才一郎国立大学協会事務局長の紹介があった。

1. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望について

委員長から、行財政改革など大学をめぐる周囲の状況は厳しいが、例年のとおり国立大学の教官等の待遇改善に関する要望を提出するため作業委員会で作成した旨述べ、中原専門委員から、文案について次のような説明があった。

昨年の要望事項のうち、「特別昇給の弾力的運用を図る」ことについては、2号俸特別昇給、研究教育上の功績顕著者に対する特別昇給定数の別枠設定などが実現したのでその部分の文案は削除した。また教室系技術職員の待遇改善について、これまで専門行政職俸給表への移行実現のみを要望してきたが、当面行政職俸給表(一)内での改善を図る方針となったので、その部分について昨年の文案を一部修正した。

以上のうち、原案どおり要望書を関係方面に提出することが了承された。

2. 教室系技術職員の位置付けと待遇改善について

委員長から次のとおり説明があった。

昨年秋の総会以後、作業委員会において標記の件について審議してきた。その間文部省では、技術職員待遇改善検討会においてこの問題を検討してきたが、その審議の中間まとめを別紙配付資料のように作成し、3月27日に、国立大学協会に送付してきた。

本日は文部省の方の取組み状況についてご説明願ひ、具体的な今後の進め方についてご議論いただきたい。

ついで嶋貫給与班主査より次のような説明があった。

昨年春、人事院より教室系技術職員に現在の状況で専門行政職俸給表を適用することは困難であるとの見解が示されたのを踏まえ、課長レベルの検討会を設置し審議してきた結果、中間まとめ「大学・高専の教育研究にかかわる技術職員問題について」を作成し国立大学協会にお示しした。中間まとめでは、技術系職員の組織化の推進による業務の効率化を各大学の実情に応じて進めて行くこと及び組織の有無にかかわらず技術職員の中に人材の育成や技術の継承を担当する「職」を置くことを考え、現在は、技

術職員という一つの名称であるが、その者の技術・知識の専門性が客観的に評価できるようないくつかの職制を導入してはどうかということ述べている。また今後、①技術職員に均質で統一的な職制を定めるに相応しい根拠法令等について、②定められた職制の配置基準及び職に就く資格基準について、検討することが課題であるとしている。現在文部省では、この考え方によって技術職員の社会的評価の確立と待遇改善の目標に向かって進みたいと考え、「職」がどのようなものであるべきかについて議論している。具体的には、現在の技術職員の中で、一定水準の能力を有する者を「技術専門官」などいくつかの名称を考え選任することとし、それによどのような職務を果たしてもらるか、その選考基準をどうするかなど検討している。また本委員会作業委員会にこの中間まとめをお示しし、大枠についてご了解を得たので、「職」の設置について、検討を依頼された数大学と相談し、「職」の具体的内容を検討することとしており、できれば平成10年度の級別定数改定要求にのせることができれば良いとの考えで作業している。また技術職員の組織化については各大学がその判断で実情に応じ、取り組んで頂くようお願いしたい。

ついで各委員から、次のような意見があった。

- 「職」の定数は属人的なものか、大学に定数として配分されるのか。「職」というのは事務系の専門職員と同じように考えてよいか、できれば4級以上の技術職員が専門職員等になれるようお願いしたい。
- これから検討していくが、その者の資格能力と職務内容を基準として定数配置の考え方をまとめ、文部省として認められた枠内で配分を考えることになる。事務系職員の専門職

と似ており、技術職員の中で専門性の高い職員を選び「専門職」として遇するというものである。

- 技術職員の組織として技術課がある研究所での経験であるが、優秀な公務員試験合格の技術職員を採用して2～3年かけて養成しても、係長等になるためには10年余の在職年数が必要とのことで昇進できず、民間に転職してしまう。大学で技術職員を組織化する場合そのようなことが生じないよう手当しなければならぬ。
- 職務の専門性について区分する場合、技術レベルの高さで区分する考え方と多様な職務の種類によって区分する考え方があると思うが優れた者だけを選択していいということか。
- 全員が上位級になるのは困難であり、能力と職務内容により相応しい処遇をするという考えである。
- 今まで属人的に配分されてきた上位級が、技術職員の専門性により配分されることになれば、技術職員に目標をあたえることにもなり、励みにもなる。
- テクニシャンの重要性について人事院に理解してもらう必要がある。外国では教授より高給の技術職員もいる。
- 現在の給与制度の仕組みの中で、技術職員の職については評価の物差しがない。それを打破していくことが今回の提案でできれば良い。
- 困難はあるが、技術職員が講座についているのを技術部等につく形にしていけないといけない。教官が退職したら技術職員は一度組織に戻れる形にしておかないと、後任の教官の専門が違う場合その技術職員は持つ技術を

生かせず不幸になる。

- 学内限りの組織化であっても、研修・情報交換その他が促進され、成果はでてきている。以上の意見交換ののち、委員長から次のように述べ了承された。

「職」の中身について、全大学の多種多様な技術職員を見渡し、一抛に「職」を確定することは困難なので、具体的に特定の大学で「職」について検討してもらうこととしたのでご了承承願したい。6月の総会では以上のことを報告することとしたい。

3. 人事院勧告の取扱に関する要望について

委員長から、次のとおり述べ了承された。

本要望は人事院勧告の内容を見て文案を作成する必要があるので、例年のとおり、会長と第4常置委員会委員長に要望書の文案作成及び要望書の提出時期について一任していただきたい。

4. 教官委員の後任補充について

委員長から、次のとおり述べ了承された。

3月末で退任された大谷、多淵両教官委員の後任については、11月の教官委員の任期満了による改選の際選任することとしたい。

5. その他

委員から、次のような要望があった。

仮に定員があっても人事院と協議して特例を認めてもらわない限り行政職(二)の職員は採用できない。具体的には付属小学校の用務員が退職すると後任が採用できないが、大学の用務員とは異なり付属小学校の用務員の職務は外注等で代替できないので、人事院協議により特例が認められるようお願いしたい。

以上をもって本日の協議を終了した。

第4常置委員会

日時 平成9年6月18日(水) 10:00~12:00

場所 学士会館(神田)307号室

出席者 梶井委員長

海妻、吉原、小泉、伊東、須藤、仲井、井上、赤井、高折、近藤、狐口、佐古各委員

小島、長松、菅原、黒崎、渡邊、中原、早川各専門委員

梶井前委員長より、新しい委員会では前委員長が座長になる慣例になっているのでご了承承願したい旨述べ、了承され、座長となり開会した。

ついで各委員の自己紹介が行われた。

〔議事〕

1. 委員長の選任について

梶井座長から、委員長の互選について諮られ、

協議の結果、梶井委員(東京農工大学長)が委員長に選任された。

2. 教室系技術職員の位置付けと待遇改善について

委員長から、これまでの経過について次のとおり説明があった。

本年3月27日、文部省から、技術職員問題に

① ついての検討の中間まとめ「大学・高専の教育研究にかかわる技術職員問題について」が国立大学協会に示され、これを受けて、本委員会ではこの中間まとめに示されている「今後の検討課題①技術職員に均質で統一的な職制を定めるに相応しい根拠法令等について、②定められた職制の配置基準及び職に就く資格基準の検討をどのように進めるか」について審議した。その結果、目下専門職の職務内容の確定について、全大学の多種多様な技術職員を念頭に、専門職の概念を議論、整理確定していくことは困難なので、文部省が示す検討すべき事項のアウトラインに基づき、モデル大学で専門職に相応しいと考えられる「職」を具体的に検討してもらうように進めているので、その案が出たら本委員会にお諮りし進めることとしたい。人事院も教室系技術職員の組織及び職務の実態について、教大学を調査して理解を深めている。

ついで各委員から、国大協型組織と級別定数改善の関係、省令上の組織を大学・学部で実現する可能性、必要性等について意見交換があった。

3. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望について

委員長から、次のとおり説明があった。

標記の要望書を毎年関係方面に提出し、要望しているが、これについてご意見を伺いたい旨述べ、各委員により次のような点について意見交換があった。

① 部局長について指定職の完全適用を図ることについて

○ 学部長で指定職になっていない者がいる。国大協は、完全適用を要望しているが、指定職について人事院は行政職(各省)、医

療職(厚生省)、教育職(文部省)のバランスをとっているようである。教育系の指定職の運用は特殊で、ノーベル賞、文化勲章受賞者などや部局長経験者を定年前に指定職にしており、これらが不要であるということなら別の考え方、配分方法もある。

○ 指定職については、学長は1官1給与で全員指定職であるが、副学長、学部長、研究科長、病院長、図書館長、事務局長、学生部長などについては部局の規模、学生数、修士課程、博士課程の有無などで異なり、一律に指定職にはなれない。教養部長であった時は指定職であったが、教養部改革で別の学部長になったら指定職になれないというケースもある。

② 管理職手当の適用対象の拡大を図ることについて

○ 全学段階の委員会委員など学内行政の要職にある者について管理職手当支給の道を開くよう要望しているが、人事院との面談の際、全大学共通の職があるかと聞かれた。評議員と学科長については管理職手当支給が実現しているが、学科を課程に改編したら管理職手当が付かなくなった。学科より大きい課程もあるが、省令上の根拠がないと管理職手当をつけるのが難しい。

○ 課程長や全学の将来計画委員会委員長など激職であるが、管理職手当が付かない場合、今度制度化された期間限定の特別昇給などで処遇することも考えられる。

4. 大学教官の任期制について

委員長から、新しく大学の教員等の任期に関する法律が制定されたが、これについてご意見を伺いたい旨述べ、各委員により次のような点

について意見交換があった。

- 他省庁の国立研究所の研究員には、すでに任期制が制度化されており、給与上の優遇措置も行われているが、大学の教官の任期制については、給与上の優遇措置は無い。この理由は、①大学教官の任期制は選択的任期制であり、任期のない教官と任期付きの教官の職務内容の差が見えないので職務給の原則から給与上区別をつけることが難しい、②すでに制度化されている任期付きの外国人教官と任期付きの日本人教官とどのように違うのか、などであろう。
- 将来大学の教官の任期制が定着しその者の職務の特色がはっきり出て来れば優遇措置の可能性も出てくると思う。制度的、計画的に任期をつけた教官が特別の研究をするという特徴が見えてこないといけない。その意味では時限研究施設などは任期制を行い易い。任期制教官の処遇問題はいずれ本委員会で検討しなければならない問題であろう。

5. 大学の事務職員の問題について

- 各委員により次のような意見交換が行われた。
- 大学の事務職員は他省庁に比し、給与が低い。この改善のため、役職や専門職が増加し、待遇が改善されるのは良いが、一般職員が少なくなり事務が動き難くなる面がある。
 - 行政改革や定員削減等に伴い、事務一元化を行うためには、①事務の仕事をも簡素化、合理化する、②キャンパス・建物を統合する、③学生や教官へのサービスをどこまでするか、④教官の意識を改革し、事務一元化による不便を我慢してもらうこと、などを検討する必要がある。
 - 事務官が高率で定員削減され、教官の削減率は低い、大学運営が円滑に行われるための適正な比率があるはずであり、本委員会はこれまで教官や技術職員の問題を中心に議論してきたが、これからは事務職員の問題にも目を向け検討していく必要がある。
- 以上をもって本日の議事を終了した。

第5 常置委員会

日時 平成9年5月6日(火) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 江崎委員長

藤井、久保、中嶋、澄川、木村、有山、水岡、佐々木、金城、加藤、鮎川、

西村各委員

(文部省) 木谷留学生課長、伊藤留学生課留学生交流政策室企画調査係

江崎委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長から新たに委員に就任された鮎川恭二愛媛大学長、小澤和恵滋賀医科大学長(本日欠席)、近藤浩二香川大学長(本日欠席)、及び4月1日付けで国立大学協会事務局

長に就任した伊藤才一郎の紹介があった。

〔議事〕

1. 留学生の入学選考の改善方策について

木谷留学生課長より次のように述べられた

後、標記の件に関して配付資料「留学生の入学選考の改善方策について」等に基づき説明があった。

昭和58年以来、10万人計画に基づき留学交流施策を総合的に推進しているが、近年その伸びが鈍化し、平成8年の調査では減少するに至った。また、従来から日本留学の問題点として、入学選考をはじめとする一連の受け入れ体制、特に入学選考手続きが非常にわかりづらいことが指摘されていた。これらのことを踏まえ、平成8年10月に学術国際局長裁定により「留学生の入学選考の在り方に関する調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」と略す）を設け改善方策を調査・研究した結果、3月28日に配付のとおり「留学生の入学選考の改善方策について」が取りまとめられた。

「協力者会議」は我が国の大学等の入学選考手続きの複雑さ、わかりにくさを解消し、他の先進諸国と同様に簡明な制度とする観点から留学生入学選考の改善方策の基本的な考え方を取りまとめた。当報告は「協力者会議」としては最終報告だが、これについて国大協はじめ私立大学団体等で積極的に議論いただき、ご意見をいただきたい。お寄せいただいた意見はこの問題を引き続き審議する「留学生政策懇談会」（本年1月に文部大臣の要請で設置）において積極的に生かしていきたい。

なお、「留学生政策懇談会」は本年7月を目途に第一次報告を取りまとめる予定であるので、出来れば国大協からも6月中にご意見をいただければ有り難い。

以上の説明に関して、概ね次のような意見交換があった。

○ 日本の殆どの大学は日本語能力試験1級を課しているが、そのハードルは非常に高く、

しかも国語・国文学の試験に近く、漢字文化圏以外の者にとっては1級合格は非常に困難である。TOEFLは文法を重視せず、留学に必要な語学能力を見るための試験で、日本語能力試験とは抜本的に異なる。日本でも早急にTOEFLのようなシステムを作ることが必要である。私が日頃考えていることを取りまとめいただいております。報告書の提案に賛成であるが、なお「協力者会議」の報告書内容と現場との間には大きな隔たりがあり、我々も努力するが、文部省にあっても現場への積極的な働きかけをお願いしたい。

○ 定員削減の状況下、留学生受入れは入学定員以外の手当が不十分で殆ど大学の持ち出しとなっており、大学にとって負担となっており、ある種の拒絶反応がある。特に中国留学生の世話は入管や宿舍等の問題で年中トラブルが発生し、教官1名が掛かりきりの状態である。また大学でも英語で対応できる職員は僅かで、アドミッション・オフィスの機能を十分に果たせない状況である。留学生担当部署は英語の堪能な職員の配置をお願いしたい。

○ 文部省の人事システムもあろうが、留学生担当スペシャリストとしての、特別のキャリアシステムを確立しないと、この問題は解消しない。例えば、米国の大学は留学生アドバイザー・コースの資格があると聞かすが、そのような資格に基づき昇進制度を創設するか、適任者を採用する等の客観的評価基準による人事システムを導入したらどうか。

○ 私費外国人留学生統一試験は受験しても入学許可に繋がらないという根本的問題がある。例えば文系・理系学部に見合った客観的評価が可能な合理性のある問題を作成し、合

格者は基本的には文部省が責任をもって何処かの国立大学に推薦し入学させる等の措置まで配慮しないと積極的に受験する人は増えないと思う。また、大学院は勿論重要と思うが、学部留学生は卒業後、研究者の道に進むだけでなく、企業・官庁等多様な分野に進出し、日本人とも接触することになるので、学部留学生の受入れにも積極的意味がある。

- 大学院の場合、日本語能力試験1級合格を条件とするか否かは、研究科・専攻により様々で、例えば統一的なフォーマットの作成や留学情報の提供方法等を検討する必要がある。
- 「協力者会議」から TOEFL の日本版創設の必要性を提言いただいたが、実際問題として文部省が試験を開発しても利用されなければ意味がないので、これについて各関係方面で議論いただき、その実現方の要望及び積極的参加の意向をいただければ、具体的に開発に着手したいと思っている。なお、具体的検討に際しては関係各位に開発段階から積極的に参加いただきたいと考えている。
- 外国人のための日本語能力試験の問題という以前に、日本における国語学教育という問題があるので、根が非常に深い。
- 日本語教育のコンセプトを基本的に考え直す必要がある。勿論、将来日本語の専門家になる人のための日本語教育も必要だが、実際に留学して役立つ日本語を教育するという、新しい一つの分野を発展させる必要がある。英語・仏語にしても、外国語としての英語・仏語がある筈で、日本語も外国語としての日本語という分野が発展すれば、もっと良いものが出るのではないかと。既にその芽は出ている。
- 日本文学を勉強する人は別として、コミュ

ニケーションの手段としての日本語ということで、発想の転換が必要な時機である。既に幾つかの留学生センターでは日本語教育の方法論の開発に従事している者もあり、その芽はかなり広範に生じている。また、小・中学校では急速に外国人子弟が増加し、これの教育の問題も発生しているので、今後はまさにコミュニケーションの手段としての日本語をどう教えるかという、広い範囲にわたる日本語教育が必要になってくると思う。時の流れ・社会のニーズでもあるので、是非早急に進めていただきたい。文部省が指導性を発揮すれば意外に早く問題は解決すると思う。今、アジアの後発諸国は学術水準の向上に努めると同時に、その長所を生かし留学生政策にも力を入れているので、その意味では文部省は今世紀の残りをこの問題にかけるという姿勢で職員の在り方等も含め根本的に見直すべきと考える。

- 大学院の場合、日本語能力は大幅に下げて、基礎的学力を英語で測る試験を開発する必要があるのではないかと。種々問題はあろうが日本語能力が乏しくとも基本的には支障がない。今は日本語という障害があるため優秀な外国人研究者が来ないので、基本的には大学院生は日本語能力の要求が少ない方が優秀な者がとれる。また、色々な意味で、世界に日本語教育の量的拡大を図ることも重要である。
- 最近、中教審でも現在の日本語教育の改善を唱える人達が増えている。そのような考え方の人達を中心に開発すれば、いわゆる国語の試験でなく、外国語としての日本語能力試験の開発は可能となろう。実際に日本語能力試験を見たが国語の試験で適当でない。また、

最近の留学生の減少は報告書で指摘の選抜方法が複雑という問題もあるが、主要原因は奨学財団の運用資金の利子減に伴う奨学生的大幅減で、結局はお金の問題である。そこは国として考えるべきである。

- 留学生に好印象をもって帰国させることが留学生増に繋がる。留学生減の一つの要因として、日本での生活苦ということもあるのではないか。
- 文部省としても奨学金や宿舍等の経済的支援は重要であるので充実を図ってきたし、今後とも財政改革で苦しい時期であるが重点の置き方等を考え最大限の努力をしたい。日本の奨学金額・人数は国際比較すると割合に多い。恐らく米国は苦学している留学生も結構多いと思うので、一方で多少苦学してでも日本に留学したいという者が増えるよう環境整備も重要と考えている。
- 日本は後発国で先進諸国と同列には議論できない。英国は奨学金額は少ないが学寮が整備されており、金額の国際比較だけでなく、全体として考えるべきである。また、国費留学生の募集を在外公館を通して流しているが、非常に不透明で、ある特殊なパイプで選んでいる国が多い。文部省は積極的に発言し、改善いただきたい。

以上のような意見交換があった後、委員長より次のように述べられ、了承された。

本日の意見を踏まえて、西村・水岡委員に「留学生の入学選抜の改善方策について」に対する意見の原案を取りまとめいただき、中嶋・有山委員及び私が見た上で、第5常置委員会としての意見としたい。

2. UMAP国際事務局の設置について

委員長より、前回委員会以降のUMAP国際事務局の設置に係る経過概略等について、次のように述べられた。

第5回UMAP会議で、日本からのUMAP国際事務局の日本設置の提案が了承され、具体的設置方法を昨年11月末迄にオーストラリア・ニュージーランド・タイに提出することとなり、公・私立大学団体及び文部省とも協議の上、「UMAP国際事務局設置について（オーストラリア・ニュージーランド・タイ・日本をメンバーとする検討会への具体的提案）」を提出した。

この提案に対して、オーストラリア・ニュージーランド・タイより意見・申し出があったので、1月27日開催の当委員会で協議し、そこで意見を踏まえて「UMAP国際事務局日本設置に関して、「検討会」メンバー（オーストラリア・タイ・ニュージーランド）から出された意見に対する回答（案）」を作成した。2月6日開催の常務理事会では、2月17日開催の「UMAP国際事務局の設置についての検討会（国大協・公大協・日本私立大学団体連合会及び文部省で構成）」（以下「検討会」と略す）で日本としての「回答案」を協議するに際し、国大協としてはこの「回答案」をもって「検討会」に臨むことが了承された。2月17日の「検討会」では国大協の「回答案」を中心に協議し、各大学団体の基本的同意を得た。なお、国大協としては、最終的には3月3日開催の理事会で了承を得た上で回答することとなった。

3月3日の理事会で「回答案」を協議の結果、東京大学にUMAP先行事務局の設置方を依頼し、現在検討中のため、オーストラリア・ニュージーランド・タイへの回答は設置場所の目安

がついた段階で回答することとなった。その後、東京大学より UMAP 先行事務局の東京大学設置は受け入れられないとの回答があったので、先行事務局設置方について日本国際教育協会・一橋大学・筑波大学に依頼したが、何れも受け入れかねるとの回答であったので、本日はこれについてご協議いただきたい。

これについて、概ね次のような意見交換があった。

○ 難行していると聞き、日本国際教育協会に再度あたってみた。率直に言って、協会はスペースの余裕がなく、考えられるとしたら、その一部署の留学生情報センターの机一つが限度という感じであった。留学情報センターは協会のホームページ作成を担当し、短期留学等の色々な情報を取り扱っており、既にデータベースやノーハウの蓄積もあるので、いずれ UMAP がアジア太平洋地域のデータベースを作成するのであれば、相互に協力は可能と思う。但し、事務局機能を果たすことは難しいと考える。

○ 現状では国立大学への設置が困難なので、差し当たりは留学情報センターに机一つ提供いただき、日本人職員はそこで使用のコンピュータのサーバー等を利用し仕事を行い、UMAP 先行事務局を立ち上げることができれば有り難い。

○ 豪州政府派遣職員は少々不便でも都内の適当な大学、あるいはオーストラリア大使館にスペースを用意してもらい、日本人職員と連絡をとり業務を行ってもらったらどうか。

○ 豪州政府派遣職員の早期受け入れを考えなければ割合と色々な選択肢がある。

以上のような意見交換の後、委員長より次の

ように述べられた。

豪州は1997年度からの職員派遣を申し出ているが、日本は1998年4月からの発足を提案しているので、受入れ体制が整った段階で受け入れればよいと考える。差し当たりは、日本国際教育協会の机一つを借用して、先行事務局を発足できればと考えるが、これについては文部省を通じて、日本国際教育協会にご依頼いただきたい。

この依頼について、木谷留学生課長より次のように述べられた。

日本国際教育協会に打診した結果、先程説明のような可能性もあり得るという程度のお話であるので、これを進めると同時に、他の可能性を含め少し検討したい。なお、本年8月からの対応は困難と考えるので、当初の予定通り、来年4月設置という線で考えてみたい。

3. その他

(1) JUSSEP 小委員会委員の交代について

委員長より次のように述べられ、了承された。大阪大学留学生センターの西口教授より、JUSSEP 小委員会委員の交代の申し出があった。小委員会委員は常務理事会で選任する規定のため、本日午前開催の常務理事会に諮った結果、了承されたので、本日ご追認願いたい。

(新任)

中村 収 三

(大阪大学留学生
センター教授)

(前任)

西口 光 一

(大阪大学留学生
センター教授)

(2) 教員委員の補充について

委員長より次のように述べられ、了承された。大阪大学の川島慶雄教授には、去る3月31日付けで定年退官され、第5常置委員会委員も退任された。本来なら、本日その後任について審

議願うところであるが、来る6月開催の国大協総会で「常置委員会委員（大学の代表者）の所属替え」があり、国大協会則第22条で「同一の大学の代表者及び教員は、同一の常置委員会の委員としない」という規定があるので、後任の補充は総会での学長委員の所属替えを待って、改めて審議したい。

(3) AAC & U メンバーの来日について
委員長より次のような報告があった。

AAC & U（米国大学協会）メンバーが国立大学短期留学プログラム視察及び関係者との懇談のため、平成9年5月2日～27日にわたり来日することとなった。今回は広島・京都・横浜国立・東北・北海道大学を訪問の予定であるが、訪日の最後の日（5月26日）に、JUSSEP 小委員会を開催して、AAC & U メンバーと懇談する予定である。

なお、今回の来日者は次の方々である。

Dr. Joseph Johnston (Vice-President for Program)

Ms. Jane R. Spalding (Director for Program)

Prof. Peter Wollitzer (Regional Director, Education Abroad Program, Univ. of California)

(4) 「韓国大学教育協議会主催15周年記念国際会議」について

委員長より次のように述べられた。

韓国大学教育協議会から、国立大学長3名の標記会議出席の推薦依頼があり、前回委員会で協議の上、2月6日開催の常務理事会に諮った結果、3名の学長の推薦は第5常置委員会に一任された。事務局を通じて会議出席方をご依頼したところ、種々ご都合もあり、最終的には中

嶋東京外国語大学長、武村三重大学長、加茂京都教育大学長にご出席いただいた。本日は会議に出席いただいた中嶋委員より、会議の模様等をご報告いただきたい。

続いて、中嶋委員より配付の会議プログラム等に基づき、次のような報告があった。

会議は4月15日の開会式の後、奥島早稲田大学総長等の基調講演があり、2日目の午前は3つの分科会に分かれて討議した。私は第1セッションで「The Education of Traditional Culture Facing the New Century」の講演をした。そして2日目の午後は各分科会のまとめを行った後、全体会議を行った。全体会議の席上、配付の「Seoul Memorandum of Understanding」が提案された。このメモは1998年中国、1999年日本で会議を開催する旨の記載があり、この件は事前に中国との間では合意があったようだが、我々は今後の活動方針について協議を受けたこともなくアンフェアである、また国立大学長3名は要請を受けて個人の立場で出席したので、国大協代表でもまして日本代表でもなくこれを採択する立場にないこと等を、繰り返し何度も強く主張した。従って、このメモは採択されたものではない。最終的には「第3回国際会議を日本で開催することを希望する」という程度に落ち着いたと思う。

日本と韓国・中国の学長同志の交流自体は有意義と思うので、会議には私立大学団体関係者も多数出席しており、国大協事務局を通じて私立大学の関係者と情報交換をしていただきたい。

以上の報告について若干意見交換のあった後、本日の協議を終了した。

第5 常置委員会

日時 平成9年6月18日(水) 10:00~12:00

場所 学士会館(神田)306号室

出席者 江崎委員長

藤井(代理:三上), 吉田, 中嶋, 澄川, 木村, 水岡, 佐々木, 金城, 池田, 斉藤, 西村, 吉田, 桂各委員

初めに, 事務局から, 本日の委員会は学長委員の所属替えによる初めての委員会であることから, 従来からの慣行により, 新委員長が互選されるまでの間, 前委員長に座長をお願いしたい旨の提案があり, 了承された。

続いて, 座長の司会のもと, 出席委員の自己紹介があった。

〔議 事〕

1. 委員長の選出について

座長から委員長の選出について諮られ, 協議の結果, 江崎委員長が引き続き委員長を務めることとなった。

2. UMAP国際事務局の日本設置について

水岡委員から, この問題の経過概略について説明があった後, 委員長から次のような発言があった。

日本の約束事項としては, 2年間の先行国際事務局を1998年4月に設置する, その為には, 約1,000万円の費用がかかるであろう, また関東地区の大学に設けようということである。

これについて, 次のような意見交換があった。

- 大学に設置することにしても, その大学に何か得るものがなければ, 大学としては了解しなかったであろう。事務室のスペースのみを提供してくれと要求するアプローチの仕方にも問題はあったと思う。
- 何とか国際事務局設置を実現したい気持ち

はあるが, オーストラリアからの事務官が事務室に常駐するという話も上がっているので, その場合は, 事務室を設置した機関との調整も問題となるのではないかと。

- この問題は, 国立大学に限らず日本の公立大学及び私立大学にも関わる問題でもあるので, 日本国際教育協会に事務局設置をお願いするのが順当であると思うが, これについても, スペースの点で難色を示されている。
 - サイマル・インターナショナルのようなミーティング・コーディネーターの外部業者に, 事務局の管理・運営を委託しても良いのではないかと。運営費も安くあがることになるし, 委託した内容についても信頼感がある。
 - もし, 業者に委託した場合, 国際事務局のクリアリング・ハウスとしての機能に関して, 支障がでるのではないかと。
 - 本格的な事務局としては, 問題があるかもしれないが, 過渡的なものとしては検討する余地はある。
 - 学生交流に関心の高い財団等にうまく接触できたらよい。
 - 首都圏に限定しなければならないのか。例えば, 神戸大学の国際交流センター等の学生交流に熱心なところもある。関東地区以外でもいいのではないかと。
- ### 3. 教員委員の後任補充について
- このことについて, 委員長より次のように述

べられた。

教員委員は任期が2年であり、本年10月に委員選出を行うので、本日は川島委員の後任補充について審議いただきたい。

なお、後任委員は、近畿地区より、第5常置委員会の学長の所属大学以外から推薦いただき、理事会に諮ったうえ、委嘱することとなる。

このことについて協議の結果、まず近畿地区の大学からの委員が大阪大学に後任委員の推薦を依頼することとするが、候補者がなければ改めて第5常置委員会で検討することとなった。

4. AVCCからの面会の申し入れについて

委員長より、次のように述べられた。

7月上旬に、オーストラリア大学長協会(AVCC)のメンバーが来日するので、この機会に国立大学協会のメンバーと面会したいとの申し入れが、オーストラリア大使館を通じてあった。この件について、ご審議願いたい。

続いて事務局から、次のような報告があった。

オーストラリア大使館からの連絡で、7月8日か、9日に面会を行いたいとの申し出があった。また、井村会長は7月9日の13時から13時40分まで東京において面会可能であるが、その際に第5常置委員会の委員の学長先生のうち、どなたか同席してもらいたいとの要望があっ

た。この件について、ご審議願いたい。

このことについて、審議の結果、木村委員が同席することになった。

5. その他

委員長から、今年5月「Asian Week」に掲載された、アジア地域のベスト大学50に関する記事が配付され、これに基づき、次のような意見が出された。

- この記事では、ベスト50のうち、日本の国立大学では東京大学、京都大学しか載っていないが、私立大学ではより多くの大学がリスト・アップされている。これは私立大学の宣伝力によるもので、国立大学のPR不足が痛感される。もっと国立大学もアピールしていてもよいのではないか。
- 幹部事務職員の愛校心にも関わるのではないか。事務職員の異動が多いため、一つの大学に長い期間とどまることが少なく、愛校心が芽生えにくい。
- 米国の大学とは違い、日本の国立大学では、卒業生がまとまって何かを行おうとする気運が見られない。私立大学においては、その気風があるところもある。

以上をもって本日の協議を終了した。

第6常置委員会

日時 平成9年6月18日(水) 10:00~12:00

場所 学士会館(神田)302号室

出席者 武藤委員長

泉, 厚谷, 松井(代理:大桃東北大学助教授), 堀川, 鈴木, 岡田, 岡島, 佐和, 木下, 西塚, 田中, 鮎川, 高木, 江田各委員
小川, 黒川, 原各専門委員

議事に先立ち, 新委員長選出までの間, 武藤前委員長が座長を務めることが了承され, ついで各委員の自己紹介が行われた。

[議事]

1. 委員長の選出について

委員長の選出について, 事務局から説明があったのち, 協議の結果, 武藤新潟大学長が再選された。

続いて, 武藤委員長主宰のもとに議事が進められた。

2. 委員会の審議事項について

委員長から, 本委員会は財政問題を担当しているが, 本日は今後審議すべき事項などについて自由に意見交換をして頂きたい旨述べられた。

ついで, 配付資料「文部省所管一般会計予算の構成(図表)」「文部省主要別予算額」「私学助成関係予算の年度別推移」「国立大学と私立大学の授業料等の推移」「国立大学と私立大学の学部別授業料比較(昼間部)」の説明と, 併せ最近の国立大学の財政状況など, 特に授業料・入学科・検定料の問題について説明があったのち, 概ね次のようなフリートーキングが行われた。

○ 国立大学の授業料は, 私学に比して安価なため文系, 理系の学部にかかわらず学業を続けられるメリットが最大の特徴であった。今

後, 一般会計から特別会計へ繰入れの減少を考慮した授業料等の値上げ及び学部別授業料の格差導入が行われるとすれば, どのような問題がでてくるか。

- 特別会計への繰入れが減となった場合, 歳入(自己収入)の増収により教育・研究経費の増額を図ることが必要となるのか。
- 現在のような厳しい財政状態によっては, 大学別, 学部別授業料導入の可能性および教育・研究維持のために受益者負担増となる可能性があるか。
- 国立大学の人材育成の観点から学部別授業料の導入は, 阻止しなければならない。
- 大学別及び学部別授業料値上げ(案)がだされた場合の対策。
- 国立学校特別会計への繰入れ額減少に対する方策について。
- 義務教育費は, 国と地方による1/2負担であるが, 教員数と児童数が減少し, 国庫負担金の大幅な減少があった場合, 国立学校特別会計繰入が増額する可能性があるか。
- 大学の基礎研究の重要性, 科学技術助成の必要性を財政当局に理解してもらう。
- 国立学校特別会計における自己収入には限界があるので, 委任経理金や受託研究等による増収方法を考える必要がある。
- 国の会計単年度主義の例外として, 施設整備費や受託研究費等には繰越明許費という制

度がある。科学研究費も繰越しが可能とならないか。

- 日本の大学も外国の大学のように工場経営を行う方向が考えられるか。
- 英国では、大学の授業料は国民であれば無料（留学生は別）である。英国の大学のアセスメント制度については、各大学が教育・研究に没頭できないデメリットがある。また、サイエンス・パーク内には企業の研究所があり、大学との共同研究による研究開発を行えるメリットがある。

以上のような意見交換があったのち、委員長から、本委員会の今後の進め方について次のような説明があり了承された。

- 1) 授業料等学生納付金の問題は、小委員会で問題点を整理してある程度案が纏まった時点で、本委員会で検討を願うこととした。
- 2) 地域における大学の役割については、どの常置委員会が担当するかの問題があるの

で、取り敢えず第7常置委員会に相談してみる。

- 3) 予算の単年度制と裁量権については、大変重要な問題なので、文部省などとも相談をしながら検討を進めていくこととした。

3. 「高等教育計画・財政研究会の開催」(案内)について

委員長から、このことについて次の説明があった。

国立学校財務センターから別紙配付資料の通り、研究会の開催通知があった。今回は「戦前における高等教育の計画と財政」というテーマで、平成9年6月27日(金)14時～17時・学士会館(神田)において行われる。この研究会は定期的で開催されており、今後も通知があり次第案内するので、お繰り合わせのうえ出席願いたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第7常置委員会

日 時 平成9年6月2日(月) 10:00～12:00

場 所 東京ガーデンパレス「扇の間」

出席者 丸山(工)委員長

丹保, 泉, 海妻, 阿部, 鈴木, 中嶋, 有山, 小川, 佐藤, 松尾, 丸山(和),
丹羽, 小坂, 田中各委員
藤野, 六本各専門委員

丸山(工)委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 国立大学附属図書館の整備充実に関する要望について

委員長から、次のように述べられた。

附属図書館の問題については、昨年7月以降数回にわたり審議を行い、来る6月の総会に向け「大学附属図書館の当面する諸問題について」として報告することとして検討を進めてまいりましたが、この問題は大変重要な事柄が含まれているので、単に総会への報告に止めるのでは

なく、例えば文部省の学術国際局長等に予算的な面で特段の配慮について要望する等、積極的に訴えかける面があってもよいのではと考えた。

本日、私の一存で配付資料「国立大学附属図書館の整備充実に関する要望（案）」について、有山委員・六本専門委員に急遽お願いし、報告書の中から問題点をピックアップし要望の形に取り纏め頂いたので、内容と要望書として提出することについてご意見をお聞かせ願いたい。

ついで、有山委員から配付資料に基づき次のような説明があった。

予算の増額、定員の純増などの問題については、昨今の厳しい財政事情や、大学職員の定員削減が続いている折から、望むべくもないことのように思え、多少歯切れの悪い文章となってしまったが、以前から議論されている問題点の中から、急を要する次の3項目に絞り要望書を取り纏めた。

- 1) 図書資料の購入費、特に学生用図書購入費の増額について
- 2) 専門的知識・能力をもった大学図書館職員の確保について
- 3) 全国の大学が利用できる共同保存図書館の建設について

以上の説明について意見交換が行われた後、委員長から次のように諮られ、了承された。

この問題については、国大協とは別に国立大学図書館協議会においても報告或いは要望書等が出されているので、それとの整合性も考慮しながら、本日のご意見も踏まえ若干の修正を加え、来る6月総会の承認を得て国大協として関係箇所へ要望することとしたい。

2. 国立大学附属図書館の当面する諸問題について

委員長から、次のように述べられ、了承された。

この問題については、数回にわたり議論を重ねてきたが、前回までの討議の内容について有山委員、六本専門委員に配付資料「大学附属図書館の当面する諸問題について」の通り最終的な纏めをして頂いたので、来る6月の総会に第7常置委員会として報告することとしたい。

3. 産学協力の推進と教員の倫理について

委員長から、次のように述べられた。

科学技術基本計画（閣議決定）に基づいて、現在産学共同研究が積極的に推進されている。その際、大学側の協力体制に共通したガイドラインの設定が大変に重要であると考え、本委員会で数回にわたり議論を行ってきた。その問題点の最終的な纏めを阿部・鈴木両委員にお願いし、本日ガイドラインを作成頂いた。

ついで、阿部委員から配付資料「産学協力の推進と教員の倫理について」に基づき詳細な説明があり、意見交換が行われた。

以上について、委員長から、このガイドラインを各大学の参考に資するため、来る6月の総会に第7常置委員会として報告することについて諮られ、了承された。

4. 助手問題について

委員長から、この問題について丹保委員から検討のための資料を作成して頂いたので、ご説明願いたい旨述べられた。

ついで、同委員から配付資料「助手について」は前回のものとそれほど変更はないが、今まで

本委員会で議論されたものを中心に簡潔に纏めてみた。また、この問題については、第1、第4常置委員会が主に議論すべきと思われるが、第7常置委員会を含めた合同委員会が近々開催されることになっている、と述べられ次の項目について詳細な説明があった。

- 1) 助手（現在18,000人弱）の実際の仕事の種類について
- 2) 助手制度の問題点について
- 3) 問題点の一つの考え方について

以上の説明について意見交換が行われたのち、委員長から、本委員会は直接的に助手の在り方などを検討する委員会ではないが、所管事項とも微妙に関係してくるので、本委員会としての統一意見をなるべく早い時期に纏め、第1、第4、第7常置委員会による合同委員会に臨みたい旨述べられ、了承された。

5. 複写権に関する問題について

委員長から、次のような説明があった。

日本複写権センターより、一部の国立大学に対して申し入れのあった大学事務局庁舎内にお

ける「複写利用許諾契約締結」に関する問題については、本委員会で数回にわたり審議を重ねたが、まず東京大学にサンプル調査を依頼して、実態を把握した上で検討を再開するとされていた。

このたび、東京大学より一ヶ月のコピー量の調査結果が提出されたので検討を再開したいが、本委員会で出す結論が、公私立大学等へも波及する恐れがあるので、慎重に議論を行いたい。また、法律（著作権法）との問題があるため専門家等の意見も聞く必要があると思われる。そこで本日はこの問題の今後の進めかた等について審議願いたい。

以上について、意見交換があった後、委員長から次回から本格的に審議を始めることとするが、来る6月の総会で常置委員会委員（学長）の所属替えがあるので、この問題は、新委員に引き継ぎをすることとしたい旨述べられ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第7常置委員会

日時 平成9年6月18日（水） 10:00~12:00

場所 学士会館（神田）301号室

出席者 丸山（工）委員長

丹保、久保、有山、鈴木（宏）、廣田、時澤、佐藤（博）、丸山（和）、小澤、小坂、野地、中野、細川、江口各委員

小山、藤野各専門委員

議事に先立ち、新委員長選出までの間、丸山前委員長が座長を務めることが了承され、引き続き各委員等の自己紹介が行われた。

〔議事〕

1. 委員長の選出について

委員長の選出について、協議の結果、丸山千葉大学長が再選された。

2. 複写権に関する問題について

委員長から、この問題についての経緯が述べられ、東京大学事務局における一ヶ月のコピー量についての調査結果につき説明があった後、種々意見の交換を行った結果、①東京大学のデータだけでなく他の大学の調査も必要ということで、山梨医科大学に調査を依頼することとなった。②次回委員会（7月末開催予定）に法律の専門家を招き、著作権の複写問題について意見を伺うこととなった。③9月の委員会に文化庁著作権課長を招き、「フェアユース(FairUse)」についての見解を伺うこととした。

3. 助手の問題について

委員長から、助手の職務は多岐に渡っており、その定義をすることは難しいとされており、助手をその職務により分類したらどうかという議論もあり、助手の在り方について議論が必要である旨述べられた。引き続き丹保委員から国立大学の助手の現状並びにその在り方につき説明があり、この問題は教官の質を上げる意味でも様々な角度から議論が必要である旨述べられ、最後に委員長から助手問題について委員会としての統一意見をなるべく早くまとめ、第1常置委員会と第4常置委員会との合同委員会に臨みたい旨述べられた。

4. 夜間主コースについて

有山委員から、以下のような説明があった。就職している人が改めて学部教育を受けるというニーズが減ってきており見直しが必要である。文部省としては今の段階では夜間主コースの定員は減らさないという方針であると聞いている。現在調査を行っており、とりまとめた

ら再度議論を願いたい。

5. 情報公開について

委員長から、情報公開法案成立の段階までに議論を重ね、国大協としてガイドラインを作成しておく必要がある。教授会等の議事録の公開、学術情報の公開、医療関係の情報公開そして入試関係の情報をどこまで公開するか等の問題がある。入試関係については第2常置委員会と意見を調整する必要がある旨述べられ、この問題については鈴木、中嶋前委員に代わり佐藤委員にとりまとめをお願いすることとなった。

6. 支援職員の問題について

丹保委員から、次のように述べられた。

今回の総会で大学職員の資質、採用の在り方についての議論が行われ、外国の大学職員と日本の職員との資質がかけはなれていることが主要な論点であった。本委員会としても支援職員の在り方について議論しておく必要がある。

次いで支援職員の人事のローテーションの問題、専門的な職種の育成の問題、外国語能力の問題等について意見交換があった後、委員長から支援職員の問題を新テーマとして取り上げ、建設的な提言をまとめたので、そのとりまとめを丸山（和）委員にお願いしたい旨諮られ、了承された。

7. 科学研究費の審査と評価について

委員長から、昨年の秋の総会に「科学研究費の審査について」報告を行ったところであるが、更に具体的、現実的な提案を検討したい。そのとりまとめを廣田委員にお願いしたい旨諮られ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

医学教育特別委員会

日時 平成9年5月13日(火) 13:30~16:00

場所 学士会分館(本郷)7号室

出席者 石川委員長

坪井, 丸山, 鈴木, 武藤(輝), 斉藤, 山口各委員

池, 武藤(徹), 大山, 竹下各専門委員

(文部省)白間医学教育課課長補佐

石川委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、新たに委員に就任された江口吾朗熊本大学長、斉藤史郎徳島大学長及び伊藤才一郎事務局長の紹介があった。

〔議事〕

1. 医学教育と学位について

委員長から、次のような説明があった。

医学部教育の現状と将来のメディカルスクール化への方向を考え合わせ、医学部の教育の向上とその医学士の学位について考えてみた。現在他学部は4年間の教育で学士となり、その上2年間の大学院教育で修士となる。医学部は6年間の教育で医学士となるが、学生が医師国家試験合格のみを考え、医学部教育の目標が分らず、学習意欲を失いつつあり、次のような点で医学部卒の学位を見直してはどうかと思う。その場合、大学院卒の学位との関連も出てくる。

- 医学部の教育課程は他学部より2年間多いが、医学士の称号では6年間教育という実感を伴わない。医学部6年間の教育の到達目標をも少し高く掲げはつきりさせ、それに相応しい称号を与えたい。
- 今回、他学部卒を編入学させる医学部4年制コースの提言もしたが、これらの者について、従来の医学士の称号だけでよいか。
- 将来、全面的に医学部が他学部卒業者のみが入学する4年制のメディカルスクールに移

行した場合には、医学士とは異なる学位を与え格上げすることも必要になるのではないか。

- 医学士を現在、外国に対して証明書を出すときはMEDICINE OF DOCTOR (M. D)とすることが医学部長、病院長会議等で審議して了承されているが、それなら外国のM. Dに相当するような水準の医学部教育が行われるように考えるべきである。医学士は、英語に直訳するとMEDICINE OF BACHELORであり、M. Dは法制上の日本語と一致しないのでその点で医学士をM. Dと呼ぶことはおかしい。

以上の説明ののち、各委員から、次のような意見があった。

- 理工系大学院では、課程博士中心の考えであるが、人文系、医学系などは論文博士も必要である。医学系大学院でも新制度発足時にはスクーリングを実施していた。色々な形でスクーリングが実施されるべきである。学部卒を入学資格とするメディカルスクールになったときは、それは医科大学院で、M. Dであり、今の4年制医学系大学院は博士課程のPh. Dということになると思う。
- 4年制コースへ学士編入学した学生と6年一貫教育の学生と相違はなく、後者にのみ医学士以外の別の学位を与えることは絶対反対

である。医学部を卒業した者が、さらに大学院等で何年間か勉強した場合、各大学でPh.Dをやることはよい。医学系も他の系も、博士課程について教える中身・水準は同じであると思う。

- 米国のM. Dは研究者として考えられるが、日本の医学士はM. Dと呼んでも研究者という概念はない。
- 学生が医師国家試験のための勉強だけで精一杯で、本当の医学部教育についていけるのかどうかの問題である。
- その原因は、医学教育の内容が質、量ともに大きく変わったのに教官の教育方法が変わっていないことと、医師国家試験の在り方に問題があるからである。
- 米国では臨床教育を徹底し良い医師を育成している。日本でも臨床教育を徹底して行わないと医学教育のレベルアップはできないが、それにはカリキュラムを再検討する必要がある。
- 医学教育の目標が抽象的で放置すると教育水準が低下するので歯止めが必要である。学士入学者についても、6年一貫教育の中にそのまま入れては失敗するので別のカリキュラムを組み、到達目標を示し、医師国家試験だけが目標にならないようにしなければならない。
- 外国では一つの医学部で4つのコースをもっているところもある。日本の医学部のコースは殆ど同じだが、多様なコースが考えられるべきだと思う。
- 医学部に生じる種々の問題は、講座制とそこに繋がる同窓会の在り方から発生しているという批判があり、その検討が必要である。
- 現在、高い目標を設定して教育したら、国

家試験合格率が下がるかもしれない。医学部はいくら良い医学士を卒業させても医師国家試験に合格しなければ元も子もない。国家試験をどうするかが検討されるべきである。

- 大学でシラバスを作成して目標を示しているが、学生も教官も利用していない。
- 日本の医学教育のカリキュラムが良いのかどうか、膨大な内容の医学教育を全部医学部で教育しようとしている。米国では内科、外科、救急医学、小児科、産婦人科を中心に教え、他の部分は縮小して教えている。医学教育の目標を定め、コアカリキュラムと選択科目を定めていくべきである。しかし各講座の授業時間の持ち分があり、それを調整することは容易でない。講座制を変えなければならない。

2. 教官の任期制と教育評価及び教育方法の改善について

委員長から、次のとおり説明があった。

自分の大学で調査したところによると、年々医学部学生の子習率が低下し、授業のレベルが高いと感じる比率が増加し、授業への興味・意欲が低下していることが示されている。これを改善するためには、教官の教授方法の改善、教育目標の高度化・弾力化、学位制度の見直し等の検討が必要であり、さしあたり教官の任期制、教育活動の評価、教官に対する教育方法の教育など前向きに検討していかなければならないと思う。

以上の説明ののち、各委員により次のような意見があった。

(任期制について)

- 教官の任期制は臨床系では関連病院もあり導入しやすい。大学によっては導入して良い

という大学もあると思うが、教授を5年の任期制で全国公募するようなことは簡単にできないので、はじめは助手、講師等で考えるのが現実に向かうと思う。しかし組合関係は反対しており、いままでは他学部のことは学部自治を前提に口出ししなかった教官の中にも他のところで任期制が実施されると自分のところにも波及するというので反対する者がいるので評議会等で多数決で任期制の導入を決めるのは難しい。

- 日本は転職が一般的でなく、転職者についての評価は良くないので任期制を受け入れる社会構造になっていない。任期制の大学には就職しないという者も出てくる。
- 任期制は、全国大学医学部が教官の定期異動を話し合うような形にしないとできない。その場合業績のない人は異動できないから、採用時に教育活動を評価して採用することが必要であり、レベルの高い教官のいるところではしか任期制は実施できない。
- 教官の教育評価は、任期制と絡ませることによって実効が出てくる。
- 任期制は、法的には定年と同じであり、評価して悪い者を首切るということではないし、次の職を世話する義務はない。
- 任期が満了して教育評価により再任される者とされない者が生じるので、実質は首切りであるが、教育評価の定規がない。評価システムが確立されないと任期制はできない。
- ドイツのように同じ大学では、助教授に昇任させない制度にすれば自然に任期制になる。
- 熊本大学医学部では、申合わせで同大学の卒業生の教授は30%以内としているが、これも任期制のきっかけになる。

○ ある単科大学では65歳の定年を改正し、60歳として、60歳になったとき業績を評価して5年間任用を延長している。

○ 医局の問題などがあり、教授が他大学へ出たいのに動けない場合があるが、任期制があれば異動することが可能で、任期制は教官本人についても希望を生かす有利な制度にもなり、それにより人事の流動化が図られることがある。

(教官の教育活動の評価について)

- 学生の学習意欲が低いのは、教官の教育方法にも問題がある。教官の中には、医局で育ち、そのまま公務員となって教育が一番の教官の責務であることの意識がない者がいる。まず教官の意識改革をどう進めるかが問題である。私立大学の教官の方が教育の責任についての意識が高い。教官の中には戦前の大学の考え方で、教育しなくても学生は自分で勉強すると考えている者がいるが、大衆化した大学で学生の質も変化しており、教育方法を工夫し切り換えていくことが必要である。
- 助手に代講させ、自分は学会や兼業に出ている教授、助教授も多いがこれらを改めなくて良いのか。教育評価は難しいというが、高等な授業の方法、内容などの評価でなくても、まず教官の休講、出勤状況、非常勤講師の兼業状況などで3分の1位の部分は評価できると思う。殆ど大学にいない教官が真剣に教育しているとは思えない。自宅研修も限度はないのか、表面に出ない無届け兼業もある。教育は対話が基本であるが、学生が相談したくても教官が不在ではできない。
- 医学部の教官は殆ど兼業しており、それで教育、研究、診療ができるわけがない。兼業しなければ生活できない給与の低さも問題で

あるが、他学部の教官も給与は同じである。医学部はこれまで教官に教育に従事する時間を正確に義務づけていなかった。兼業が不可とは言いにくい、教育評価の中で抑制していくことはできる。

- 日本の医学教育は幼稚園と同じである。学生が自分で勉強するように上手に教えることが大事であるが、教官がその教育方法を学習していない。採用時に教授方法を指導する必要がある。
- 学生の意欲を高めるためには、今の詰め込み教育をどうするかの問題もある。
- 外国では、教官を昇任させる場合、その者の講義をビデオにとり、他の教官が見て評価し、何人かの候補を委員会で審査して昇任させている。また研究者と教育者が別れ教育者は、聴講学生数等で教育評価されるので、教育に全力を尽くし研究などができない。それが良いシステムかどうか判断できないが、日本では厳しすぎてすぐこれを実施することはできない。
- 日本では教官を採用するとき教育能力の評価が行われてなく、良い教官を選任する制度になっていない。教授になってからも、一定期間経過後に何等かの審査が必要である。
- 国大協で大学評価の機関を設置する話題も出ているが、教育評価についての細かい基準と評価機関について専門委員会で検討してみたい。
- 日本でも一部の大学では学生や他の教官からアンケートをとり教官の教育評価を試みて

いる例もある。また日頃から講演やセミナーでの活動をみていれば学外の教官を採用するときの教育評価の参考になる。

- 学外教官を採用する場合の教育評価の情報は殆ど無いが、全国の大学に教育評価の項目・方法を示して教育評価を行うよう働きかけておけば情報を得ることができる。
 - 学外の第三者による教育評価には、膨大な労力・予算を必要とするがそれが実現できるか。大学人相互で評価し合うとなると手心を加えることもありうる。それを避けるためには、会計検査院のように大学評価の専門職をつくり評価させるしかない。
- 以上の意見交換ののち、委員長から次のとおり述べ、了承された。

本委員会に与えられた課題は、「大学院を含む卒後医学教育の在り方」であるが、本日のご議論により、医学教育を前進させるためには、学位や医学部教育の到達目標の審議の前に、教官の教授方法の能力向上と教育活動の評価の問題が重要であるとのことになったので、それらをどのような仕組みでどのように行うか専門委員会で検討し、委員会でご審議願ひ提言をまとめていきたい。現在国立大学の在り方について各方面から議論が出ており、社会に対しても国立大学が真剣に検討している姿勢を示さなければならない。色々問題はあるが、医学部の場合は割合各大学が歩調を揃え易く、本委員会で提言を示すことにより各大学医学部の在り方も自然に変わってくる。

以上をもって本日の議事を終了した。

教員養成特別委員会

日時 平成9年5月15日(木) 13:30~15:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 蓮見委員長

吉原, 木下, 野地(代理: 外山鳴門教育大学教授), 野村各委員

横須賀, 篠田, 山田, 関口, 羽田各専門委員

蓮見委員長主宰のもとに開会。

議事に先だち委員長より, 野地委員の代理として出席された外山鳴門教育大学教授, 及び3月31日で退任の滝沢事務局長に代わり4月1日付で就任された伊藤才一郎事務局長の紹介があった。

[議 事]

1. 附属学校調査の取りまとめについて

委員長から, 次のように述べられた。

この調査は, 文部省科学研究費の助成を受けて, 平成7・8年度にわたり調査研究を行ってきたもので, 主として専門委員による作業委員会において取り纏めを進めてきた。本日は, 2ヵ年の調査研究期間が終わったので, 科学研究費の報告書がどのように作成されたかについて山田専門委員からご説明願いたい。また, この報告とは別に国大協の本特別委員会としても報告書として取り纏め, 印刷発行したいので編集の方策等についてご協議頂きたい。

ついで, 山田専門委員から配付資料「国立大学附属学校調査報告書」に「国立大学附属学校の在り方について」に基づき, 次のような内容について具体的な説明が行われた。

科学研究費の報告書は若干遅れており, 現在印刷中であるが, 出来上がり次第ご覧頂くことにしたい。

調査研究活動の概要は, ①261校園の校長, 副校長, 教員に対する質問紙調査, ②幾つかの附

属学校園の現地調査, ③全国教員養成大学・学部教官への質問紙調査, ④附属学校園の歴史と行政施策の検討等である。この調査活動を集約するために, 報告書は次のように構成している。

- 1) 国立大学附属学校の在り方について(附属学校調査まとめ)
- 2) 附属校園長調査の概要
- 3) 附属学校副校長調査の結果の概要
- 4) 附属学校教員調査の概要
- 5) 訪問調査報告の概要

本日は, この中の「国立大学附属学校の在り方について(附属学校調査まとめ)」の資料を配付した。主項目としては, (1)附属学校の現況, (2)附属学校の役割と機能, (3)大学・学部と附属学校との連携協力, (4)開発研究の恒常性, (5)附属学校人事及び人事交流の在り方, (6)附属学校における現職教育の機能等に区分した。

以上の項目について詳細な説明があり意見交換ののち, 委員長から次のように述べられた。

山田専門委員から説明があったように, この報告書は4種類のアンケート調査を基にして, その所見を書いて頂いた。また訪問調査ということで幾つかの学校を訪問した記録も含まれている。しかしこの調査結果は当事者所感の集約にとどまっており必ずしも今附属学校に問われている状況に対して答えがすぐに出るというものではない所もあり, 担当された専門委員の印象としては, この内容だけの纏めで本特別委員

会の報告書とするには少し物足りない面があると言われている。

本日、午前中に作業委員会が開催され、特別委員会の報告書としてどの様に纏めるかについて議論を行った。科学研究費の報告書は統計表なども入り、かなりの分量(約200頁)となっているのでこれを要約し半分位に圧縮する。また調査結果をある程度踏まえ現在の状況の中で附属学校をめぐる諸問題について、座談会方式により自由に討論を展開して頂き、それを調査結果の要約と合わせ取り纏めてはどうかなどの意見がだされた。

今後の進め方については、次回の委員会(6月19日(木)開催予定)には科学研究費の報告書が出来上がるので問題点等について説明願うとともに、専門委員に座談会で取り上げる現在の附属学校をめぐる幾つかの論点・項目等を整理して頂き、委員会として附属学校を取り巻く全般的な問題がある程度把握した上で、最近の国立大学をめぐる状況、教員養成の諸問題等を考慮しつつ、附属学校の役割と今後の在り方について、本特別委員会の見解を集約し提言を取り纏めるための討議を行い、これらの内容を盛り込んだ報告書を秋の総会までに刊行することとしたい。

2. 教員養成をめぐる最近の状況について

委員長から、教員養成及び国立大学教育学部にかかわる最近の国の政策の動向について自由な意見交換をして頂きたいと述べられ、次のような説明が行われた。

一ヵ月ほど前の新聞報道で国立大学の教育系大学・学部教員養成課程の入学定員を5,000名削減するという記事がでていた。これは今、国が進めている財政構造改革会議の中で出てきた

話であり、その会議では各省庁に対して財政構造改革について、幾つかの宿題が出されている。文部省の場合は、①少子化に対応して学校その他の規模等で財政の改善に結び付く施策を考える、②財政構造改革で一番良くいわれる官民の分担について考えることなどである。具体的項目としては、子供の減少に伴う小・中学校の教員定数の見直し、国立大学の民営化・法人化、私学助成金の減額の三つのテーマが出されている。小・中学校の教員定数については、ご承知のように平成5年から10年にかけて第6次定数改善が行われているが、この間60,000人の教員減を半数の30,000人増として実質30,000人減にする施策であり平成10年度で完結することになっているが、これを凍結せよという話のようである。また、文部省としては国立大学の法人化・民営化はとても応じられない、しかしこれ等に替わる若干の財政改善に結び付くことを行うので、この問題は取り下げて欲しいと要望している。内容としては、①教員養成課程の入学定員を平成10年度から12年度の3年間で5,000人削減する、②国立大学の事務官を3,000人削減する、という二つを提示したということである。

この問題について、過日、国立の教育大学長・教育学部長にお集まり頂き意見交換を行ったが、その際文部省から教育大学室長が出席され、概ね次のような説明があった。

- 財政改革に対して、目に見える形で貢献する必要がある。教員養成は目的養成という形になっているが、十分目的を果していない、或いは目的に対して過剰であるというところが今回の場合ターゲットになってしまった。
- 教員、或いは医師の養成は国が行わなければいけないと言ってきたが、その部分が子供の減少で過剰ではないかといわれ、反論が出

来ない状況である。

- 昨年の教員養成課程卒業生の就職率は42%と低下し、今後も40%台はかなり長期間にわたると予測され、回復する見込みが乏しい。
- 教員の需要については、幾つかの見通し、将来推計が行われているが大きな傾向として、これから暫くは少子化が回復しないため需要は減少する。
- 何年か先には、主に教員の退職者が沢山出てくることと、子供の数がやや増えるという見込みがあり、かなり大きな需要の時期がくる。しかしこれもあまり長続きがしないので、その数年先には減少の時期がくる。
- 教員養成課程の学生定員をどの位減らすかは、これからの努力次第であるが、国立大学全体として5,000人減とする考えはなるべく回避したい。具体的には①他学部へ学生定員を移行させる、②教育学部の中に新課程をつくる、③学部そのものの性格を変える、④純減を行うの4つの方法である。この場合純減が無しというわけにはいかない。各大学痛みは共通に分け合って欲しい。
- 削減は、概算要求を通して行うことになろう。平成10年度は1,000人程度として、現在計画中の大学が幾つかあるので減員の上乗せを依頼中で、残り4,000人を2回に分け概算要求で工夫しながら減らしていくこととなろう。5,000人に満たない場合は各大学に内示せざるを得ない。これについては、過去に事例がある。
- 今後は、教育学部としては量は少なくなるが質で勝負してほしい。

以上が、教育大学室長説明の概略である。いずれにしても今回の計画は財政改革を目標にして、少子化に伴う教員採用数の当面の減少とい

う状況から考えられたものと思われるが、教員養成課程の入学定員は昭和61年度までは20,100人であったが、教員採用数の減少等によって、他学部への振替や新課程の設置等を通じて、現在は14,515人にまで縮小されてきたものであり、これを更に急激に減少させることは、教育学部の在り方として重要な問題であるだけでなく、今後の学校教育の在り方を考えたときに軽視できない問題である。

また、教員養成課程の入学定員5,000人削減構想については、日本教育大学協会から文部大臣に要望書が提出されている。要望書の内容は、今回の構想が実施に移された場合、わが国の学校教育に重大な支障が生じることが懸念されるとして、次の4項目で纏められている。

- 1) 今日の教員の資質への強い期待に対して、中学校教員養成課程を中心に国立大学教育学部の教員養成課程を縮小することは社会の期待に反すること。
- 2) 教員需要の増加する時期が迫っており、平成10年度以降に教員養成課程の入学定員を削減すると増加期の需要に応じられない恐れがあること。
- 3) 新たな時代に向けた学校教育のために教員の資質の向上や定数の改善が求められること。
- 4) 国立大学教育学部はこれまで大学改革を進めており、さらに急激な入学定員の削減への対応は困難であること。

以上について、委員長から説明があったのち意見交換が行われた。

3. 教育職員養成審議会の審議状況について

この問題について、委員長から次のような説明が行われた。

文部省の教育職員養成審議会において、文部大臣の諮問に基づき教員養成のカリキュラム改善について検討が進められており、今年7月に予定される答申に向けその骨格が明らかになりつつある。現在およそ次のような方向で審議が進められている。

従来の教員免許制度が、教員の資質の水準の確保を重視することから画一的な教員の養成に傾斜し、免許状取得に必要な科目を細かく指定していたのに対し、個性的でそれぞれに得意な分野を持つ教員が協力しあって学校を運営していく方向を重視し、選択履修方式を導入するなど、大学の方針や学生の選択によって個性的な教員の養成を目指すなど、いわゆる規制緩和の方向を目指す内容を含んでいる。また、今日、教員には国際化・情報化・環境問題の深刻化・科学技術の発展、などの社会の変化に伴って、多様な内容の資質・能力が求められているが、これらの社会の要請に基づいて大学において免許状の取得に必要な単位数を拡大することは避け、現行の単位数の枠の中で、科目ごとの単位数の変更や科目の区分の変更等を行って新たな要請に対応することを考えている。その場合、新たに設けられる科目や、単位数の増加する科目、逆に単位数の減少する科目もあり、教職課程の内容は少なからず変化することになる。例

えば、①地球的視野に立って現代社会の諸問題を把握し、児童生徒に理解を進めさせるための「総合演習」の開設、②教職のキャリアガイダンス的な内容の科目の開設、③外国語コミュニケーション、情報機器の操作についての科目の開設、④生徒指導等に関する科目にカウンセリングの基礎に関する内容を含めての単位数の増加、⑤中学校教員の養成における教育実習の増加、⑥中学校・高等学校の教科教育の単位の増加、⑦教科に関する科目の単位数の削減、⑧教科または教職に関する科目を新たに置き、選択を拡大、などの内容が含まれている。

これらの改正が実施された場合、それぞれの大学における教員養成のカリキュラムの改正が必要になり、教育学部・一般学部それぞれに対応が求められることになるものと思われる。さらに、教員免許の取得に必要な科目の単位数の総数は変わらないにしても、新たな科目の開設や単位数の増加に対応していくには、教官組織の編成にも変更の必要が生じるものと思われる。こうした点への配慮を含めて、審議の方向に注目することが重要である。

以上委員長の説明について意見交換が行われた。

以上をもって本日の議事を終了した。

教員養成特別委員会

日 時 平成9年6月19日(木) 10:00~12:30

場 所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 蓮見委員長

吉原, 堀川, 武村, 加茂, 木下, 野地, 野村各委員

横須賀, 篠田, 山田, 関口, 羽田各専門委員

蓮見委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 教育職員養成審議会「カリキュラム等特別委員会審議経過報告」に対する意見について

委員長から、次のように述べられた後、配付資料「カリキュラム等特別委員会審議経過報告」の主な事項の説明があった。

前回の委員会で「教育職員養成審議会」の審議状況について簡単な説明をしたとおり、現在7月末答申に向け審議が進められている。去る5月26日にこの審議会の中に設置されている「カリキュラム等特別委員会」において、審議の経過報告が出され、その審議の過程において、各団体から意見をうかがい、それらを参考にして7月には総会を開催し文部大臣に答申する予定とのことである。

この度、同審議会から国大協に対し審議経過報告について意見を求められたので、本特別委員会で検討を行うこととなったが、時間的に余裕がないので議論を頂くための資料として、急遽山田・横須賀両専門委員に意見の纏めをお願いした。

本日議論を頂く前に、「教育職員養成審議会(カリキュラム等特別委員会)審議経過報告」の概要をご説明したい。

1) 教員に求められる資質能力の在り方と教職課程の役割

(1) 社会の変化とこれからの日本(世界的

な変化の潮流、世界の中での我が国の状況、今後求められる学校・教員の役割)

(2) 教員に求められる資質能力(いつの時代も教員に求められる資質能力、今後特に教員に求められる具体的資質能力、個性あふれる教員の必要性)

(3) 大学の教職課程の役割(教員の資質能力の形成過程、養成段階で習得すべき最小限必要な資質能力)

2) 教員養成カリキュラムの改善

(1) 教員養成カリキュラムの基本構造の転換: マクロの視点からの改善検討(構造転換の意義、構造転換の基本的方向: 選択履修方式の導入、構造転換により期待される効果)

(2) 教職課程の教育内容の改善: ミクロの視点からの改善検討(教育内容に係る制度等の概要と問題点、教育内容を改善するための基本的視点、具体的改善方策)

3) カリキュラム以外の免許制度の弾力化

(1) 社会人の活用促進(特別非常勤講師制度の改善、特別免許状制度の改善)

(2) 盲・聾・養護学校に係る免許制度の弾力化

(3) その他の弾力化の措置

以上の説明があった後、山田専門委員から配付資料「カリキュラム等特別委員会審議経過報告に対する意見書」に基づき、次の項目・内容について説明があった。

1) 総括的意見1：とくに文部大臣からの諮問事項に即した答申への要望

報告書で提案されている中には、現状に対して、きわめて大胆な構造的な改造を伴う問題も含まれており、その趣旨に賛同するにしても、現実の対応を具体的に考慮した場合には、相当に困難の予想されるところもあり、答申の取り纏めに当たっては十分な配慮を望むが、いくつかの点について意見を申し上げたい。

- (1) 経過的には、マクロ的視点よりみた検討とミクロ的視点よりみた検討を経て、提言にいたっているわけだが、提言の精神の中には、同意できる考え方が多くみられるにもかかわらず、マクロ的視点とミクロ的視点のアプローチの間に矛盾がみられるし、具体的な内容もマクロ的視点より見た考え方とは異なるものとなっている点があるように思われる。
- (2) 大学における教職課程の充実のために、大学の創意工夫を展開していく上で重要な事柄が多く含まれているが、それが教員の基礎資格ないしは免許基準として定めるのに果して妥当かを考えると、なお疑念の点があるように思われる。
- (3) 大学の創意工夫を求めているながら、具体的提言では、とくに「教職科目」に関しては、画一化、硬直化、質的低下、細目の規制に陥る可能性が含まれているのではないかと感じられる。
- (4) 今後、中央教育審議会による教育改革構想の全体像が提示されることによって、教員の資格や資質の問題について、新たな問題が提起される可能性があり、現行免許法が施行されて10年にも満たないことから、当初の文部大臣の諮問事項になるべく限定

する方向で提案されることが望ましいと考える。

- (5) 諮問事項の中にある修士課程の積極的な活用については、今後の重要な課題であるので、十分な検討を望む。

2) 総括的意見2：教職の地位向上に関する視点への要望

報告の意見には直接関わらない点であるが、教師の資質能力の検討に際しては、基本的には、教職の社会的地位の向上と教職への優れた人材の吸引力をどのように確保するかを積極的に考えられることを望む。

3) 各論的意見：教職科目の比重の増大や教職科目の内容についての要望

- (1) 教職離れへの対応と「教職科目」の基準引き上げの矛盾について
- (2) 基準の弾力化に逆行する基準の引き上げになる心配について
- (3) 昭和63年改定法による新設科目の実態調査の結果と提案の矛盾について
- (4) 新しい教職科目の意義とそれを直ちに免許基準とすることへの疑問について
 - ①教職ガイダンス科目の新設の意味
 - ②総合演習科目の設置の意味
- (5) 教育実習の充実への焦点化の要望について
 - ①教育実習の参加条件を大学毎に定め、実習参加者を絞る、②教育実習における大学側の指導体制、担当者を明確にする、③教育実習における履修内容に含むべき事柄を明確にする、④教育実習の評価のあり方について実習生の自己評価をも含んだ教師への成長のための評価とする、⑤附属学校や公立学校の責任ある実習協力校については、教育実習に必要な一定の条件整備を講

ずる、⑥主たる実習校は免許校種（例えば中学校）とするが、他校種の参観、授業参観を義務づける、⑦教育実習ノート（実習中のすべての事柄）の記入を義務づけ、実習担当教諭及び大学教員は実習ノートを指導する、⑧教育実習を5週として、1週40時間とすれば200時間、通常の講義時間数をもって単位に換算すると、約8単位に相当するが、実質5単位を与える（そのうち1単位は事前事後指導とする）。

4) その他の意見

- (1) 今回の提言にあるカリキュラムの構造転換について、今後、さらに具体的・説得的な提言を行うためには、初等教育と中等教育の教育目標とその差異及びその変化等と、教科に関する力量にもっと注目してほしい。
- (2) 修士課程の問題については、別に検討するようであるが、専修免許状の一つの要件として最小限の共通の履修基準を設けることを望む。

以上の説明について意見交換が行われた後、委員長から、本日議論頂いた意見書を国大協の意見として教育職員養成審議会に提出することとしたい旨諮られ、了承された。

2. 義務教育教員志願者に対する介護等体験の義務付けに関する新制度について

委員長から配付資料に基づき次のような説明があった。

教員養成に関する大変大きな問題として、先の国会で「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案」が成立した。

この法律の概要は次の通りである。

1) 趣旨

教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ教員の資質向上及び学校教育の一層の充実を図る観点から、当面、小学校及び中学校の教諭の普通免許状取得希望者に、介護等体験させること。

2) 制度の対象者

小学校及び中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者約8万人（義務付けを免除する者：①教育職員検定に係る者、②介護等に関する専門知識及び技術を有する者、③身体上の障害により介護等体験が困難な者）。

3) 介護等体験の内容

障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験。

4) 介護等体験の実施施設

盲・聾・養護学校又は社会福祉施設その他の施設。

5) 介護等体験の時期及び期間

18歳に達した後の相当期間→7日以上（省令で規定）。

6) 免許状申請に係る手続き（省令で規定）

- (1) 施設は、教員になろうとする者が介護等体験をしたことを証明する書類を発行。
- (2) 都道府県教育委員会への免許状の申請に当たっては、上記の証明書を提出。

7) 採用者の責務

採用に当たり、教員になろうとする者の介護等体験を勘案するよう努めるものとする。

8) 関係者の責務

- (1) 国、地方公共団体及びその他の関係機関等：介護等体験が適切に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (2) 介護等体験が行われる施設の設置者：介

護等体験希望者に必要な協力を行うよう努めるものとする。

(3) 大学等：学生の介護等体験が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

9) 施行及び適用

平成10年4月1日から施行，平成10年度の大学等入学者から適用。

3. 附属学校調査の結果報告について

委員長から，次のように述べられた。

附属学校調査結果報告の冊子が出来上がったので，この調査結果を基にして，それに本特別委員会メンバーによる座談会を開催し，その記録を加えて「国大協教員養成特別委員会の報告書」として，11月の総会までに取り纏めることとしたい。

本日は，座談会に向け附属学校の問題点等を把握するため調査結果の内容について説明を頂くこととしたい。また，山田・横須賀両専門委員に座談会で取り上げるテーマ・項目等について整理して頂いたので説明願いたい。

ついで山田専門委員から，調査研究活動の概要は前回原稿の段階で概略の説明をしたと述べられ，配付資料『国立大学附属学校調査報告書—今後の国立大学附属学校のあり方・役割等に関する教育政策論的総合研究—』に基づき，次の項目について説明が行われた。

1) 国立大学附属学校の在り方について（附属学校調査まとめ）

2) 附属校園長調査の概要

3) 附属学校副校長調査の結果の概要

4) 附属学校教員調査の概要

5) 訪問調査報告の概要

続いて横須賀専門委員から，「国大協報告書」に付け加える座談会の話題とする内容につい

て，配付資料「今後の国立大学附属学校園について」に基づき，次のような項目に纏めたとの説明があった。

【テーマ：国立大学附属学校園の過去・現在・未来について】

1) 国立大学附属学校園の意義と貢献度について

① 明治期から戦後新学制出発期までに師範学校附属校園が日本の近代的な公教育の水準向上に果たした役割と貢献度は非常に大きなものがある。

② 戦後の公教育の充実期において，教育の実践と研究の中で附属校園の役割に変化が生じた。

③ 義務教育教員の教員養成が大学において行われるようになり，開放制免許制度が採用されたことで，教員の養成過程での附属校園の役割が減少した。

2) 国立附属校園の現状と問題点

① 社会的役割の低下と公私立学校の充実とで附属校園は相対的に教育環境として遅れた状態に置かれ，その魅力は減殺している。

② 教育界における附属校園の存在理由において，伝統的教育研究の維持か研修的通過点か，の二極分解が進行している。

③ 前記二極分解の動向は附属校園における教育研究の内容，性格にもそのまま反映している。

④ 最近附属学校批判が高まり，危機感が生まれる中で文部省主導の開発研究や大学学部との連携による研究が進められつつある。

3) 国立附属校園の今後のあるべき姿・役割について

① 教員養成の過程で，学生教育にどのよう

- な役割を果たすべきか。
- ② 全国的な教育研究において各附属校園はどのような特色をもつのか、明示して取り組む必要がある。
 - ③ 教育実習、実験的研究に主眼を置かず、特色ある教育の校園としての行き方も認めることができるか。
 - ④ 附属校園の管理運営における大学・学部
の責任体制の確立とその中での附属校園側
の自主性の確立が必要である。
 - ⑤ 附属校園の任務の明確化、個別附属校園
における任務、方針の明示などの改革を前
提にして附属校園の教育環境、勤務条件を
改善する。
 - ⑥ 以上の改善、改革を進める中で大学・学
部と附属校園とが協議し、各大学が今後の
附属校園の体制について明示し、改革に取
り組む。
- 以上の説明について、座談会の話題・進め方

などの意見交換が行われた後、委員長から、本日は「附属学校調査報告書」の内容と、その報告書を纏められた立場から、附属学校を取り巻きどのような問題があるかなどの説明を頂いたので、次回は座談会方式で各委員・専門委員の忌憚のないご意見をお聞かせ願いたい旨述べられ、了承された。

4. 大学における教員養成の改善に関する研究について

委員長から、次のような説明があった。

本年3月に、大学における教員養成の改善に関する調査研究会から「教員の資質向上のための今後の方策について」第2次の報告書がされたので、本日資料として配付した、後ほどお目通し頂きたい。

最後に、次回は7月18日(金)に開催することとし、以上をもって本日の議事を終了した。

特別会計制度協議会

日 時 平成9年5月12日(月) 10:00~12:00

場 所 文部省1B会議室

出席者 (文部省)井上、佐藤、雨宮、林田、勝山、伊勢呂、矢野各委員
中西審議官、早田、山中、素川、早野各課長、三浦室長ほか
(国大協)井村、阿部、金森、梶井、武藤、丸山各委員
長谷川、小川、黒川、伊藤各専門委員

井村議長主宰のもとに開会。

初めに議長から開会の挨拶があり、ついで、井上事務次官から概ね次のような挨拶があった。

政府においては、行政改革、財政構造改革、教育改革等の6つの改革を実行すべく種々の検討が鋭意行われているところである。このうち、財政構造改革については、「財政構造改革五原

則」の中で、平成10年度から平成12年度までの3年間は「集中改革期間」として、歳出の改革と縮減は「一切の聖域なし」とし、平成10年度は、一般歳出の伸びを対9年度比マイナスとするという方針が示されていて、文部省関係では、国立学校の組織・定員等の見直し、授業料のあり方が検討課題の一つとされている。

来年度概算要求の取扱いについては、現時点

では政府としての方針は決まっていな、平成10年度の国立学校の概算要求は、既定施策・事業全般にわたってこれまで以上に厳しく見直しを行いつつ、特に緊急度の高いものについて精選して対応せざるを得ない状況にあると考えている。本日は、このような状況下における概算要求の取扱いについて忌憚のないご意見を伺い、ご協議をお願い申し上げます。

なお、大学における教育研究の円滑な遂行のためには、予算の確保もさることながらその適切な執行が重要である。そのため、文部省としては、大学への予算の配分にあたっては、それぞれの実績や努力の状況等を勘案し重点的に対応したいと考えている。

また、行政改革については、行政改革会議において、国の行政機関の再編及び統合の推進に関する事項が検討されており、国家機能のあり方の観点から、国立学校の独立機関化、又は地方移管、民営化についても検討の対象とされており、本日は、行政改革の動向についても説明申し上げたい。

最後に、国立学校特別会計を取り巻く情勢は、このように大変厳しいが、わが国の高度の学術研究及び人材養成に果たす国立大学の重要な役割を踏まえ、文部省として努力する所存であり、国大協各位のご協力とご支援を願いたい。

ついで、国大協側、文部省側出席者の紹介があったのち、議事に入った。

〔協 議〕

1. 平成10年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて

初めに、雨宮高等教育局長から、平成10年度国立学校特別会計予算の取り扱い等について大要次のような説明があった。

ただいま次官から説明があったように、政府において教育を含む6つの改革について検討がなされているところである。わが国の財政は平成9年度末で国債残高が約254兆円、国と地方を合わせた長期債務残高は約476兆円にのぼり、危機的状況にある。このため、政府・与党3党で組織する「財政構造改革会議」において、財政構造改革五原則（①当面の目標は2003年、②歳出の改革と縮減は「一切聖域なし」、③当面の平成10年度予算において一般歳出を対9年度比マイナス、④公共投資を含むあらゆる長期計画の大幅縮減、⑤国民負担率が50%を越えない財政運営）を定めて強力に財政構造改革を断行するということである。財政構造改革会議から、各分野にわたり見直しを求められているが、文教関係については、①義務教育、②高等教育（国立学校）、③私学助成、の3点であり、このうち、高等教育については、組織・定員等、授業料の在り方について見直しを求められている。

同会議企画委員会による各省ヒアリングがこの4月から始まり、文部省については去る4月15日にヒアリングがあった。その際、文部省として、国立学校の組織・定員等の見直しについて、①学部等事務の事務局の一元化；各大学の事務組織全体の見直しを行い、事務職員の定員について、第9次定員削減計画の実施を織り込みつつ、さらに合理化による300人の削減を上乗せすることにより約3,000人の削減を図り、事務職員全体の約1割を削減する、②国立大学の入学定員の縮減；教員養成課程の入学定員について、当分の間、教員採用者数の低迷が見込まれることから、5,000人程度の大規模な削減を図る。その他の学部の入学定員についても、18歳人口の減少期を迎え約5,600人の臨時定員を平成12年度までに全廃する、旨対応方針を述べた。

来年度概算要求の取り扱いについては、まだ政府として方針は決まっていないが、一般歳出を本年度に比べてマイナスにするという基本方針が既に示されているので、既定政策事業全般にわたって従来以上に厳しく見直し、経費の徹底した節減合理化、自己収入の確保について格段のご努力をいただきたい。また、機構及び定員についても、学部・学科はもとより研究所、附属施設等を含め多角的な点検・評価と徹底した見直しを行い、運用の工夫・改善や廃止転換等の努力をさらにすすめていただきたい。各大学等からの要求に対しては、質的充実に重点を置き、限られた予算、定員等の有効活用による各大学等の个性的で特色ある発展を期待し、量的拡充や後年度に多大な財政負担をもたらす組織の整備については厳に抑制することを基本に、当該大学等の検討成果も踏まえながら、構想の熟度や社会的要請等に応じて検討して参りたい。

続いて、林田学術国際局長から、大要次のような説明があった。

学術関係予算についても厳しい状況にあるが、学術審議会、測地学審議会等における答申や審議状況をも踏まえ、学術振興の諸施策をすすめている。学術審議会から平成4年度に「21世紀を展望した学術研究の総合的推進方策について」について答申をいただき、その後、学術国際交流の推進、地球環境科学の推進、センター・オブ・エクセレンスの形成、人文・社会科学の推進、等々について、まとめをいただいております。さらに現在、科研費制度の見直しのほか、評価に係る国の大綱的指針を踏まえた学術研究における教育評価、さらに、情報学研究、クローン研究における問題点など、新たな課題を検討いただいている。また、測地学審議会に

おいても、地震火山の予知計画の見直しがすすめられているので、これらの結果も考慮に入れながら今後の学術研究の施策をすすめていきたい。一方、昨年7月に「科学技術基本計画」が閣議決定され、その平成8年度からの5カ年計画にもとづき各種の施策をすすめているが、平成9年度予算について、科研費をはじめとする研究費、ポストドク1万人計画にもとづく人の問題等について、かなり前進をみる事ができたと思う。

現在、多額の税金が研究費に投じられているが、研究費の有効使用、研究機関の効率的・効果的機能整備、国民へのアカウントビリティが要請される所であり、大学としてすぐれた業績をあげることや自ら厳しい研究評価を行い、主体的に自己改革を果たすことが強く求められていると思う。それぞれの大学において、これまで以上に現在の研究組織、事業、経費等を徹底的に見直し積極的な改善の努力をお願いしたい。

平成10年度各大学からの概算要求については、このような見直し、改善の努力のもとに、①共同研究体制の整備に重点を置いた研究所や研究施設等の整備、②研究設備の高度化・共同利用化や学術情報基盤の充実等学術研究の基盤を培うための研究条件の整備、③総合的、計画的な対応が必要な大型の基礎研究や学問の新しい発展の中核となる先導的新分野の展開のための研究の推進、④世界の学術研究の進展に寄与するための国際交流・協力の促進等について、構想の熟度、社会的要請等を勘案し、適切に対応したい。

ついで、勝山文教施設部長から、大要次のような説明があった。

国立学校の教育研究環境の改善については、

ここ数年来順調にすすんできたが、今回の財政改革で厳しくなるうえ、施設の整備に関連し公共投資の抑制が話題になっていて、その意味では二重苦になっている。

平成9年度の文教施設関係予算は1,301億円であり、平成8年度の1,535億円に比べて15.2%削減された。その内訳は、老朽・狭隘化対応が最重点事項として前年度比50億円増の548億円、大学改革の対応として187億円、附属病院の整備が496億円、独創的・先端的学術研究の基盤整備が70億円である。施設の狭隘の改善を図るために平成6年度に基準面積を改定したが、平成9年度において定員外の外国人留学生のための施設についても一般の学生と同じ面積基準に改め、また、研究者の国際交流の増大に伴い研究者の交流施設を新たに設置することとした。

前述のとおり、9年度の文教施設予算は8年度に比べて15.2%マイナスになったが、ただ、8年度は補正予算で別途397億円がつき、これの執行は9年度になるので、実質的には約1,700億円ということになる。仮に10年度も1,300億ベースであるとする、今後一層厳しい状況に置かれることになる。来年度の概算要求については、基本的には、①施設の老朽化・狭隘化の解消に資するもの、②移転統合・附属病院の再開発等の既定計画に基づくもの、③新たな需要に対応するもの、等について検討するが、特に、いわ

ゆる義務的経費が相当なウェートを占めるため、新規事業の採択は極めて難しくならざるを得ないと思っている。

なお、引き続き、老朽化・狭隘化の解消に向けて努力する所存であるが、今後、施設を有効かつ大事に使用し耐用年数を延ばすようにしていただくことも重要な課題と思うので、よろしくお願い申し上げます。

以上をもって文部省側の説明を終わり、このうち、主として次の事項について質疑応答・意見交換が行われた。

- 留学生センターの設置促進について
- 施設の狭隘の改善、特に大学院について
- 大学院学生への支援（奨学金の充実等）について
- 施設の有効利用について
- 教員養成課程の入学定員について
- 大学事務職員の削減について
- 大学事務の一元化、事務の合理化、弾力化について
- 産学協同について

以上の意見交換があったほか、国立大学に関わり最近の行政改革の動向及びこれらに対する文部省としての対応方針について説明があった。

以上をもって閉会した。

第100回総会国立大学協会事業報告

(注) 第99回総会より今総会まで

1. 諸 会 合 (56回)

(1) 第99回総会

8.11.13 (水)

8.11.14 (木)

(2) 理事会

9. 3. 3 (月)

9. 6. 2 (月)

(3) 常務理事会

9. 2. 6 (木)

9. 3. 3 (月)

9. 5. 6 (火)

(4) 第66回事務連絡会議

8.11.15 (金)

(5) 常置委員会 (23回)

1) 第1常置委員会 [理念, 体制・組織, 管理運営]

(主要審議事項) ①国立大学制度の最近の動きについて

②教育・研究支援体制について

(委員会開催状況)

9. 5.30 (金) 本委員会

2) 第2常置委員会 [入学者選抜]

(主要審議事項) ①国立大学の平成11年度入学者選抜の基本方針

②平成10年度国立大学入学者選抜における留意事項

③大学入試センター試験の改善方策等について

④平成10年度第2次試験実施に係る協議の取扱い

⑤大学入試の将来ビジョンについて

⑥留学生の入学選考の改善方策について

(委員会開催状況)

- 8.12.19 (木) 入試将来ビジョン検討小委員会
- 9. 2.27 (木) 入試将来ビジョン検討小委員会
- 9. 5. 7 (水) 本委員会
- 9. 5. 7 (水) 入試将来ビジョン検討小委員会

3) 第3常置委員会〔教養教育, 学部専門教育, 学生生活〕

- (主要審議事項) ①衛星通信大学間ネットワークの有効活用方策
②就職協定廃止の経過と今後の対応

(委員会開催状況)

- 9. 3.14 (金) 本委員会
- 9. 4.25 (金) SCS小委員会
- 9. 6.13 (金) SCS小委員会

4) 第4常置委員会〔教職員の待遇改善〕

- (主要審議事項) ①教室系技術職員の位置づけと待遇改善について
②国立大学教官等の待遇改善に関する要望について
③人事院勧告の取扱いに関する要望について

(委員会開催状況)

- 9. 1.23 (木) 作業委員会
- 9. 3.17 (月) 作業委員会
- 9. 4.25 (金) 作業委員会
- 9. 5.28 (水) 作業委員会
- 9. 5.28 (水) 本委員会

5) 第5常置委員会〔学术交流〕

- (主要審議事項) ①UMAP国際事務局の設置について
②留学生の入学選考の改善方策について

(委員会開催状況)

- 9. 1.27 (月) 本委員会とUMAP小委員会との合同委員会
- 9. 3.27 (木) UMAP小委員会
- 9. 5. 6 (火) 本委員会

6) 第6常置委員会〔財政〕

- (主要審議事項) ①平成9年度特別会計予算について
②当面する諸問題について

(委員会開催状況)

- 9. 3.17 (月) 本委員会と学生納付金等検討小委員会との合同委員会

7) 第7常置委員会〔研究, 大学院, 生涯学習, 学術情報〕

- (主要審議事項) ①産学協力の推進と兼業のあり方について
②学術情報について
③情報公開について
④助手問題について

(委員会開催状況)

- 8.12.13 (金) 本委員会
9. 1.17 (金) 本委員会
9. 2.21 (金) 本委員会
9. 4. 3 (木) 本委員会
9. 4.30 (水) 本委員会
9. 6. 2 (月) 本委員会

(6) 特別委員会 (14回)

1) 医学教育特別委員会

- (主要審議事項) ①医学部 (医学科) の4年制コースについて
②医学教育と学位について

(委員会開催状況)

- 8.12.24 (火) 専門委員会
9. 1.17 (金) 専門委員会
9. 2.13 (木) 本委員会
9. 5.13 (火) 本委員会

2) 教員養成特別委員会

- (主要審議事項) ①教員養成課程の在り方について
②附属学校に関する調査について

(委員会開催状況)

9. 1.28 (火) 作業委員会
9. 2.28 (金) 作業委員会
9. 5.15 (木) 作業委員会
9. 5.15 (木) 本委員会

3) 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会

- (主要審議事項) ①高等教育における国立大学の位置と使命

(委員会開催状況)

9. 3.10 (月) 本委員会
9. 3.24 (月) 本委員会
9. 4. 3 (木) 本委員会

9. 4.14 (月) 本委員会

9. 5. 9 (金) 本委員会

9. 5.15 (木) 本委員会

(7) 特別会計制度協議会

9. 5.12 (月)

(8) その他の諸会合 (10回)

8.12. 5 (木) 全国大学高専教職員組合 (全大教) との懇談

8.12.12 (木) 文部省と国大協との懇談会

8.12.13 (金) 就職問題懇談会

8.12.19 (木) 全国高等学校長協会との懇談会

9. 1. 8 (水) 就職問題懇談会

9. 1.17 (金) 就職問題懇談会

9. 2.17 (月) UMAP国際事務局設置検討会

9. 3.24 (月) 就職問題懇談会

9. 3.27 (木) 全国大学高専教職員組合 (全大教) との懇談

9. 6. 9 (月) 就職問題懇談会

2. 要望その他の諸活動

8.11.20 育英奨学事業の在り方に関する調査研究協力者会議におけるヒアリング

9. 1.23 教育課程審議会総会におけるヒアリング

9. 1.28 第15期中央教育審議会におけるヒアリング

9. 4.23 「今後の育英奨学事業の在り方について」につき意見提出

9. 5.14 文部省主催「教育改革フォーラム」における意見陳述

9. 5.28 行政改革委員会規制緩和小委員会におけるヒアリング

3. 要望書の受理

前回総会以後、本協会宛に提出された要望書等は下記の通りである。

受付日	提出団体等	要望事項等	関係委員会
8.12. 3	第20回国立大学48工学系学 部長会議総会	1. 大学院博士前期 (修士) 課程の学生 定員の増加について 2. 大学院の教育環境の整備促進につい て	第4常置委員会 第6常置委員会 第7常置委員会

		<p>3. 大学院における事務組織及び教育・研究支援職員の充実について</p> <p>4. 大学院博士後期課程学生に対する奨学生の給付及びリサーチアシスタントの充実について</p>	
9. 2.18	全国大学高専教職員組合	<p>1. 教務職員制度廃止の結論を早急に出すこと</p> <p>2. 1999年度までに全教務職員定数の振替を実現させ、調整給実甲措置のタイムリミットへの緊急の対処を具体化すること</p>	<p>第4常置委員会</p> <p>第6常置委員会</p> <p>第7常置委員会</p>
9. 2.21	国立大学農学系学部長会議	<p>国立大学農学系学部附属施設の整備・充実について</p> <p>(1) 技術系職員の定員確保と増員</p> <p>(2) 教官組織の充実</p> <p>(3) 建物・施設・設備の整備・充実</p>	<p>第4常置委員会</p> <p>第6常置委員会</p>
9. 3.11	平成8年度夜間主コース設置大学学部長会議	<p>1. 夜間主コース専用施設及び設備の充実について</p> <p>2. 夜間主コース担当教職員に対する処遇について</p> <p>3. 夜間主コースの教育支援体制の充実について</p>	<p>第4常置委員会</p> <p>第6常置委員会</p> <p>第7常置委員会</p>
9. 3.27	全国大学高専教職員組合	<p>教員の「任期制」法制化を行わないよう特段の配慮と関係機関への働きかけを行うこと</p>	<p>第1常置委員会</p>
9. 6. 5	全国大学演習林協議会	<p>1. 教育・研究林としての基盤整備費の新設について</p> <p>2. 建物・施設の充実と演習林関連経費の増額について</p> <p>3. 大学院演習林の充実について</p>	<p>第4常置委員会</p> <p>第6常置委員会</p>

4. 刊 行 物

平成9年2月 【会報】第155号

平成9年3月 【平成8年度国立大学協会訪英調査団報告書】

平成9年6月 【会報】第156号

平成9年6月 【行財政改革の課題と国立大学の在り方】

／ 諸 会 合 ／

平成9年5月～6月

5月6日(火)	10:00	常務理事会
	13:30	第5常置委員会
7日(水)	13:00	第2常置委員会
	15:00	第2常置委員会入試将来ビジョン検討小委員会
9日(金)	10:30	国立大学の在り方と使命に関する特別委員会
12日(月)	10:00	特別会計制度協議会
13日(火)	13:30	医学教育特別委員会
15日(木)	10:30	教員養成特別委員会作業委員会
	13:30	教員養成特別委員会
	13:30	国立大学の在り方と使命に関する特別委員会
28日(水)	9:00	第4常置委員会作業委員会
	10:00	第4常置委員会
30日(金)	13:30	第1常置委員会
6月2日(月)	13:00	第7常置委員会
	13:30	理事会
13日(金)	13:30	第3常置委員会SCS小委員会
17日(火)	10:00	第100回総会〔第1日〕
	12:00	理事会
18日(水)	10:00	第1常置委員会
	10:00	第2常置委員会
	10:00	第3常置委員会
	10:00	第4常置委員会
	10:00	第5常置委員会
	10:00	第6常置委員会
	10:00	第7常置委員会
	13:30	第100回総会〔第2日〕
19日(木)	10:00	教員養成特別委員会
20日(金)	10:00	第67回事務連絡会議
	16:00	幹事・専門委員懇談会
30日(月)	13:30	第2常置委員会入試将来ビジョン検討小委員会

「えがりてネットワーク」に参加して ——男女共同参画推進連携会議について——

お茶の水女子大学長 佐藤 保

男女共同参画推進連携会議の第1回会合が開かれたのは、昨年の平成8年9月3日のことであった。「えがりてネットワーク」とも呼ばれるこの会議は、すでによく知られているように、平成6年7月12日の閣議決定により、我が国における男女共同参画社会の形成をめざして内閣総理大臣を本部長とする「推進本部」が設置されたことに始まる一種の国民会議であり、本部の下には政策の諮問機関である「男女共同参画審議会」と、国民的な推進と連携のための「男女共同参画推進連携会議」が置かれることになったものである。平成8年12月には、男女共同参画問題に取り組んで来たこれまでの経過と今後の行動計画をまとめた『男女共同参画プラン—男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画—』が公表され、推進連携会議の役割・組織が詳しく述べられている。

推進本部の実質的な主宰者は副本部長の内閣官房長官（女性問題担当大臣）であるが、官房長官名による第1回の男女共同参画推進連携会議の開催通知には、会議の主旨が次のように記されている。

男女共同参画社会づくりに関して広く各界各層との情報及び意見の交換並びにその他の必要な連携を図り、もって、男女共同参画社会づくりに向けても国民的な取組を推進するため、「男女共同参画推進連携会議」を開催する。

この「各界各層」は、本部委嘱の有職者（11名）と国内の多くの団体・組織（67団体）からの被推薦者によって構成されていて、国立大学協会からは太田次郎氏（前お茶の水女子大学長）が団体推薦の構成員の一員として加わった。私は今年2月、太田氏の退任の後をうけてこの会議に参加することになった。

同会議並びに関連する諸行事については、推進本部の事務を担当する総理府・男女共同参画室が編集・発行する男女共同参画推進本部ニュース「えがりて」（égalité）によって逐一伝えられているので、ご存じの方も少なくないと思う。「えがりて」は本部の諸活動のほかにも関連団体等の男女共同参画に向けてのさまざまな動きや情報を伝えており、それを

見ていただければよいのであるが、以下は実際に同会議に参加した私の感想をまじえた簡略な報告である。

本年2月以来の男女共同参画室主催の会合と本部関連の動きを、時間を追って述べると次のようになる。

○2月18日 「男女共同参画社会の形成の促進に関する主要省庁の課題、国連総会第3委員会、女子差別撤廃委員会について聞く会」

本会合では、男女共同参画社会の形成に向けての主要省庁の課題等が、平成9年度の関連予算の説明とともに行われた。

○3月17日 「第2回男女共同参画推進連携会議」

本会議には私は他用のために参加できなかったが、第1回会議以後の活動報告と下記の諸団体による男女共同参画の活動状況等に関する報告があり、参加者全員による意見・情報の交換が行われた。

- ①経済団体連合会
- ②日本弁護士連合会
- ③日本女性科学者の会
- ④北九州市

また同会議において男女共同参画社会の形成の促進に関するイラスト・写真・標語の募集が決定された。（「えがりて」113号、1997. 5. 15参照）

◇この後、3月19日の国会において「男女共同参画審議会設置法」が成立し、4月1日に同法は施行された。

○4月17日 「国連婦人の地位委員会について聞く会」

本会合では、第41回国連婦人の地位委員会に参加した政府代表団（有馬真喜子代表以下、主要省庁の代表、計12名）による同委員会の詳しい報告があった。

○5月21日 「諸外国のナショナル・マシーナリーについて聞く会」

男女共同参画に向けての各国の本部機構の実態を聞く会であり、カナダ・韓国・オーストラリアの状況を調査した大澤真理氏（東京大学助教授）と、フィリピンを中心にアジア太平洋地域の現状について調べた橋本ヒロ子氏（十文字学園女子大学助教授）の報告を聞いた。

◇前述の男女共同参画審議会設置法の施行にともない、5月30日に25名の審議会委員の発令があり、6月16日に第1回の審議会が開催された。同会議には総理大臣から2件の諮問があり、男女共同参画推進本部の活動は本格的な軌道に乗ることになった。

○6月27日 「第3回男女共同参画推進連携会議」

本会議では、第2回会議以後の活動報告があったほか、今回は下記の3団体による男女共同参画の活動状況等に関する報告が行われた。報告の後は前回同様、参加者全員による活発な意見・情報の交換がなされた。

- ①日本労働組合総連合会
- ②JA全国女性組織協議会
- ③日本女医会

以上がこの間の会議等の動きであるが、先月の7月1日には『男女共同参画の現状と施策—男女共同参画2000年プランに関する報告書（第1回）』（男女共同参画白書）が刊行されて、いわゆる「男女共同参画2000年プラン」推進にあたっての課題と解決の方向づけが示された。その内容についてはすぐさま新聞等によって概略が報道されたが、要点は「経済大国の日本でなぜ女性の社会進出がおくれているのか」という点である。私の参加した上述の会議・会合の中でもくりかえし議論されていたのはまさにこの点で、国情・社会状況、そして国内のそれぞれの分野における条件の違いが、この問題の解決を難しくしている。

会議・会合ではいつも熱心な討論が行われていて、男女共同参画社会の形成をめざす関係者の熱い心情に心うたれる思いがするのであるが、国大協としても取り組むべき課題が少なくない。たとえば、「白書」にも記されているように、教育・学習面（「男女共同参画を推進する教育・学習」）での対応はその一つであり、特に高等教育における女性教員の割合が依然として低いことなどは大いに改善する余地があろう。男女共同参画社会を作りあげるためには、現状の男女教員の不均衡は鋭意是正の努力がなされなければならない。

さらに女性の大学への進学率が年々増加していること、また、より高度の知識・技能の習得を希望する女性社会人の増大等をふまえて、女性の社会進出をサポートするために、大学等における教育内容・方法の検討、社会人の再教育・生涯教育の推進は、我々の重要な責任であると考えてるのである。

要 望 書

行財政改革と国立大学の在り方について（要望）

平成 9 年 6 月 30 日
国立大学協会会長
井 村 裕 夫

わが国は現在大きな転機に立っている。巨額な財政赤字を抱え、健全な国家経営ができない状況にある。しかも戦後比較的良好に機能してきた社会の諸制度が行き詰まりを見せている。その意味で行財政改革は不可欠で、避けて通ることはできない。

しかし何よりも大切なことは、わが国の将来を展望し、より大きい発展をもたらすことができるような改革を断行すべきことである。このことは、「国家百年の計」と言われる教育の改革においてとくに重要である。

明治初年、当時の為政者は極めて苦しい財政状況の中で初等教育の普及につとめ、また外国人教師を招へいし、あるいは有為の青年を留学させて高等教育の確立につとめた。明治以来僅かな年月でわが国が欧米先進諸国に追いつき、分野によっては追い越すまでになったのは、何よりもわが国の教育制度の近代化が大きい力になったことは言うまでもない。

第二次世界大戦後は、旧制大学のみでなく各府県に大学が設置され、高等教育を受けた青年が社会のあらゆる分野に進出して、わが国の経済復興と社会の近代化の推進力となった。奇跡と言われたわが国の経済発展は、国公立大学で教育を受けた多数のすぐれた人材に負うところが大きい。従来わが国の大学では厳正、公平な入学試験が行われ、社会の各層から有為な人材が選出されて、社会の厚い信頼を得てきた。とくに国公立大学では家庭の所得や地域に関係なく、あらゆる専門分野への進学が保証され、人材の発掘と教育の機会均等に大きく貢献してきた。

一方、学術研究の面でも国立大学の果たした役割は大きい。現在のわが国が科学技術の面で世界の第一線に伍していけるのも、国立大学を中心とした高等教育機関や研究所における学術研究の発展と、すぐれた人材の育成に負うものである。こうした研究の発展はわが国の将来にとって不可欠の要素であり、今後とも国公立大学は、他の研究機関と協力して、一層の努力を続けて行かねばならない。

現在わが国の高等教育は重大な試練に直面している。財政赤字が累積する中で国立大学

の民営化、あるいは独立行政法人化が議論されている。しかし基本財産の乏しい国立大学を民営化すれば、教育研究機能の低下は避け難いものとなるであろう。そして授業料は上昇せざるを得ず、教育の機会均等は大きく損なわれる可能性がある。また研究者の育成にも支障を生ずることは明らかである。

確かに現在の国立大学は様々な問題を抱えている。それらに対する批判は大学として謙虚に受けとめねばならないし、現に多くの大学で改革が進行中である。国立大学は学長のリーダーシップを強化し、学問の自由と自立的発展を尊重しながら、時代の変化に柔軟に対応できる管理運営体制を確立しなければならない。そして国民に対するアカウンタビリティを明確にする努力を積極的に試みるべきであり、そのためには現在始められている外部、内部からの評価制度を一層充実したものにする必要がある。

大学における教育と研究は、長い蓄積と不断的努力があって初めて花開くものであり、中断されれば国際競争力を失うことは必至である。21世紀は「知」の世紀であると言われる。学術の発展とその基礎となる教育の充実なくして、国家の繁栄が期待できない世紀であろう。わが国の行財政改革がこのような新しい時代を先導するものになることを期待し、以下のことを要望する。

1. 高等教育制度の改革は、単に財政赤字削減という視点のみから進めてはならない。わが国の未来を左右しかねないこの重要な改革は、現状を詳細に分析し新しい世紀における大学の役割を十分に検討した上で行うべきものである。
2. 国公立大学の均衡のとれた発展を目指すべきである。世界のどの国を見ても、高等教育は公的教育機関のみでなされているか、公的教育機関と私的教育機関の併存の形でなされている。
3. 高等教育への国の投資は、先進諸国の中でわが国が最も低い。この状況を更に悪化させることは、国の将来にとって由々しき問題である。もちろん厳しい財政状況の中で、効率的な資金運用を行い節減できるところは節減すべきである。しかしわが国の将来を考えると大学への支援を安易に抑制してはならない。とくに学術研究の発展のための基盤整備は不可欠である。
4. 大学にとって、人文・社会科学と自然科学の調和ある共存は不可欠である。人類の生存が危機を迎える可能性のある次の世紀には、その必要性は更に高まるであろう。

5. 国立大学の適切な地理的分布は、わが国のあらゆる地域の発展に不可欠であり、戦後の各国立大学が地域で果たしてきた重要な役割を改めて認識されたい。
6. 現在検討されている独立行政法人についてはその内容が不明で、論評できない。しかし設置形態を変更しても、これまで国立大学が果たしてきた役割を継承して行くためには巨額な費用がかかることに変わりはない。設置形態の変更自体は長年にわたる学問の継続性に大きなひびを生じさせ、わが国の学問研究を著しく弱体化させる危険性があるので、行うべきでない。

〔要望先：内閣総理大臣，内閣官房長官，内閣官房副長官，
総務庁長官，大蔵大臣，文部大臣，自由民主党幹
事長他自由民主党関係者等〕

国立大学の施設の整備・改善について

平成9年7月1日
国立大学協会会長
井村裕夫

国立大学等の予算につきましては、厳しい財政事情の中で、種々ご配慮頂いていることに感謝を申し上げます。とくに科学技術基本法の制定を受けて科学技術基本計画が策定され、研究費が大幅に増額されましたことは、研究者に明るい希望を与え研究にはずみがつくものと期待しています。

しかしわが国の科学技術の一層の発展を図るためには、科学技術基本計画にも指摘されているとおり、施設・設備の改善が不可欠であります。とくに国立大学にあっては、昭和55年から平成4年までの間、施設整備費が著しく抑制されたため、新設大学及び統合移転中の大学を除いては建物の新営はほとんど行われず、著しく老朽化、狭隘化が進みました。平成4年以降補正予算によって施設はある程度改善されましたが、なお老朽建物が多く、不足面積も412万平方メートルに達しています（別添資料）。このことは国立大学の教育・研究に大きい影響を及ぼしています。講堂や実習室は老朽化、狭隘化が進み、新しく導入されつつある小人数教育のための施設はほとんどない状態で、教育のための諸施設は公私立大学に比し著しく劣る状態であります。また研究の面でも研究者、大学院学生などが研究する場所に困る状態となっており、折角増額された研究費が生きない状態となりつつあります。施設の整備は国立大学にとって喫緊の課題となっています。

しかも、平成9年度には施設整備費は平成8年度より減少し、私どもは大きい不安を抱えています。

現下の厳しい財政状況は十分に理解されるところでありますが、学術の進歩なくしてわが国の未来がないことも確実であります。とくに科学技術発展のための緊急の課題は、いま施設の改善であります。このため平成10年度の予算において、教育・研究の施設の整備・充実が是非図られるよう要望するものであります。

（ 要望先：文部大臣， 高等教育局長，
 文教施設部長 ）

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

平成9年7月9日
国立大学協会会長
井村裕夫

国立大学教官等の給与等の待遇改善については、人事院をはじめ関係機関の特段の配慮を得て改善がなされてきたところであり、関係各位のご努力に対して深く感謝する次第であります。

いうまでもなく、近年、教育改革の問題が焦眉の国家的課題とされ、大学についても、教育・研究の充実整備が課題となっております。この課題に応えるうえで、まず何よりも大学自身がその教育・研究体制の改革に取り組むことが必要であり、各国立大学が自己点検・自己評価を実施し、それを自らの大学の改革と活性化の契機とすべく努力しているところであります。

それとともに、大学の質的向上を図るには、その担い手である大学教官等に有為な人材を確保することが基本的な前提条件であり、それを充たすためには大学教官等の待遇改善を図ることが一つの必須要件であります。また、平成7年11月15日施行、公布された「科学技術基本法」では、国は、研究者等の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者等の適切な処遇の確保に必要な施策を講ずるものとしているところであります。

しかしながら、それはいまだ十分であるとは言い難い状況にありますので、さらに以下の諸点につき、ここに重ねて強く要望する次第であります。

記

1. 教育職（一）の俸給水準の引上げを行う等を含め俸給体系を是正すること。

大学は高等教育および学術研究を推進・発展させる中心的存在として社会の付託に応えて、その任務を果たしている。科学技術の著しい進展と国際化の時代にあって、その責務は益々増大しているところである。そのときにあたって、大学の教学の中心の担い手は大学教官であり、教育・研究について絶えざる情熱と高い能力を有する優れた人材を擁することは大学の根本であることに鑑み、その俸給をその職務と責任に見合う水準に引き上げるよう特段の配慮を強く要望する。特に近年、国立大学の教官の給与水準が民間企業研究所や私立大学のそれを大幅に下回っている実態が人材確保の障害の要因ともなっているこ

とに配慮しその急なる改善が待たれる。

また、助手について高校教諭の給与を下回る実態や教務職員の給与の頭打ち等の問題があり、これら職員の給与の格差是正を図る。

なお、以上の俸給水準の引上げと同時に特に中堅教官の給与配分について改善するとともに、現行の昇給延伸制度についても、教官の職の高学歴による高年齢就職等による特殊性に着目してその年齢の引上げを図る。

2. 部局長（学生部長，事務局長等を含む。以下「部局長等」という）について指定職の完全適用を図ること。

部局長等及び教育，研究の功績顕著な教授に対する指定職の適用拡大については改善が図られつつあるが、まだ十分な状況とはいえない。

指定職制度は、特定の職務就任を条件に適用するのが本来の趣旨であることを踏まえ、部局長等については、その在任期間中はすべて指定職俸給表が適用できるように措置する。

また、特に教育，研究の功績顕著な教授に対して指定職俸給表の適用をさらに拡大する。

3. 管理職手当の適用対象の拡大と増額を図ること。

近年、大学における管理運営の職責が益々重くなりつつある実情に鑑み、全学段階の委員等の学内教育行政の要職にある者について、管理職手当支給の途を開くよう配慮する。

なお、部局長等について指定職の完全適用を前項で要望しているところであるが、指定職が適用されるまでの間、引き続きその増額を図る。

4. 大学教官特有な職務に見合う手当として「大学研究調整額」（仮称）を新設すること。

大学教官は、高度の専門教育を行うばかりでなく、進展極まりない学術の研究について一定の業績を常に要請される。そのため、各種学会活動や独自の情報の収集等多様な教育・研究活動を遂行することが必須となっている。

しかしながら、このような多様な教育・研究活動に際して、自費から支出する研究費が少なくないことが、当協会財政基盤調査研究委員会が行った全国調査結果により明らかになっている。

この特別な経費負担に対する措置として「大学研究調整額」（仮称）の新設を図る。

なお、職務の特殊性に基づきすでに支給されているものとしては、義務教育教員には「教職調整額」、医師等には「初任給調整手当」等がある。

5. 夜間主コース担当教官に特別な給与措置を講ずること。

主として夜間に授業を行う大学・学部の教官は、昼・夜両コースの教育を担当しており、その勤務形態は特殊なものである。

また、夜間主コースでは主として社会人学生を対象としており、教育上多様な対応が必要である。

これらのことを考慮し、夜間主コース担当教官に特別な給与措置を講ずること。

6. 教育・研究支援職員等の待遇の抜本的改善を図ること。

当協会は、かねてから大学特有の専門職である技術職員等の教育・研究支援職員の抜本的な待遇改善を要望し、「専門行政職俸給表」の適用を切望してきたが、これら職員の現状が同俸給表を適用できる状況に置かれていないとされ、その適用が見送られてきたところである。

しかしながら当協会としても、教育・研究支援職員の在り方について、先に、各国立大学に対し、教室系技術職員の官職の整理と資質の向上を図るため、組織化および研修等についてその実現方を要請し、現在までに職員規模で相当数が組織化され、また、多くの大学において多様な研修が行われている。

この結果、「専門行政職俸給表」への移行のための条件が整った状況を踏まえて、当協会は第97回総会において専門行政職俸給表への円滑な移行を行うため、「教室系技術職員の専門行政職俸給表適用審査基準」を策定し、関係各方面にその実現方を要望してきたところであるが、当面、具体化の第一歩として、これら職員について専門職としての位置付けを明確にし、行政職（一）俸給表の中で一層の待遇改善を図ることを要望する。

また、大学における教育・研究支援職員の教育・研究に果たす役割は大きく、かつ不可欠なものであり、俸給表の種類にかかわらず、これら職員の俸給をその職務と責任に見合う水準に引き上げるよう措置する。

7. 大学の中堅職員（事務系）の待遇改善を図ること。

大学においては、事務長、補佐、係長等の定数が固定されており、豊富な職務経験、職務遂行能力を持つ適任者でありながら、昇任・昇格が限定されるために俸給の上で格差を生じている。このことは、大学の中堅職員等に職務遂行意欲を欠く原因ともなり、ひいては大学運営に重大な影響を及ぼす結果となりかねない。

また、特に近年教育研究の国際化に伴う国際学術交流や留学生受入れ、大学院の整備充実、教育研究システムの多様化、複雑化への対応等高度の専門性を要する新たな業務が激

増している。

よって、引き続き専門職制度を一層拡大するとともに、上位の級別定数について特段の措置を図る。

8. 看護職員の待遇改善を図ること。

医学・医療の進展に寄与する診療，教育，研究の場であることを使命とする大学病院において看護職員に課せられた任務は極めて高度化，専門化しており，その役割は重要なものとなっている。

また，看護婦等の人材確保の促進に関する法律が制定され，待遇の改善が図られてきているが，まだ十分とはいいがたい。

看護力の強化は，大学病院の運営にとって不可欠の課題であり，初任給を含む給与水準の引き上げを引き続き図る。

また，看護職員の勤務形態の特殊性等に配慮し，勤務環境の改善を図る。

〔要望先：人事院総裁，文部大臣，
大蔵省主計局給与課長等〕

国立大学附属図書館の整備充実に関する要望

平成9年8月11日
国立大学協会会長
井村裕夫

国立大学附属図書館の整備充実につきましては、平素格別のご理解とご配慮を賜っておりますことを深く感謝申し上げます。

近年、学術情報の量の激増と電子媒体の普及により、大学附属図書館の取り扱い資料と業務内容に大きな変化が生じ、図書館はそのあり方に大きな転換を求められています。もとより各大学において創意・工夫により対応を検討すべきところではありますが、制度的・財政的な支援も欠くことができません。

国の財政がきわめて困難な状況にあることは承知いたしておりますが、附属図書館は大学の教育研究活動の主要な基盤であることに鑑み、以下の諸点につきまして引き続き特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。

記

1. 図書資料購入費、特に学生用図書購入費の増額について

国立大学図書館関係予算のうち、図書資料購入費、特に学生用図書購入費は、約15年間にわたり、学生数の増加傾向に拘わらず横ばいないし減少傾向が続いている。しかし近年では、図書資料の価格の上昇、CD-ROM形態等の電子化資料の増加などにより、各大学とも予算上困難な状況に悩んでいるのが実状である。この状況は、学生のための魅力ある教育環境づくりを重視する観点から、さらに外国人留学生のための設備充実の観点からも特に改善が求められるところである。そこで、図書資料予算、特に学生用図書資料、外国語図書資料などの費目の増額について特段の配慮をいただきたい。

2. 専門的能力をもった図書館職員の確保について

近年の図書館業務の電子化・高度化に伴い、図書館職員には、最新の技術に即応して図書業務をこなす、機器等を管理し、また、地域社会への貢献、生涯学習への貢献等を含む新しいサービス業務を企画・設計・実現するなど高度の知識・能力が要求されるようになっている。大学の職員の定員削減が続いている折から、図書館職員のみについて純増を望むことは事実上不可能であろう。しかし、図書館に研究開発機能を付与し、それに応じた

スタッフを配置するとか、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの配置を可能にするとかの措置をとる余地は残されているように思われ、その線に沿った努力をしている大学も多い。そこで、そのような方向での努力に対する格別の理解と配慮をいただきたい。

3. 共同保存図書館の建設に向けて

日に日に増加する図書資料を収納し適切に保存するスペースの不足は、各大学が共通に抱えている根本的な悩みの一つである。この問題に対して、保存書庫の建設の必要は以前から提起されてきたが、各大学にこれを備えるのが困難であることも理解できる。そこで国立大学図書館協議会では、全国の大学が共同で利用できる共同保存図書館の設置を提案している。このことについては、設置場所や管理主体、運用など、具体的な検討を要する点を未だ多く残しているが、何らかの形で共同保存図書館の建設を目指すことの必要性をご理解いただき、このような解決策が一日も早く実現するよう配慮いただきたい。

以上

〔要望先；学術国際局長，学術国際局〕
審議官，学術課長

「大学の教員等の任期制に関する法律」の施行に関連する要望書

平成9年8月4日
国立大学協会会長
井村裕夫

本年6月13日に公布された「大学の教員等の任期制に関する法律」の施行に関連して、以下の諸点を要望する次第であります。

1. 任期付き教員の給与等の処遇の改善について、特段の検討をお願いする。
2. 前項のほか、教育研究条件の整備等、衆議院文教委員会及び参議院文教委員会の附帯決議の各事項について、特段の配慮をお願いする。
3. 助手について、多様な職務に従事している実態にあるので、職務に応じた適切な名称変更の検討をお願いする。
4. 大学によっては、教員の他大学への転入出傾向が顕著であったり、あるいは、いわゆる研究助手が僅少であるなどの状況があるので、流動化を目的として実情に応じて行う教育研究の活性化のための努力についても、同様に適切な評価をされるよう希望する。

〔要望先；官房長，高等教育局長，
学術国際局長等〕

資 料

医学部（医学科）4年制コース創設の提言

平成9年6月17日
国立大学協会
医学教育特別委員会

創設にあたって

文部省21世紀医学・医療懇談会の審議経過からも明らかのように、これからの医学部では、諸外国と同様に、高い倫理観、強い使命感をもつ、能力ある医学研究者・医師適性者の入学、育成が望まれる。

しかし、高校卒業者（18歳人口）を主な入学対象とする現在の制度では、必ずしも医学部志望者としての自覚・動機付けを持った、適任者が入学、学修するとはいえない状況下にある。さらに、入学選抜方法についてもその多様化など、なお改善すべき点がある。

一方、非医学系学部卒業者を医学部入学の対象者と考えるとき、一般的にみて受験者の医学学修の意志や、人間性・対話能力・医学適性は、高校卒業時点よりは評価しやすい。また近年、医師の資格のある基礎医学研究者の養成が要望されているが、隘路のひとつに、基礎科学・技術の修得が現在の医学部教育では十分でないことが挙げられる。しかし、非医学系学部卒業者に対する入学選抜が適正になされたときは、医学以外の専門分野に関して能力のある人が受験、合格する可能性が高くなると考えられる。

さらに入学選抜の改善と関連して、編入選抜は、分離分割制度と異なり、実施方法、期間に特別の制限がなく、大学の判断で思い切った選抜が、現行ですでに可能であり、その結果、いわゆる偏差値に依存することなく多様な学生を選抜できると考えられる。

結論として、大学卒業者を対象として編入選抜による4年制コースを創設することは、現在まで医学部が推進してきた医学教育改革に加え、入学選抜や人材育成の多様化に貢献し、また医学教育に新たな展開が加わり、さらに基礎医学研究の活性化に役立つものと期待される。

従って本委員会は、21世紀医学・医療懇談会の提言を考慮し、社会に開かれた医学を自覚し、21世紀の医学の在り方を展望して、これからの医学教育改革のひとつの大きな柱として、次の編入選抜による4年制コースの積極的導入を提言する。

提 言

6年一貫の医学教育とは別に、3年次編入による4年制コースを、平成10年度以降、各大学の判断で、かつ以下の記載を参考にして、積極的に導入することを提言する（註1）。

目 的

社会のニーズに的確に対応する、目的意識のある、医師、医学教育・研究者を養成するとともに、入学選抜・医学教育の改革を目指す。

入 学 資 格

大学卒業者または卒業見込みの者（学士入学）。

人 数

現定員内で、各大学が定める。

入 学 選 抜

選抜にあたっては、とくに

- (1) 医学部志望の動機、目的意識
- (2) 人間性・コミュニケーション能力
- (3) 非医学専門能力（他学部での教育によって得た基礎科学能力）
- (4) 医学教育／研究者、医師としての適性

を、各大学が適当と考える基準及び方法で、多角的に詳細に検討する。

実施時期については、各大学の判断で良いが、実施にあたっては合否の判定まで、十分な時間をかけ入念に選抜することが望ましい。

入学後の教育

カリキュラム編成にあたっては、従来の医学教育の欠点を補うだけでなく、21世紀を展望した医学教育改革の精神が基調となることが望まれる。また、各学生の進路を尊重し、各学生がそれまで受けた他学部教育との有機的連繫をはかる必要がある。

そのためには、各大学が

- (1) 社会の要望を考慮して、教育目標、育成人材像の見直しを行うとともに
- (2) 現行カリキュラムの全面的見直し、再構築
- (3) 必修科目の圧縮・再編成とそれに伴う選択科目の増加
- (4) 学生の自主的学習意欲を基にした、課題学習・自学自習の積極的推進
- (5) 高学年における研究カリキュラムの導入、

とくに4年制コースでは学生の既得能力を高め、コースの特徴を生かすうえでも、学生個々のレベルで他学部で修得した非医学専門能力を発揮できる場をあたえることが望まれる。

- (6) clinical clerkship としての臨床実習の見直しと充実
- (7) チュートリアル制の活用、小人数教育の推進

などをはかる必要がある。

今後に残された課題

- (1) 上述の医学教育改革を支え維持するために,
 - a. 医学教育のありかたを検討し、向上をはかる支援組織としての医学教育を研究するセンター組織の各大学への設置
 - b. 研究カリキュラム導入に伴う財政的支援
 - c. 小人数教育, clinical clerkship, チュートリアル制実施に伴う人員増加 (非常勤講師, teaching assistants の増員を含む), 施設・設備の整備等

が必要不可欠である。

これらの実現に向け関係当局の努力が切に望まれる。

- (2) さらに、期待される学習効果をあげるには、教育・研究能力の高い教員の確保が前提となる。そのためには、大学としても、全国的に、現行制度を見直し、例えば任期制の導入等に基づく人事交流の推進、及び的確な教育評価の実施を真摯に検討する必要がある。

(註1) 大学によっては、カリキュラムの関係から2年次に編入させることも暫定的には可能とする。

産学協力の推進と教員の倫理

平成9年6月2日
国立大学協会
第7常置委員会

1. はじめに

大学では研究成果の公開が常に求められており、企業秘密を競争の源泉としている営利会社等とは基本的に異なる。その緊張関係に産学協力を健全に育成していく鍵があると考ええる。

昨年7月の「科学技術基本計画」(閣議決定)に続き、文部省は、「新しい産学協働の構築を目指して——産学の連携・協力の在り方に関する調査研究協力者会議まとめ——」(平成9年3月31日)において、産学協力の積極的姿勢を打ち出すとともに、本年4月から、受託研究・奨学金の受入協議手続きの簡素化、勤務時間外に企業において研究開発等に従事するための兼業の許可や企業施設で共同研究できる場合の拡大などの規制緩和を行った¹⁾。また、本年5月の「経済構造の変革と創造のための行動計画」(閣議決定)にも産学連携の推進措置が織り込まれた。

一方、昨年12月文部省は、公務に対する国民の信頼確保を目的として、「文部本省職員倫理規程」を制定した。学長、部局長及び教員(助手を含む。以下「教員等」という。)については、各大学において規程を整備することとされている。また、本年2月文部省は、国立大学附属病院における治験の受託について、被験者の人権尊重や透明性の向上を図る見地から、実施体制や受託契約内容の改善を行った²⁾。

すなわち、上述の「協力者会議まとめ」の産学交流を推進する考え方を踏まえた、倫理規程を含む、大学内体制の整備が急がれているということである。これらの整備は、産学の交流を冷却させるものであってはならず、産学協力の推進に資することを基本におくべきであろう。教員等が自らの倫理観に基づいて交流することでよいのではないかとの意見があるが、それだけでは十分でない。大学の使命に立脚した大学としての主体性が確保されるとともに、社会的な疑惑や不信を招くことのないよう透明性の高いルールが明示されていることが必要なのである。

「協力者会議まとめ」は確かに前進である。わが国の大学が例えば米国の大学と対等な競争を行うためには、引き続いて国際的に通用する仕組みの整備を図るとともに、慣行を構築していかなければならない。産学協力は、産業界にとって、米国の大学に対するのと同じようにメリットのあるものでなければならないが、同時にわが国の個々の大学(学部、研究所等)と教員等にとっても、米国と同様にメリットのあるものでなければならない。

2. 産学協力の規範

大学は、従来からの産業界との一般的関係をも含めた行動の規範を明示して透明性を確保し、我が国内外の評価を勘案して改善を行っていく必要がある。

規範の骨子は以下の4点であろう。

- (1) 公金の支出・運用に対して役割・権限をもつ教員等と、支出・運用の決定の影響が及ぶ企業や団体との間の産学協力（共同研究，受託研究，兼業など）を禁止する。奨学寄附金の受入れについても、これに準じる慎重な対応が必要である。

また、学識経験者として公金の支出・運用に関する審議会等（補助金交付，審査などに係る審議会等）の委員等を委嘱された教員等と，個別案件に係る審議会等の決定の影響が及ぶ企業や団体との間の産学協力・奨学寄附金の受入れについても同様である。

- (2) 技術や製品，企画，検査，免許などの政府・地方公共団体等による許認可についても，前項の(1)と同様である。
- (3) 産学協力の内容は学術及び学術に関連する分野に限られ，また公共の利益に反するものであってはならない。

公共性や透明性を確保しつつ協力の進展を図るために，学内に審査会を含む産学協力の支援体制を整備する。医学の分野にあっては，加えて，ヒトを被験対象とする場合の責任と倫理を大学の倫理審査規程等に基づいて明確にするなど，倫理的諸問題にも十分配慮することが必要である。

- (4) 大学の使命に留意し，国民全体の奉仕者であるという観点から，社会的な疑惑や不信を招くことのないよう，初任者研修等を通じて，産学協力の主旨と公開性，企業との交流の在り方を再認識し，モラルの確立に努める。

上記の4点は，大学が，教員等を対象とする倫理規程や各種ルールを整備するに当たり，準拠すべき規範として位置づけられよう。

各大学は，透明性の確保など産学協力の推進に関する諸問題について基本的な検討を行う全学的な委員会を設ける。

3. 産学協力システムの整備（国際競争時代に向けて）

- (1) 「協力者会議まとめ」も指摘しているようにこれからの産学関係はグローバル化を前提にして，整備を進めなければならない。

欧米とくに，米国の産学協力の仕組みは，企業から見ても魅力的なものであり，一方では大学の主体性の確保に配慮がなされている。透明性や大学間競争に資する面にも学ぶべきものが少なくな。国益に寄与するところ大である。透明性の追求によって産学関係が冷却しないのは，産業界とともに大学や教員等のメリットが留保されているからである。

わが国の大学とくに国立大学が，国際性を備えた存在として産学協力を行うために，とくに米国の大学と共通の仕組みを整備することを含めた，積極的な改善を行っていかなければならない。

以下に主要と思われる3点を述べておく。

- ① 大学ごとに，リエゾン機能³⁾を含む知的財産の移転の学内外の部署を育成する。
- ② 大学の責任で運営することができる特許とその仕組みをつくる。

そこでは，大学へのロイヤリティの配分によって，大学と教員等の利益が図られる。

- ③ 企業が負担する研究経費の中にオーバーヘッド分（大学の知的資産を利用する対価）を積算し、大学（本部、学部、学科等）の研究教育環境・機能の向上に資する慣行を確立する。ここでは、研究経費の中で、人件費⁴⁾等必要経費をも積算対象にする。
- (2) 共同研究や受託研究の弾力的かつ実効的な実施を図る上で、予算執行面での科目制限や繰越制限を緩和する必要がある。

- 1) 平成9年3月31日付文部省学術国際局長・会計課長通知「『受託研究の取扱いについて（昭和45年4月30日付会計課長及び大学学術局長通知）』及び『受託研究の取扱いについて（昭和57年5月26日付学術国際局長及び会計課長通知）』の一部改正について」、平成9年3月31日付文部省訓令第14号「奨学寄附金受入事務取扱規程の一部を改正する訓令」、平成8年12月26日付文部省人事課長通知「『職員の兼業の承認及び許可の手続等について』の一部改正について」、平成9年3月31日付文部省学術国際局長・人事課長通知「民間等との協同研究の取扱いについて」
- 2) 平成9年2月6日付文部省高等教育局長通知及び同局医学教育課長通知「国立大学附属病院における医薬品等の臨床研究の受託について」
- 3) 産学協力におけるリエゾン機能については、①産業界のニーズのチャンネルと大学の学術能力のチャンネルとを結び付け、両者の機能を効果的に発揮させて、産学の連携・情報交換を行う機能、②研究成果を情報発信して産と学をつなぎ、研究成果の技術移転サービスを行い、大学の知的財産の社会的還元を行う機能などが考えられる。
- 4) 現在、共同研究・受託研究の中で人件費を研究経費の積算対象としているのは、治験の事務、治験の進行等の管理、治験薬の管理等非常勤職員として雇用する者に支払う経費（賃金）を直接経費（管理的経費）として算出基準に明示している附属病院における治験の受託のみである（平成9年2月6日付文部省高等教育局長通知「国立大学附属病院における医薬品等の臨床研究の受託について」）。

「今後の育英奨学事業の在り方について」に対する意見について

平成9年4月23日
国立大学協会
第3常置委員会

1. 今後の育英奨学事業の在り方について

育英奨学事業の基本的考え方は従来と変わらないと思われる。つまり教育の機会均等の実現、英才の育成、人材の確保の3目標に応じて、諸方策を講ずる必要がある。たとえば、学生が個性化・多様化している現在の状況から、奨学金の貸与額に学生のニーズを反映させる等。

2. 大学院奨学金の充実方策について

わが国の大学は、一部に大学院重点化構想もあって、大学院教育に力を入れる趨勢にある。今後は大学院が人的・物的に大きく拡充されていくであろう。育英奨学事業はこれに対応すべきである。具体的には人数や額の増。特に博士後期課程の学生に対しては、優秀な人材の確保の見地から給付とされるべきことを、国大協の見解として述べ続けている。諸般の事情から容れられないでいるが、もし困難なら、返還免除制度の拡充などの代替策も検討すべきであろう。

3. 大学学部・高等学校等の奨学金の在り方について

学部卒の教育職・研究職にかかる返還免除制度は廃止されることになった。しかしながら、義務教育において情熱を燃やす良い資質の教員の必要性がますます高まる現状を想うとき、義務教育の教員に採用された者には、返還免除制度を再考すべきである。

4. 効率的な運営体制の在り方について

特になし。

5. その他改善を要する事項

- 最近の進学率の高まりからすると、経済的に就学困難な者は少なくないと思われるが、一部に止むを得ずアルバイトに時間を取られて、学業成績が思わしくない例も散見される。かかる学生にも奨学制度の恩恵に預かれる道を求めたい。たとえば第2種に奨学レンタルの要素を加味して、成績基準を緩和してはどうか。
- 学部学生の場合、家計基準について、自営業者と給与所得者との間の不公平感が以前のままある。見直しが必要である。

「留学生の入学選考の改善方策について」に対する意見

平成9年6月2日
国立大学協会
第2常置委員会

我が国における外国人留学生受け入れの障害として、留学コストの高さ、日本語習得の困難さに加え、入学選考をはじめとする一連の受け入れ体制が十分に整備されていないこと、特に我が国の大学等における留学生の入学選考は他国に比べ、わかりにくいことが指摘されている現状を踏まえ、このたび作成された「留学生の入学選考の在り方に関する調査研究協力者会議」による『留学生の入学選考の改善方策』の具体的提言：

(1) 各大学等における入学選考の改善

① 渡日前の入学許可の普及

母国の教育機関の成績や教官の推薦、母国の統一試験の成績に基づき、渡日前に入学を許可するシステムを開発し普及するとともに、統一試験の改善・利用と併せ、渡日前の入学許可を普及する。

② 大学院における研究生制度の見直し

当初からの正規生化の促進

③ 各大学での留学生受け入れの弾力化

選考の複数回実施等の改善や外国の大学での取得単位の認定や転入学・編入学制度の積極的利用

(2) 日本留学に関する統一試験の改善

従来の私費留学生のための私費外国人留学生統一試験及び日本語能力試験に代わり、新たに学部レベルのみならず大学院レベルをも対象とし、海外における実施体制をとり、年間複数回実施することに留意して試験の開発・実施を目指すこととするが、当面は、現行、私費留学生のための私費外国人留学生統一試験の内容を日本留学に必要な基礎学力を評価する観点から精選する。日本語能力試験の利用については、各大学の判断により、1級に限定せず、2級その他の試験結果も積極的に利用することが望まれる。

(3) 入学選考手続等の情報提供の充実

各大学等の留学生担当部局において入学選考の手続等をパンフレットやインターネットを通じて国内外に情報提供することを促進する。

(4) その他留学生の予約奨学金制度、留学センターの整備、日本語教育のため学内対応が困難な大学と日本語学校との連携を検討する。

について、本委員会として、大学での留学生受け入れのための入学選考の現状に鑑み、その基本的な方針を「了承」する。

また、「提言」の具体化については、今後、留学生政策懇談会で十分な検討がなされると思うが、各大学での留学生教育の現状から重要な関心事であることを考慮し、それらの検討状況を当委員会にも随時、報告願うことを強く要望する。

「留学生の入学選考の改善方策について」に対する意見

平成9年6月2日

国立大学協会

第5常置委員会

1. 留学生の受入・選考手続の整備は、かねて各国の日本留学希望者から強い要望が出されていたところであり、留学生の質および質の向上のために、提案の実現が望まれるところである。
2. 日本の各大学での留学に関する形式的小および実質的な情報が、インターネットなどを通じ、十分に世界の若い人に伝わることは極めて大切なことであると思われる。
3. 現在の「日本語能力試験一級」にかわる、留学を念頭においた実用的・実証的な日本語能力試験の開発は切望される所であり、実現すれば多くの大学において採用されるものと思われる。
4. 学力試験についても、本当に素質ある留学希望者を選抜しようとする内容および実施方法に抜本的に改善されることが期待される。
5. 大学院レベルについては、研究遂行に十分な学力および英語等の会話能力のあることを確認できる情報が不可欠である。他方、日本語能力については入学許可の要件としないこともありえよう。
6. 書類選考による入学許可から生じうるリスクを少なくする新たな制度を併せて導入することも検討に値する。例えば（ドイツの大学のように）学部学生につき、一定期間（例えば1年間）内の日本語能力試験合格を条件とする仮入学制度など。
7. 留学生選考手続の充実のためには、高度の専門的能力を備えた留学生担当職員の量的・質的な拡充と適切な人事運用が不可欠と思われる。
8. 直接、選考にかかわることではないが、「コミュニケーション手段としての言語」「外国語としての日本語」教育の方法論の確立とその国内外における普及、ならびにそのための教員養成の国家的施策の推進が早い機会に検討されることが望まれる。

「中央教育審議会 審議のまとめ（その二）」についての意見

平成9年6月10日
国立大学協会
第2常置委員会

平成9年5月30日に公表された「中央教育審議会審議のまとめ（その二）」について、書面ヒアリングの形で国立大学協会としての意見を6月12日までに提出するよう求められた。第2常置委員会を開いて協議する時間的余裕がないので、私見を以下に述べる。

それ以外の項目については、「審議のまとめ（その二）」に述べられていることに、基本的には賛成である。

1. 大学入学者選抜の改善

- (1) 選抜方法の多様化，評価尺度の多元化を図る必要があることは当然であり，現在多くの大学の入学者選抜方法の改善はその方向に向きつつある。しかし，その方法あるいは評価対象は，調査書，小論文，面接，実技，推薦文などの組み合わせに限られるのが現状である。「審議のまとめ（その二）」の記述もそれを越えていない。果たしてそれで十分であろうか。一人一人の能力・適性を大学入学者選抜において正確に判断し，評価するためのよりよき方法論の確立が急務である。
- (2) 「審議のまとめ（その二）」には，分離・分割方式の後期日程試験の募集人員を拡大し，入試方法の多様化を促進するために，日程を4月に繰り下げてもよいとされている。国立大学協会は，平成9年度入試から，分離・分割方式に統一するにあたり，後期日程に余裕を持たせるために前期を数日，前へ繰り上げる案を策定した。しかし，私立大学側と協議を行った結果，この案は賛成が得られず，日程を変えるに至らなかった。もし，後期日程の終期を4月に繰り下げの場合，国公立大学と私立大学の入試時期の関係をどのように調整するのか，あるいは十八歳人口減少期に，自ら積極的に入試時期を遅らせようとする大学がどれくらいあるのか，などの課題がある。
- (3) 「審議のまとめ（その二）」は，秋季入学の拡大の必要性について言及しており，しかも秋季の一般選抜を行う場合は，ペーパーテスト以外の多様な選抜方法，多元的な評価尺度によることが望ましいとしている。この秋季の一般選抜の実施については，様々な意見が出るであろう。その一つは，現在でも多くの大学・学部で多様な入試が実施されており，秋季の一般選抜が，教官，事務官の現体制で実施可能であろうか，とするものである。「審議のまとめ（その二）」で提案されているアドミッション・オフィスの整備が，秋季の一般選抜の実施のために必要であろう。

2. 大学教育の充実と学業成績の評価

「審議のまとめ（その二）」には，大学教育の充実と学業成績の評価の厳格化の必要性について述べている。大学教育の充実の必要性は当然であるが，「入学後の学業成績の評価の厳格化」について，

いとも簡単に述べられている。大学入試を、知識量の多寡を問うペーパーテストによる学力試験偏重を排して、多様な能力・適性を判断するために多様な方法と多元的評価方法を活用することが望ましいとしているのと対照的である。大学入学後の勉学評価を厳正に行うべきことは一般論として当然であるが、入学後の勉学評価についても多様な到達度、多元的評価尺度による評価を行うことが必要ではなかろうか。

3. 中高一貫教育の選択的導入

「審議のまとめ(その二)」には、中高一貫教育の選択的導入について提言されており、実施形態についても具体的に述べられている。この提言に従って、中等教育を複線化することに基本的に賛成であるが、述べられているその意義がそのとおり発揮されるためには、中高一貫が複線の主流であることが不可欠であろう。現在でも、国立、私立の中高一貫校は大学受験のためのエリート校化している。この提言に基づいて、少数の公立の中高一貫校が出現すると、同類のグループに参入する結果になりはしないだろうか。そうならないためには、できるだけ多くの学校で中高一貫を実現することが必要である。

4. 大学入学年齢の特例

「審議のまとめ(その二)」では、数学と物理の分野で希有な才能を持つ者に対し、高校二年修了により大学入学資格を与えることを提案している。将来、数学と物理だけでなく人文・社会科学、自然科学のすべての分野で、この制度の導入を考えるべきであろう。

新たな時代に向けた教員養成の改善方策に関する意見について

平成9年6月20日
国立大学協会
教員養成特別委員会

I 総括的意見1 とくに諮問事項に即した答申への要望

教育職員養成審議会カリキュラム等特別委員会における今般の総合的なご検討の成果に敬意を表します。今、我が国が21世紀を目前に新たな教育改革を目指していく中でとりわけ高度な教員の資質能力の持続的な再生と更新を確保していくことはきわめて重要な課題であります。その点に関して、貴特別委員会が、きわめて広い視野から、問題の所在とこれに応え得る教員の資質能力のあり方、及びこれを養成する教職課程のあり方を鋭意検討され、教員養成カリキュラムの基本構造の転換を含む大胆なご提案をいただいたことは、激しく変化する時代とその中で提起されている教育改革の課題に呼応するものとして、貴重なご提案を含むものと受けとめております。

しかし、提案されていることの中には、現状に対して、きわめて大胆な構造的な改造を伴う問題も含まれており、その趣旨において賛同いたしましても、現実の対応を具体的に考慮した場合には、相当の困難の予想されるところもあり、答申のとりまとめに当たっては十分にご配慮をいただきたい、当方に十分に検討協議する時間もなく誤解の点もあるかと思いますが、いくつかの点について意見を申し上げたいと思います。

総論的に言えば、(ア)経過的には、マクロ的視点よりみた検討とミクロ的視点より見た検討を経て、提言にいたっているわけですが、提言の精神の中には、同意できる考え方が多々みられるにもかかわらず、マクロ的視点とミクロ的視点のアプローチの間に矛盾がみられ、具体的な提言の内容は、マクロ的視点より見た考え方とは異なるものとなっている点があるように思われます。

(イ)その考え方には、「大学における教職課程の充実」のために、大学の創意工夫を展開していく上で重要な参考とすべき事柄が多く含まれていますが、それが教員の基礎資格ないしは免許基準として定めるのに果たして妥当であるかどうかという点から考えますと、なお疑問のある点が含まれているように思われます。

(ウ)とくに、貴特別委員会の全体としての精神としては、基準の大綱化、弾力化の方向で、大学の創意工夫を求めているながら、具体的提言においては、とくに「教職科目」に関しては、面一化、硬直化、質的低下、細目の規制に陥る可能性が含まれているのではないかと感じられます。

(エ)さらに、今後、中央教育審議会による教育改革構想の全体像が提示されることによって、教員の資格や資質の問題について、新たな問題が提起されてくる可能性があり、現行免許法が、昭和63年に成立、施行されてからなお10年に満たないことから、今般の検討の成果をふまえながらも具体的な提言事項に関しましては、当初の文部大臣よりの諮問事項になるべく限定する方向でご提案いただくことが望ましいのではないかと考えられます。もとより、ご検討の成果の大半は、今後の検

あ 討事項として、問題を投げかけていただくことは重要だと思いますが、一つの現実的な対応をお考えいただくことが必要ではないかと考えられます。

(ウ)その場合、諮問事項の中にありました修士課程の積極的な活用の点は、今後の重要な課題であり、十分にご検討いただきたく、現行免許法になってからの、修士課程における「教科又は教職科目」の活用の仕方については問題の残されている点があると考えられます。

II 総括的意見 2 教職の地位向上に関する視点への要望

総括的には、上記のお願いしたことと逆に、諮問事項には直接に関わらない点ですが、教師の資質能力の検討に際しては、基本的には、教職の社会的地位の向上と教職への優れた人材の吸引力をどのように確保するかを積極的に視野においていただきたいと考えております。我が国の近代教育の多くの成果は、それぞれの特徴を持った時代背景の中で、教職に優れた人材を集め、教職が尊敬される職業であったことによるものと考えられます。

かつて、師範学校で教育を受けた者には、近代初期には、旧士族の有識階層が多く集められ、やがてまた農民層の優秀な人材が吸収されて、教育界を担ってきました。

また、半世紀前の戦後教育改革において、旧制度下の矛盾をかかえながらも、大学を広く国民的な教育機関として再編するにあたって、「大学における教員養成」を原則とする制度改革が行われました。その結果、当初は、二年課程への依存も大きかったのですが、大学進学率がさほど高くない時期に、大学で教員養成を行うという原則は、教育界に多くの人材を集める要因であったといっよいと思います。高度経済成長の下で、大学の大衆化が著しく進むこととなりましたが、その時期には、教員の処遇を改善するための人材確保法が実施され、教育界に人材を招く一助となったと思います。

これらの点から考えれば、教職に優れた人材を集める方策をたてることが、将来に向けての教育改革と教育創造の根幹になると考えられます。そのためには、教職を変化した時代に即応して魅力ある職業となし、相応の待遇を講ずる必要があります。また、教職の社会的地位を高めるための不断の社会的努力が必要であります。

したがって、教員の資質能力を高めるに際しては、教職への志向を広く高い水準において確保するための前提条件についての考察が非常に重要ではないかと考えます。その意味でも、今次の提言においては、現行制度を基本とし、教育実習の改善充実、修士課程における教員養成の充実、初任者研修制度の充実と相まって、教職の地位向上に関する施策を重視していただきたいと考えております。

III 各論的意見 教職科目の比重の増大や教職科目の内容についての要望

(1) 教職離れへの対応と「教職科目」の基準引き上げの矛盾

前述（総括的意見 2）のような教職離れの状況が促進されている現状において、「教職科目」の基準引き上げをもって対処する方策の妥当性は、今少し吟味される必要があると考えられます。臨時

教育審議会答申以後、教職を社会的に支援するよりも、教職への不信感が語られ、公教育についても、民営化の方向をいっそう促進する方向が示されるなど、公教育の教師の社会的地位を維持し、発展させ、教職への信頼と尊敬を回復させるための意図的努力は比較的少なかったように思います。このことが、社会全体の文化的退廃及びそれと関連した青少年をめぐる困難な問題と相まって、有為の人材を教職からますます遠ざけてしまったように感じられます。また、この点、少子化に伴って、教職の相対的な社会的地位の低下にもかかわらず、教職への就職難が続き、有能な青少年を魅きつける吸引力は、著しく低下したとも考えられます。

これらの点を考慮すれば、教員養成系大学・学部以外の場合、大学の卒業資格とは別に履修しなければならない「教職科目」を増やすことは、若い有能な青年を魅きつけるどころか、かえって教職への機会から遠ざけてしまうことになりかねないと考えます。ことによったら、教職に就きたいと志し、教育実習を通してその志を固めるかもしれない青年たちを、余分に履修しなければならない教職科目（一般大学における位置づけ）の単位数にたじろがせることのないようにしたいと考えます。そういう人たちには教職にはきてももらわなくてもよいのだと考えるのではなく、大学で確かな学問をした人たちが、自由意志による選択の中でその職業を選ぶ意志につながるように教職の社会的地位と処遇の向上を図るとともに、その人たちが大きな壁を意識することなく、教職に就くことができるようなシステムを我々は創っていきたいと考えます。

(2) 基準の弾力化に逆行する基準の引き上げになる心配

マクロの視点からは、基準の弾力化を図り、大学の創意的自主的改善改革を促進するものとしながら、「教科科目」を引き下げ、「教職科目」の基準を引き上げてバランスをとろうとの検討が見られますが、結果的には、「教職科目」の基準の大幅引き上げに終わるとの危惧が感じられます。

中学校の教員免許を取得するための「教職科目」は、昭和29年免許法では、14単位、昭和63年改正法では、19単位でしたが、この度の改正案では、31単位であり、かつて優秀な教員を輩出した当時の2倍以上に増えることになります。

一般の改正案の趣旨では、一方では、大学の自主的努力にまつ意味で、弾力化を進めるとの視点を提示しながら、教科科目は、大学の専門教育で補われるので、教科科目の基準を軽減し、教職科目を増やすこととし、総単位数は変わらないとの説明をしています。

しかし、従来の教科科目の40単位中、20単位はもともと専門教育で補われており、残りの20単位は、教職免許のための広域の教科科目でした。その意味では、今般提案されている教職科目31単位プラス教科科目20単位は、とくに一般大学においては、卒業に必要な124単位とは別に履修しなければならない単位になります。したがって、教員資格を取得するために余分に必要な単位は、39単位から51単位に増大することになるので、純粋に基準の引き上げとなり、弾力化とは異なる方向になると考えられます。

このような履修単位の基準引き上げによって資質を高めようとするのは、逆行になり、かえって有為の人材を遠ざけることになるのではないかと心配されます。

(3) 昭和63年改定法による新設科目の実態調査の必要と提案の矛盾

免許制度は、教員社会の安定的な構造を維持する上からも、頻回に渉る改定はなるべく避けるべきであり、とりわけ大幅な改定は、よほどの教育改革と連動すべきものと思われます。昭和63年改定による単位増の際に、生徒指導、特別活動が新設されましたが、その実施にあたって担当者を配置する条件が行政的に措置されず、まして一般大学では負担増のみであったこと、仮に、この分野を担当する教員配置がなされても、実際に全国にその分野の研究者少なくとも担当者を確保することはきわめて困難であったという問題があると思います。担当者がいないため、多くの大学が非常勤講師に依存し、一人の担当者がいくつもの大学を掛け持ちで非常勤講師を担当している例も実際に存在しています。

貴特別委員会自身が、この点については、「生徒指導や特別活動に係る科目については、扱う内容が伝統的学問領域と必ずしも整合しないため、学校の実態をふまえた実際的内容を求められているにもかかわらず、適切な担当教員が確保できなかつたり、ごく狭い領域に偏して、教授されている例が見られるといわれる」(24P)と指摘しているところからみましても、このような状態で、その科目の単位数を引き上げというのは、現実の施策としてはかなりの無理があると思われます。

2単位でも、それが効果的な成果を見ていないという事実認識に立って、さらにこれを基準単位として増やすという提案には、無理があり、この種の問題をどのように解決するかという別の面からの解決策が必要ではないかと考えられます。

「生徒指導(カウンセリングを含む)、進路指導」を増やす根拠と、それを裏付ける方策と、貴特別委員会が自問している課題に答えずに、基準の引き上げになる場合、「教職科目」は、水増しされた、学生にとっても退屈な授業となり、また実質的に教育現場の課題に対応できるような内容を保障するのは困難であると思います。

このような「生徒指導」等や「特別活動」の分野こそ、現実に生徒を前にした、教育実習の学習内容や初任者研修における研修内容としてもっともふさわしくまた充実が期待されている分野ではないかと考えられます。

(4) 新しい教職科目の意義とそれを直ちに免許基準とすることへの疑問

(ア) 教職ガイダンス科目の新設の意味

新規に提案された「教職ガイダンスに関する科目」については、かつての教育原理、従来の、教育の本質と目標、教育の社会的行政的な事項そのものが、広義の教職ガイダンスの役割を担っていたものと考えられ、その中には、必ず、教師論、教職論、教職の専門職論、教職への勧めを含んできたものと考えております。今日、あらためてそのみを2単位30時間相当講じることの意義を明確に提示することは難しいように思います。医師のような明確に目的養成である場合と異なり、今日、教育大学・教育学部においてさえ、教員養成はオープンシステムとなっている時代状況の下で、大学の主体的な考案の下に開設する場合は別ですが、これを免許基準としてすべての大学における教員養成カリキュラムに必修とすることは現段階では困難に思われます。

(イ) 総合演習科目の設置の意味

提案の趣旨は、とくに教員に固有な資質というよりは現代の高等教育に求められている教養内容

と考えることができます。したがって、すでに多くの大学が、共通科目、教養科目、総合科目等として、様々な創意工夫によって現代的課題に対応できる高度な知性を培う教育を求めています。かつて、一般教育が、すべての大学の履修内容であるが、とりわけ教員になる者に、一般教育の教養が強調されたのと同様の問題提起であると思われます。

しかし、その重要性にもかかわらず、提示された履修内容は、多様性もあり得るものであり、逆にそれを履修していなくても別の仕方では、これらの教養を得ることが可能であり、いわゆる教員資格のための履修基準として位置づけることで、かえって形骸化するおそれもあり、免許基準とするにはきわめて性格の曖昧なもののように思われます。

(5) 教育実習の充実への焦点化の要望

次に、以上の諸点に対して、今回の諮問に直接応える一つの柱である「教育実習の充実と期間の延長」について考察します。

前述の「教職科目」等の基準引き上げに比べて、はるかに現実性もあり、また前述の「教職科目」等の内容をも含み得る可能性のある現実的な提案と考えられます。

提言内容は、多岐にわたるよりも、昭和63年度の免許制度改定をふまえ、現実的に対処し、教育実習の充実に絞るということも考えられます。あれもこれも増やすよりも、きちんとした教育実習が実施され、教育実習が総合的な学習機会となれば、細切れの教職科目の履修単位を増やすよりもはるかに効果的であると考えられます。

ただし、そのためには、教育実習の実施条件についての抜本的な改善策が必要であり、単なる期間延長では対応できないと考えられます。

そのためには、次のようないくつかのガイドラインを確立することが期待されます。とくに、中学校における教育実習の改善について次のような配慮が期待されます。

(ア) 教育実習の参加条件を大学毎に定め、実習参加者を絞る。

(イ) 教育実習における大学側の指導体制、担当者を明確にする。

(ウ) 教育実習における履修内容に含むべきことがらを明確にする。そのために、何らかの方法で実習による学習内容を明示する。その中に、教科指導のほか、学級指導、生徒指導、特別活動を含める。また、現代に生きる課題についての生徒との討論（担任教師、実習生、場合によって大学教員をも含む）を含める。

つまり、実習の学習内容の中に、教職へのキャリア・ガイダンス、現代に生きる人間の課題と生徒の成長発達、広義の生徒指導・特別活動・学級指導等に関する課題研究を必ず含むものとする。

(エ) 教育実習の評価のあり方について実習生の自己評価をも含んだ教師への成長のための評価とする。

(オ) 附属学校や公立の責任ある実習協力校については、教育実習に必要な一定の条件整備を講ずる。

(カ) 主たる実習校は免許校種（たとえば中学校）とするが、他校種の参観、授業参観を義務づけ

る。他校種（幼稚園，小学校，高等学校，障害児教育諸学校，社会教育施設）

(4) 教育実習ノート（実習中のすべての事柄を記入）を義務づける（あまり様式化しない）。実習担当教諭及び大学教員は，教育実習ノートを指導する。

(5) 教育実習5Wとして，1W40Hとすれば200H，通常の講義時間数をもって単位に換算すると，約8単位に相当するが，実質5単位を与える（そのうち1単位は事前事後指導とする）。

以上のほか，提言の趣旨を活かしつつ，在学中の負担の増大をも防ぎ，教員としての資質能力を高めていくためには，これもまだ経験の浅い，初任者研修制度の改善充実を図ることが，きわめて重要な課題であると思います。初任者研修制度においても，現職者としての教師の成長，現代に生きる人間の課題と生徒の成長発達，広義の生徒指導・特別活動・学級指導等に関する課題研究を必ず含むものとするのが考えられます。

具体的提案内容には，前述のように，大学の教育内容として充実した講義内容が保障し難く，またその実践的性格がきわめて強いことから，教員としての実務に従事しながら，初任者研修の時期の研修内容として学んでいくことがもっともふさわしいものが含まれていると思います。もちろん，「最小限必要な能力」を教員就職以前に身につけておくことは必要ですが，大学で学ぶ基礎的理論的学習を基礎に，教育実習等の改善充実により，その達成水準を確保することが出来ると思います。

大学における教員養成においては，あくまでも教員として成長していく可能性と課題意識，その基礎的資質能力の涵養を基本的に期待し，教育実習等を通じて自らの学び方を自省しながら，実務者実践者としての基礎的なミニマムエッセンシャルズを修得できれば十分ではないかと思えます。

さらに現職教員となって，若さによる失敗をも含みながら生徒に新鮮な影響力を与えることのできる教師として，とくに生徒の実態に即した実践課題を探求することが，教師としての成長の大きな糧になるものと思われれます。

以上のように，新免許法施行後10年に満たない現段階においては，教育実習の改善充実及び初任者研修の内容の充実を重点課題とし，現行制度下における大学や実習校，教育委員会の最大限の創意と工夫を引き出そうとすることが，もっとも現実的かつ賢明な方策ではないかと考えられます。

IV その他の意見

(1) 今般の提言にあるカリキュラムの構造転換について，今後，さらに具体的な説得的な提言を行っていくためには，初等教育と中等教育の教育の目標とその差異，及びその変化等と，教科に関する力量にももっと注目していただきたいとする意見があります。

義務教育の一体性や義務教育としての中学校教育の性格の変化ということもありますが，「教職科目の比重」を高める方向での提案に関しては，初等教育と中等教育の教育形態の差異の問題についても，これをどのように考え，中学校段階の教育課題をどうとらえるかが示される必要があると考えられます。また，教科科目20単位についての考え方と具体的位置づけについてもより明確な見解が必要ではないかと思えます。

(2) 修士課程の問題については，別に検討されることになっているようですが，専修免許状の一つ

の要件として最小限の共通の履修基準を設けたいとする意見があります。

つまり、専修免許状の授与が、高度職業人の育成である趣旨を明確にするものであれば、最小限の措置として、共通の専修必修科目を用意することが考えられます。

具体的には、学校教育学（特殊研究）4単位を含むことを免許基準とし、その他は、課程認定を受けた講座又は学科の教科又は教職に関する科目であれば修士課程修了をもって専修免許状が取得できるものとしてもよいと思います。ただし、学校教育学（特殊研究）は、課程認定の要件とせず、他学部の開講科目のみならず、大学間協定、単位互換制度等の措置により、履修できるものとする必要があります。学校教育学（特殊研究）は、特定の教科の教育、あるいは学校経営、学級指導、生徒指導等の、学校教育の現実的実践的課題に関する教育研究を行うものとする必要があります。

なお、修士課程において、新規に免許状を取得しようとする者、異なる校種の免許状を取得しようとする者のためにも、高度職業人養成の一つの方策として、具体的なコースを用意することができるよう措置することができるようにしたいと思います。

以上

名 簿

理 事 会

常置委員会

第1常置委員会

第2常置委員会

第3常置委員会

第4常置委員会

第5常置委員会

第6常置委員会

第7常置委員会

特別委員会

医学教育特別委員会

教員養成特別委員会

国立大学の在り方と使命に関する特別委員会

(平成9年8月28日現在)

理 事 会			第 1 常置委員会		
○印は常置委員会委員長を兼任			(理念, 体制・組織, 管理運営)		
会 長	井村 裕夫	京 都 大 学 長	委 員 長	阿部 博之	東 北 大 学 長
副 会 長	蓮實 重彦	東 京 大 学 長	委 員	久保 良彦	旭川医科大学長
〃	阿部 謹也	一 橋 大 学 長	〃	古賀 達蔵	筑波大学副学長
理 事	丹保 憲仁	北 海 道 大 学 長	〃	貴志 浩三	宇 都 宮 大 学 長
〃	吉田 豊	弘 前 大 学 長	〃	石川 英一	群 馬 大 学 長
〃	○阿部 博之	東 北 大 学 長	〃	町田 篤彦	埼 玉 大 学 教 授
〃	○江崎玲於奈	筑 波 大 学 長	〃	蓮見 音彦	東京学芸大学長
〃	○丸山 工作	千 葉 大 学 長	〃	内田 安三	長岡技術科学大学長
〃	中嶋 嶺雄	東京外国語大学長	〃	武村 泰男	三 重 大 学 長
〃	木村 孟	東京工業大学長	〃	慶伊 富長	北陸先端科学技術 大学院大学長
〃	岡田 晃	金 沢 大 学 長	〃	田中 成明	京 都 大 学 教 授
〃	金城 俊夫	岐 阜 大 学 長	〃	加茂 直樹	京都教育大学長
〃	○加藤 延夫	名 古 屋 大 学 長	〃	岸本 忠三	大 阪 大 学 長
〃	岸本 忠三	大 阪 大 学 長	〃	廣中 平祐	山 口 大 学 長
〃	西塚 泰美	神 戸 大 学 長	〃	立川 涼	高 知 大 学 長
〃	高橋 和郎	鳥 取 大 学 長	〃	横山 哲夫	長 崎 大 学 長
〃	原田 康夫	広 島 大 学 長	〃	田中 弘允	鹿 児 島 大 学 長
〃	立川 涼	高 知 大 学 長	専 門 委 員	田中 学	東 京 大 学 教 授
〃	杉岡 洋一	九 州 大 学 長	〃	伊藤 博之	東北大学事務局長
〃	田中 弘允	鹿 児 島 大 学 長	〃	中西 鈞治	東京大学事務局長
〃	桂 幸昭	琉 球 大 学 長			
第3委員長	久々宮 久	東京商船大学長			
第4委員長	梶井 功	東京農工大学長			
第6委員長	武藤 輝一	新 潟 大 学 長			
監 事	堀川 清司	埼 玉 大 学 長			
〃	鈴木 章夫	東京医科歯科大学長			

第2 常置委員会 (入学者選抜)			第3 常置委員会 (教養教育, 学部専門教育, 学生生活)		
委員長	加藤 延夫	名古屋大学長	委員長	久々宮 久	東京商船大学長
委員	山田 家正	小樽商科大学長	委員	徳田 弘	秋田大学長
〃	小柳 敏郎	帯広畜産大学教授	〃	坪井 昭三	山形大学長
〃	江崎陽一郎	宮城教育大学長	〃	佐藤 保	お茶の水女子大学長
〃	橋本 周久	茨城大学長	〃	安永 均	電気通信大学教授
〃	吉田 政幸	図書館情報大学長	〃	加藤 章	上越教育大学長
〃	板垣 浩	横浜国立大学長	〃	児嶋 眞平	福井大学長
〃	小川 秋實	信州大学長	〃	平野 眞一	名古屋大学教授
〃	深谷 松男	金沢大学教授	〃	後藤 圭司	豊橋技術科学大学長
〃	山崎 昇	浜松医科大学長	〃	丹羽 雅子	奈良女子大学長
〃	辻野 昭	兵庫教育大学長	〃	山田 康之	奈良先端科学技術 大学院大学長
〃	守屋 駿二	和歌山大学長	〃	高橋 和郎	鳥取大学長
〃	北川 泉	島根大学長	〃	原田 康夫	広島大学長
〃	奥田 拓道	愛媛大学教授	〃	村田 晃	佐賀大学教授
〃	嘉多村 勇	高知医科大学長	〃	山口 雅也	佐賀医科大学長
〃	杉岡 洋一	九州大学長	〃	野村 新	大分大学長
〃	森満 保	宮崎医科大学長	〃	二神 光次	宮崎大学長
専門委員	山極 隆	富山大学教授	専門委員	豊岡 照彦	東京大学教授
〃	小嶋 秀夫	名古屋大学教授	〃	小川 浩平	東京工業大学教授
臨時 専門委員	荒井 克弘	大学入試センター教授	〃	大内 剛	東京大学学部長

第4常置委員会 (教職員の待遇改善)			第5常置委員会 (学術交流)		
委員長	梶井 功	東京農工大学長	委員長	江崎玲於奈	筑波大学長
委員	保原喜志夫	北海道大学教授	委員	藤井 英嘉	北海道教育大学長
〃	海妻 矩彦	岩手大学長	〃	吉田 豊	弘前大学長
〃	吉原 泰助	福島大学長	〃	中嶋 嶺雄	東京外国語大学長
〃	小泉 千秋	東京水産大学長	〃	澄川 喜一	東京芸術大学長
〃	伊東 壯	山梨大学長	〃	木村 孟	東京工業大学長
〃	須藤 正克	福井医科大学長	〃	水岡不二雄	一橋大学教授
〃	仲井 豊	愛知教育大学長	〃	佐々木 博	富山医科薬科大学長
〃	井上篤次郎	神戸商船大学長	〃	金城 俊夫	岐阜大学長
〃	赤井 達郎	奈良教育大学長	〃	加藤 幹太	滋賀大学長
〃	高折 修二	島根医科大学長	〃	池田 修	大阪外国語大学長
〃	近藤 浩二	香川大学長	〃	齋藤 史郎	徳島大学長
〃	菰口 治	福岡教育大学長	〃	西村 重雄	九州大学教授
〃	佐古 宣道	佐賀大学長	〃	吉田 将	九州芸術工科大学長
専門委員	小島 圭二	東京大学教授	〃	桂 幸昭	琉球大学長
〃	長松 昭男	東京工業大学教授			
〃	菅原 正弘	弘前大学事務局長			
〃	黒崎 勝之	一橋大学事務局長			
〃	中原 勇夫	東京大学総務部長			
〃	早川 明彦	東京工業大学庶務部長			

<p style="text-align: center;">第 6 常置委員会 (財 政)</p>	<p style="text-align: center;">第 7 常置委員会 (研究, 大学院, 生涯学習, 学術情報)</p>
委員長 武藤 輝一 新潟大学長	委員長 丸山 工作 千葉大学長
委員 泉 清人 室蘭工業大学長	委員 丹保 憲仁 北海道大学長
" 厚谷 郁夫 北見工業大学長	" 久保 嘉治 帯広畜産大学長
" 松井 一磨 東北大学教授	" 有山 正孝 電気通信大学長
" 堀川 清司 埼玉大学長	" 鈴木 宏 山梨医科大学長
" 宮島 洋 東京大学教授	" 廣田 榮治 総合研究大学院大学長
" 鈴木 章夫 東京医科歯科大学長	" 時澤 貢 富山大学長
" 岡田 晃 金沢大学長	" 佐藤 博明 静岡大学長
" 岡島 達雄 名古屋工業大学長	" 松尾 稔 名古屋大学教授
" 佐和 隆光 京都大学教授	" 丸山 和博 京都工芸繊維大学長
" 木下 繁彌 大阪教育大学長	" 小澤 和恵 滋賀医科大学長
" 西塚 泰美 神戸大学長	" 小坂二度見 岡山大学長
" 田中 聰 香川医科大学長	" 野地 潤家 鳴門教育大学長
" 鮎川 恭三 愛媛大学長	" 佐々木正治 広島大学教授
" 高木良三郎 大分医科大学長	" 中野 仁雄 九州大学教授
" 江田 昌佑 鹿屋体育大学長	" 細川 邦典 九州工業大学長
専門委員 中西 釦治 東京大学事務局長	" 江口 吾朗 熊本大学長
" 小川 修正 東京医科歯科大学事務局長	専門委員 小山 貞夫 東北大学教授
" 黒川 征 京都大学事務局長	" 藤野 幸雄 図書館情報大学副学長
" 原 政敏 和歌山大学事務局長	" 六本 佳平 東京大学教授

医学教育特別委員会	教員養成特別委員会
委員長 石川 英一 群馬大学長	委員長 蓮見 音彦 東京学芸大学長
委員 坪井 昭三 山形大学長	委員 吉原 泰助 福島大学長
" 丸山 工作 千葉大学長	" 堀川 清司 埼玉大学長
" 鈴木 章夫 東京医科歯科大学長	" 木村 孟 東京工業大学長
" 武藤 輝一 新潟大学長	" 武村 泰男 三重大学長
" 佐々木 博 富山医科薬科大学長	" 慶伊 富長 北陸先端科学技術大学院大学長
" 児嶋 眞平 福井大学長	" 加茂 直樹 京都教育大学長
" 小澤 和恵 滋賀医科大学長	" 木下 繁彌 大阪教育大学長
" 齋藤 史郎 徳島大学長	" 原田 康夫 広島大学長
" 杉岡 洋一 九州大学長	" 野地 潤家 鳴門教育大学長
" 山口 雅也 佐賀医科大学長	" 野村 新 大分大学長
" 江口 吾朗 熊本大学長	専門委員 横須賀 薫 宮城教育大学教授
専門委員 池 康嘉 群馬大学教授	" 篠田 弘 名古屋大学教授
" 武藤徹一郎 東京大学教授	" 山田 昇 奈良女子大学教授
" 大山 喬史 東京医科歯科大学教授	" 関口 茂久 滋賀大学教授
" 竹下 彰 九州大学教授	" 羽田 貴史 広島大学助教授

国立大学の在り方と使命に関する特別委員会

委員長	阿部 謹也	一橋大学長
委員	中嶋 嶺雄	東京外国語大学長
〃	木村 孟	東京工業大学長
〃	武藤 輝一	新潟大学長
〃	慶伊 富長	北陸先端科学技術 大学院大学長
〃	馬渡 尚憲	東北大学教授
〃	宮島 洋	東京大学教授
〃	金子 元久	東京大学教授
〃	中谷 巖	一橋大学教授
〃	岸本 重陳	横浜国立大学教授
〃	野村 浩康	名古屋大学副学長
〃	潮木 守一	名古屋大学教授
〃	田中 成明	京大大学教授
〃	吉田 和男	京大大学教授
〃	丸山 正樹	京大大学教授
〃	猪木 武徳	大阪大学教授
〃	天野 郁夫	国立学校財務セン ター教授

そ の 他

(平成9年6月14日～平成9年8月31日)

■学長等の異動

○ 学長の交代

(大 学)	(新 任)	(前 任)
旭川医科大学	久 保 良 彦	清 水 哲 也
大 阪 大 学	岸 本 忠 三	金 森 順次郎

○ 専門委員の委嘱

(委員会)	(新 任)
第1常置委員会	伊 藤 博 之 (東北大学事務局長)

○ 専門委員の交代

(委員会)	(新 任)	(前 任)
第1常置委員会	中西 鈞治 (東京大学事務局長)	長谷川正明 (東京大学事務局長)
第4常置委員会	安岡 邦昭 (東京大学学生部長)	大内 剛 (東京大学学生部長)

○ 専門委員の解嘱

(委員会)	
第4常置委員会	渡 邊 彌 (宮崎大学事務局長)

正 誤 表

「会報」第 157号 162頁の専門委員の交代の個所に誤りがありました。
ご訂正くださるようお願いいたします。

正		誤	
(新任)	(前任)	(新任)	(前任)
第3常置委員会 大内 剛	第4常置委員会 安岡 邦昭	第4常置委員会 安岡 邦昭	第3常置委員会 大内 剛
(東京大学生部長)	(東京大学生部長)	(東京大学生部長)	(東京大学生部長)

国立大学協会の組織

創 立：昭和25年7月13日
会員大学：98国立大学
目 的：国立大学相互の緊密な連絡と協力を図り、
その振興に寄与することを目的とする。

- 総 会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理 事 会（会長・副会長を含む理事21名。各常置委員会委員長）
- 常務理事会（会長，副会長，各常置委員会委員長）
- 監 事（2名）
- 常置委員会

第1常置委員会（理念，体制・組織，管理運営）

第2常置委員会（入学者選抜）

第3常置委員会（教養教育，学部専門教育，学生生活）

第4常置委員会（教職員の待遇改善）

第5常置委員会（学術交流）

第6常置委員会（財政）

第7常置委員会（研究，大学院，生涯学習，学術情報）

常置委員会小委員会

第2常置委員会入試将来ビジョン検討小委員会

〔設置期間：平成8年4月1日～平成10年3月31日〕

第3常置委員会SCS小委員会

〔設置期間：平成9年4月11日～平成11年4月10日〕

第5常置委員会UMAP小委員会

〔設置期間：平成7年12月15日～平成9年12月14日〕

第5常置委員会JUSSEP小委員会

〔設置期間：平成7年12月15日～平成9年12月14日〕

第6常置委員会学生納付金等検討小委員会

〔設置期間：平成8年5月10日～平成10年5月9日〕

- 特別委員会

医学教育特別委員会

〔設置期間：平成8年4月1日～平成10年3月31日〕

教員養成特別委員会

〔設置期間：平成8年4月1日～平成10年3月31日〕

国立大学の在り方と使命に関する特別委員会

〔設置期間：平成9年3月3日～平成11年3月2日〕

- 特別会計制度協議会（国立大学協会と文部省との協議会）

編集後記

* 「行政改革会議（会長・橋本内閣総理大臣）」では国の行政機関の再編及び統合の推進に関する事項を審議し、連日その模様が報道されています。国大協はこの緊急かつ重要問題を審議するため「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」を設置し、当面の課題である国立大学の民営化問題に焦点を絞り集中的に審議した結果、要望書「行財政改革と国立大学の在り方について」と、委員会の議論を取りまとめた報告書『行財政改革の課題と国立大学の在り方（報告）』を作成し、去る6月開催の第100回総会にお諮りした上、関係方面に要望いたしました。

また、この他、要望書として、関係方面へ提出したものを併せて本号に全文を掲載し、皆様の参考に供することといたしました。

* 本号の「巻頭エッセー」には、江崎筑波大学長にお願いして「創造的アプローチの失敗から生まれるブレークスルー」をご寄稿いただきました。また総務庁の男女共同参画推進連携会議に国大協代表として参加いただいております佐藤お茶の水女子大学長からは、会議の報告として「『えがりてネットワーク』に参加して」をご寄稿いただきました。両先生にはご多忙のところご執筆の労を煩わし有り難うございました。

厚く御礼申し上げます。

（伊藤）

会報発行＝年4回（2月・6月・8月・11月）

平成9年8月25日 印刷
平成9年8月30日 発行（非売品）

会 報 第157号

（第47巻第3号 通巻第157号）

編集兼
発行者 伊藤 才一郎

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113（東京大学構内）

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電 話 03（3812）2111 内線（7950・7951）

03（3813）0647

F A X 03（3818）8656

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社